

建設環境委員会

令和7年第4回定例会

議案

議案第109号 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例 (公園課長)

庶務報告

1 議案関係

[都市整備部]

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号）について（調整課長）
- (2) 都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事請負契約締結について（道路建設課長）
- (3) 水元小合溜河川環境改善（汚泥処理設備改修等）工事請負契約締結について（公園課長）

2 一般

[環境部]

- (1) 「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」改定版（素案）について（リサイクル清掃課長）
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合の財政計画について（リサイクル清掃課長）
- (3) 清掃事務所の省エネルギーの実績について（清掃事務所長）

[都市整備部]

- (1) 東立石自転車置場の廃止について（交通政策課長）
- (2) 金町駅北口自転車駐車場の設備更新について（交通政策課長）
- (3) 新小岩駅周辺の街づくりについて（新小岩街づくり担当課長）
- (4) 義務付け等請求事件の判決及び控訴の提起について（立石駅北街づくり担当課長）
- (5) 立石エリアまちづくり協議会について（立石駅南街づくり担当課長）
- (6) 密集住宅市街地整備促進事業の進捗状況について（密集地域整備担当課長）

- (7) 建物明渡等請求事件の判決について (住環境整備課長)
- (8) 専決処分（契約変更）の報告について (道路補修課長)
- (9) 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画の更新（案）について (道路補修課長)
- (10) (仮称) 新小岩一丁目公園の整備について (公園課長)
- (11) 令和7年度主要工事進捗状況について (道路補修課長)

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

公園課

1 改正の概要

柴又公園拡張部について、柴又川甚まちなみ館の開館及び柴又公園拡張部の広場ゾーンの開園に合わせて、葛飾区立公園条例の別表第1に位置を追加する。

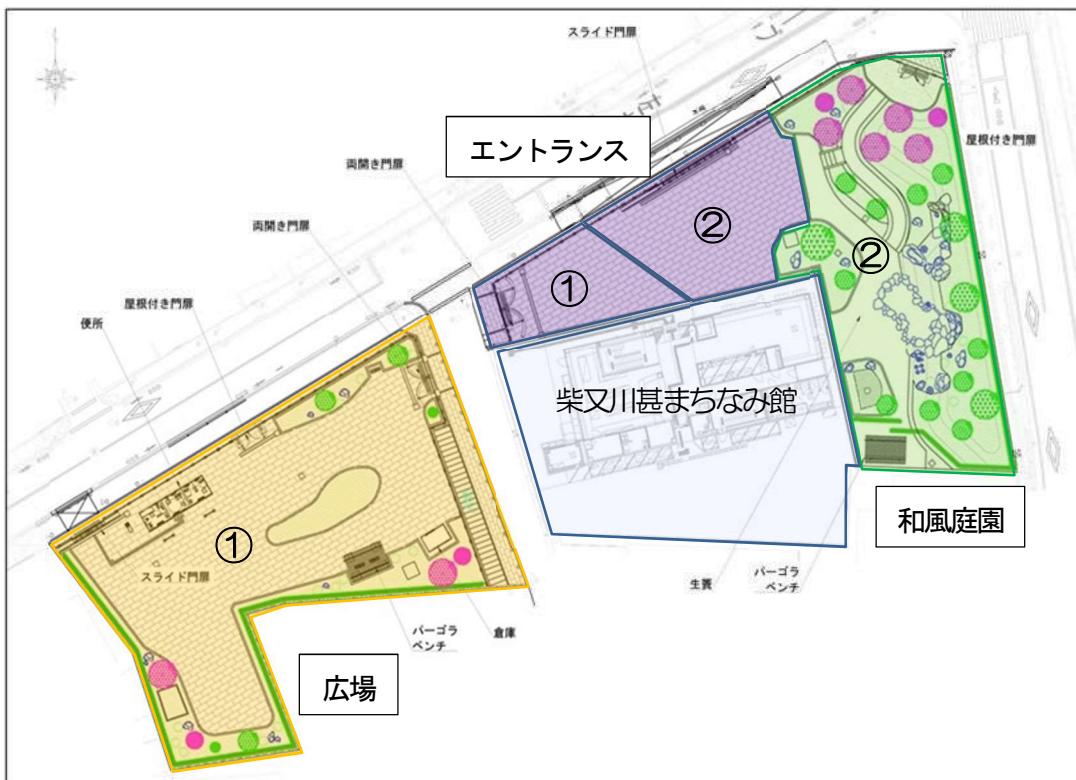
2 公園の概要

- (1) 公園名 柴又公園
(2) 面 積 55,665.45m² (内 拡張部 3,483.27m²)
(3) 位置図



- ① 葛飾区柴又六丁目22番19号
- ② " 柴又六丁目23番15号先から柴又七丁目19番14号先まで
- ③ " 柴又七丁目19番32号
- ④ " 柴又七丁目10番16号 (追加箇所)
- ⑤ " 柴又七丁目19番14号 (追加箇所)

3 開園スケジュール（予定）



① 令和8年3月開園予定

② 令和9年3月開園予定

4 施行予定期日

葛飾区規則で定める日

5 新旧対照表

【資料1】のとおり

【資料 1】

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

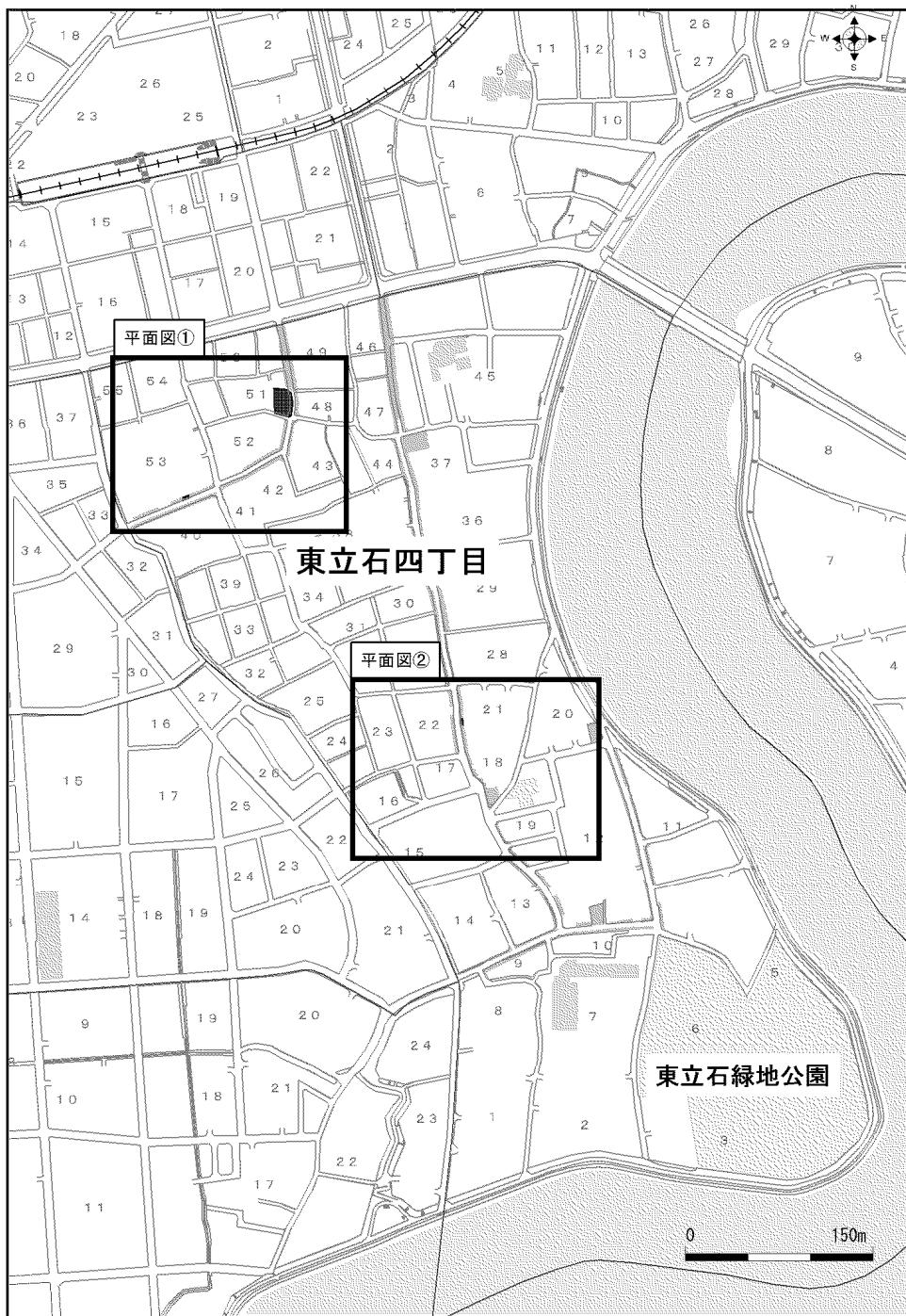
現 行	改正案																				
○葛飾区立公園条例 昭和33年3月31日 条例第1号 (略)	○葛飾区立公園条例 昭和33年3月31日 条例第1号 (略) <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</u>																				
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金町公園</td><td>葛飾区柴又三丁目 24番1号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>柴又公園</td><td> // 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで // 柴又七丁目 19番 32号 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	金町公園	葛飾区柴又三丁目 24番1号	(略)	(略)	柴又公園	// 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで // 柴又七丁目 19番 32号	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金町公園</td><td>葛飾区柴又三丁目 24番1号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>柴又公園</td><td> // 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで <u>// 柴又七丁目 10番 16号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 14号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 32号</u> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	金町公園	葛飾区柴又三丁目 24番1号	(略)	(略)	柴又公園	// 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで <u>// 柴又七丁目 10番 16号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 14号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 32号</u>	(略)	(略)
名 称	位 置																				
金町公園	葛飾区柴又三丁目 24番1号																				
(略)	(略)																				
柴又公園	// 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで // 柴又七丁目 19番 32号																				
(略)	(略)																				
名 称	位 置																				
金町公園	葛飾区柴又三丁目 24番1号																				
(略)	(略)																				
柴又公園	// 柴又六丁目 22番 19号 // 柴又六丁目 23番 15号先から 柴又七丁目 19番 14号先まで <u>// 柴又七丁目 10番 16号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 14号</u> <u>// 柴又七丁目 19番 32号</u>																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				

令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号）について

密集地域整備担当課

東立石地区密集住宅市街地整備促進事業

〈案内図〉



東立石地区密集住宅市街地整備促進事業

<平面図①>



用地取得完了箇所	
補正予算計上箇所	

密集地域整備担当課

東立石地区密集住宅市街地整備促進事業

<平面図②>

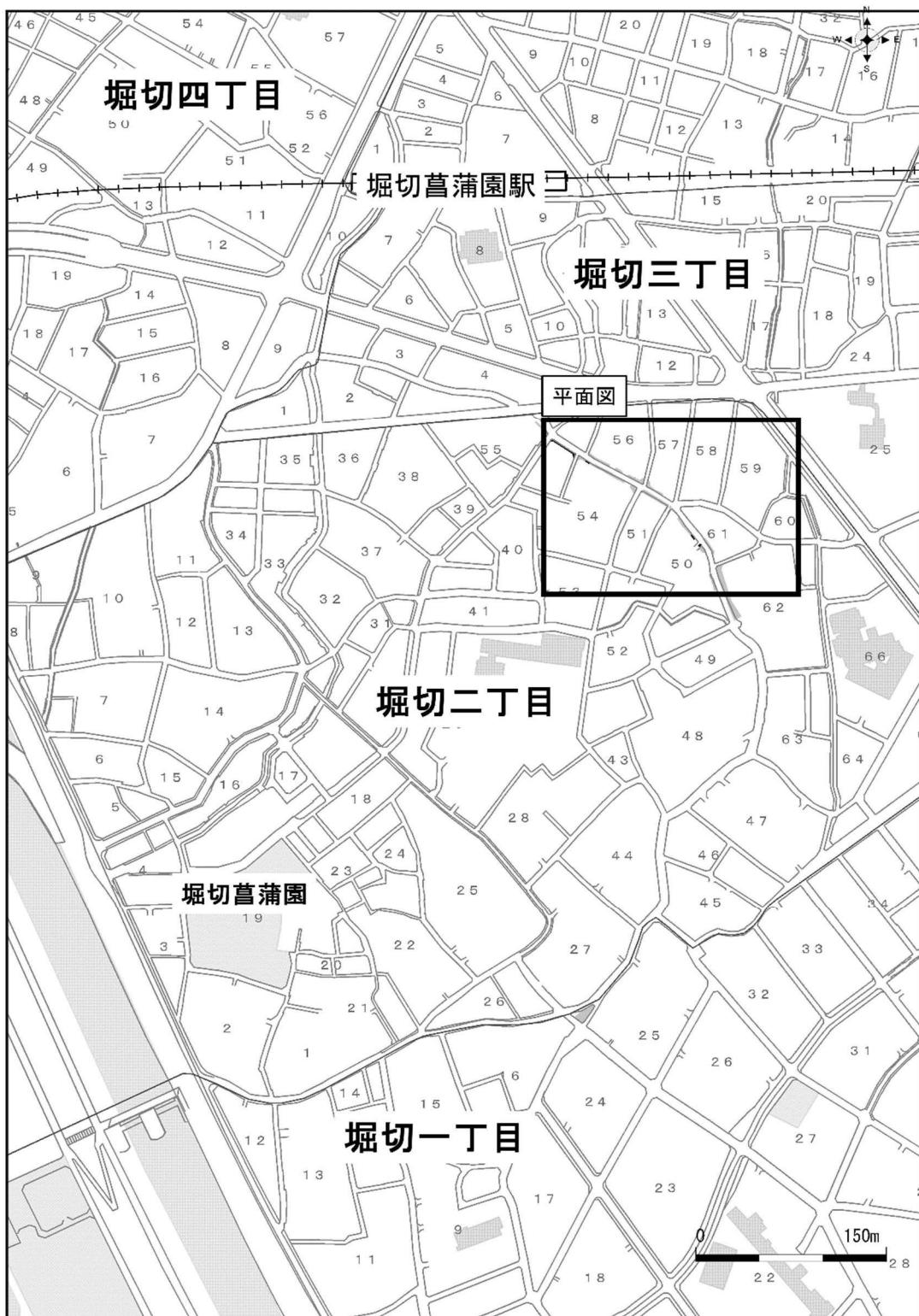


用地取得完了箇所	
補正予算計上箇所	

密集地域整備担当課

堀切地区密集住宅市街地整備促進事業

<案内図>



堀切地区密集住宅市街地整備促進事業

<平面図>



用地取得完了箇所	
補正予算計上箇所	

都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事請負契約締結について

道路建設課

1 工事の目的

都市計画道路補助第276号線は、区内を南北に縦断する主要な地域幹線道路であると同時に、葛飾区地域防災計画において緊急時の避難路として位置付けられており、本区幹線道路網を形成する上で、重要な路線である。

本工事では、一口橋南区間の範囲について道路及び電線共同溝、排水施設を整備し、高砂区間の範囲については電線共同溝を整備する。

2 契約の概要

(1) 工事件名

都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事

(2) 工事箇所

葛飾区高砂二丁目10番先から細田三丁目37番先まで

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札

(4) 予定価格

4億8,594万9,200円

(5) 契約金額

4億7,377万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号

尾花興業株式会社

代表取締役 尾花 弘行

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年2月17日まで

3 工事の概要

施工延長 563.0メートル

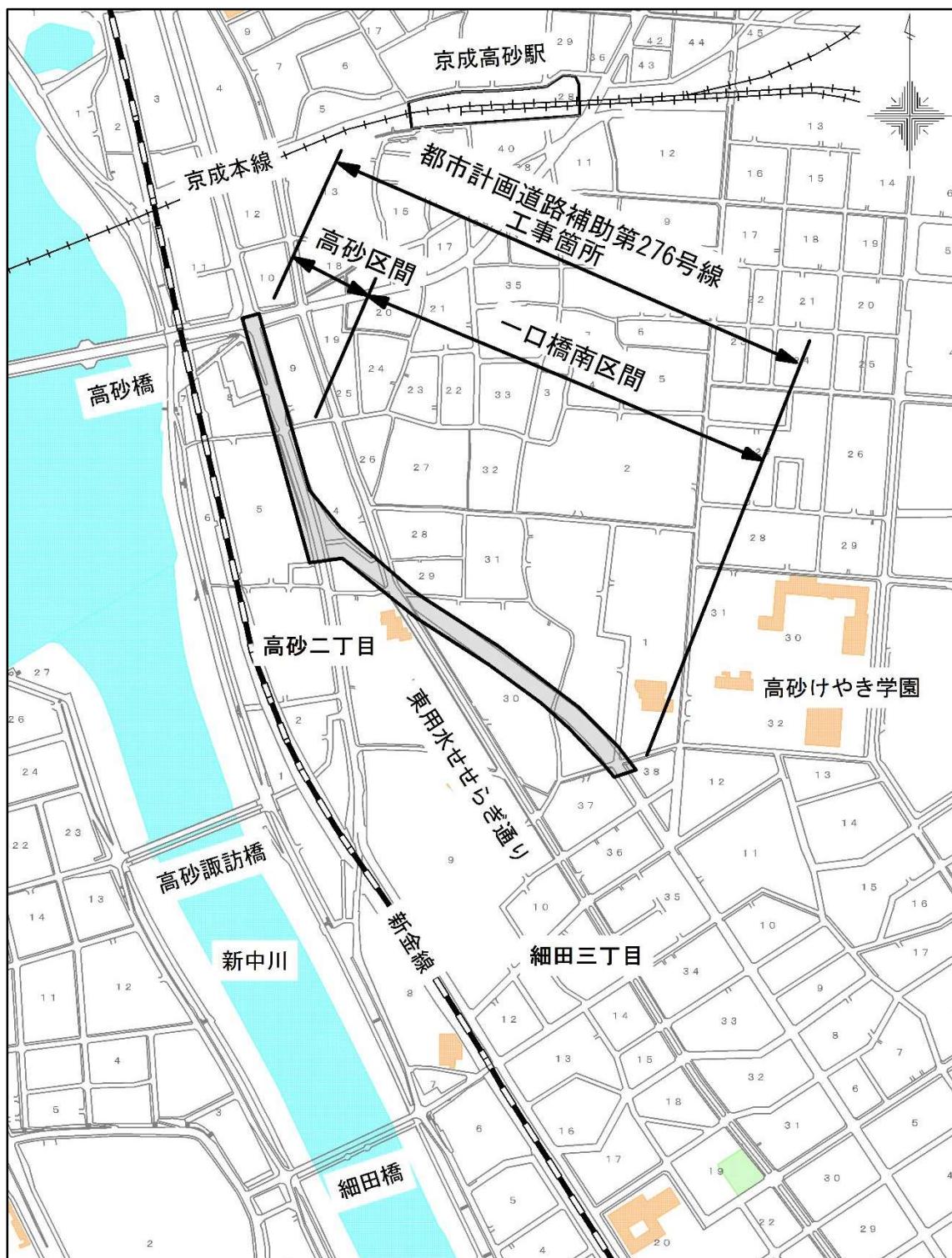
標準幅員 15.0メートル

- (1) 道路整備工事 477.8メートル
- ア スリット側溝設置工
322.6メートル
 - イ 車道舗装工
4,668平方メートル
 - ウ 歩道舗装工
1,882平方メートル
 - エ 横断抑止柵設置工
285.5メートル
 - オ 道路照明設置工
14基
- (2) 電線共同溝整備工事 324.6メートル
- ア 管路材設置工
2,739.0メートル
 - イ 共用FA管設置工
421.2メートル
 - ウ ボディ管設置工
454.9メートル
 - エ 特殊部設置工
17基
- (3) 排水施設整備工事 236.7メートル
- ア 硬質塩化ビニル管布設工
224.6メートル
 - イ 人孔設置工
8基

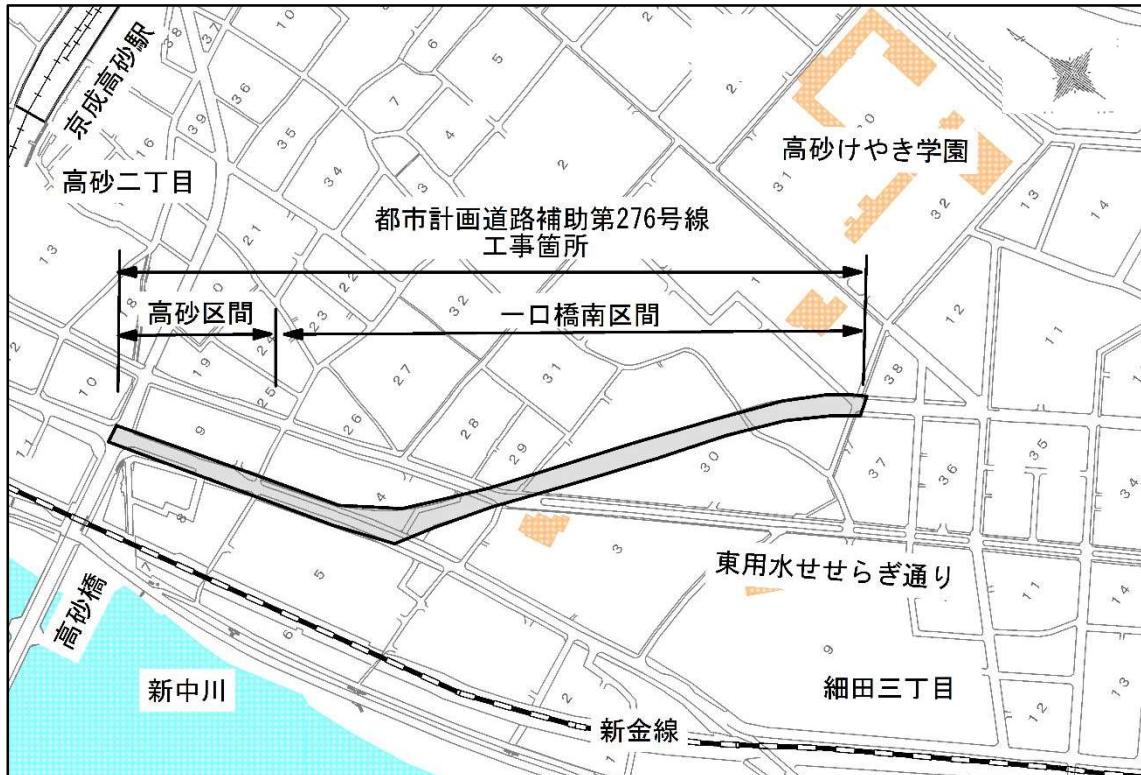
4 参考資料

- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 平面図・標準横断図
別紙2のとおり

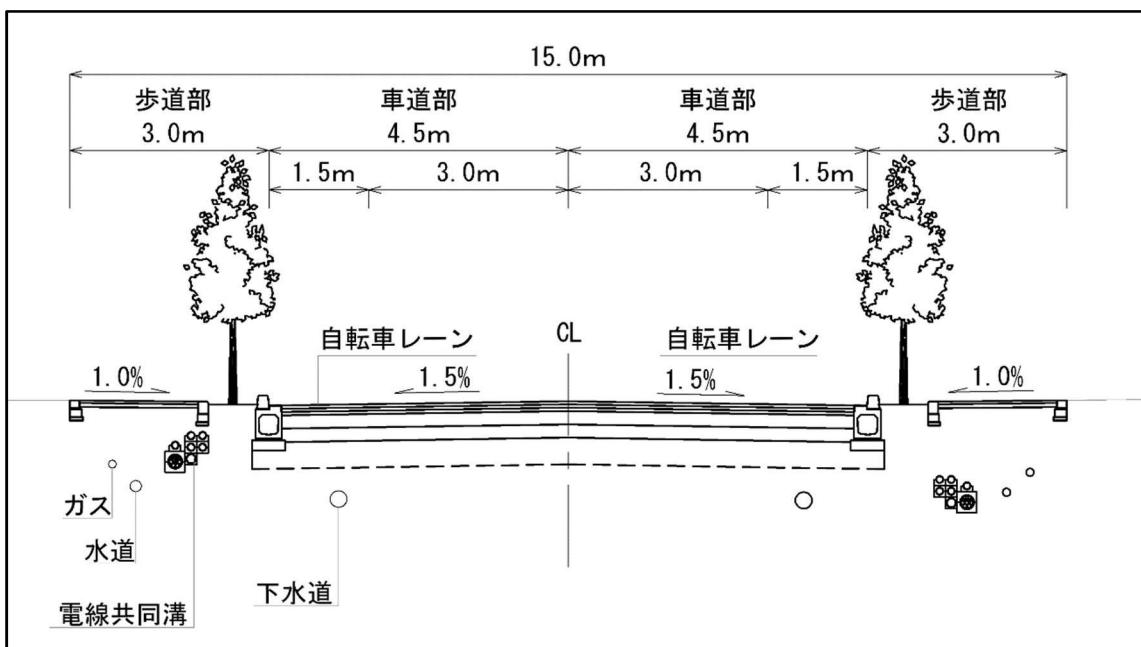
案 内 図



平面図



標準横断図



水元小合溜河川環境改善（汚泥処理設備改修等）工事請負契約締結について

公園課

1 工事の目的

河川環境改善計画に基づき、水元小合溜水質浄化センターにおいて、経年劣化の進む汚泥脱水機等の更新工事を行う。

2 契約の概要

（1）工事件名

水元小合溜河川環境改善（汚泥処理設備改修等）工事

（2）工事箇所

葛飾区水元公園8番3号

（3）契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（4）予定価格

3億1,189万4,000円

（5）契約金額

3億470万円

（6）契約の相手

東京都中央区銀座七丁目14番1号

荏原実業株式会社

代表取締役 石井 孝

（7）工期

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 工事の概要

【機械設備工事】

脱水機	汚泥脱水機	2基
搔寄機	沈殿槽汚泥搔寄機	1基
各種装置	逆洗排水槽攪拌装置	1台
	高分子凝集剤溶解装置	1基
各種水槽	凝集槽	1基
各種ポンプ	汚泥引抜ポンプ	2台

給泥ポンプ	2台
【電気設備工事】	
計装機器	汚泥濃度計

4 参考資料

- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 平面図
別紙2のとおり
- (3) 水元小合溜水処理フロー
別紙3のとおり

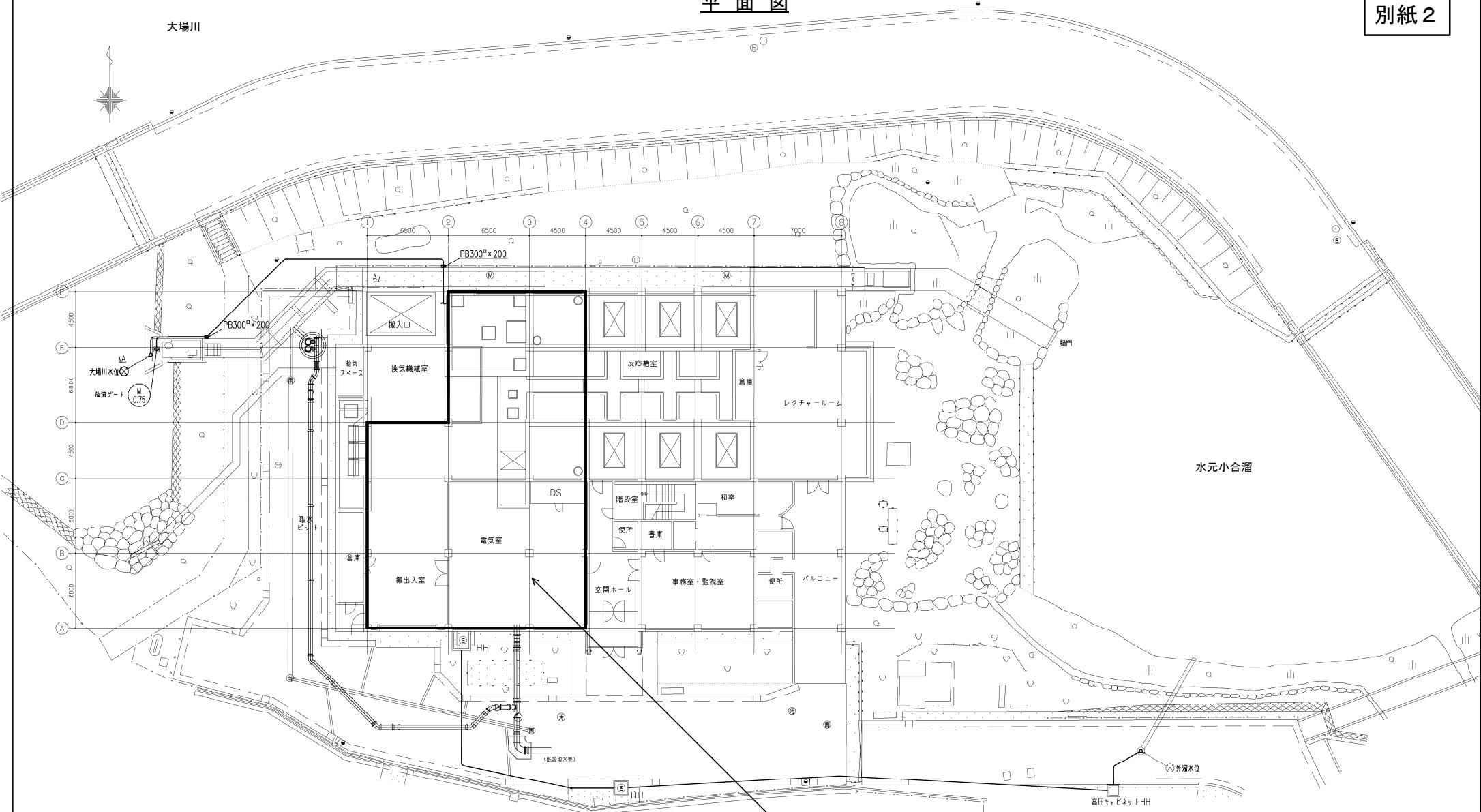
案内図



平面図

別紙2

大場川

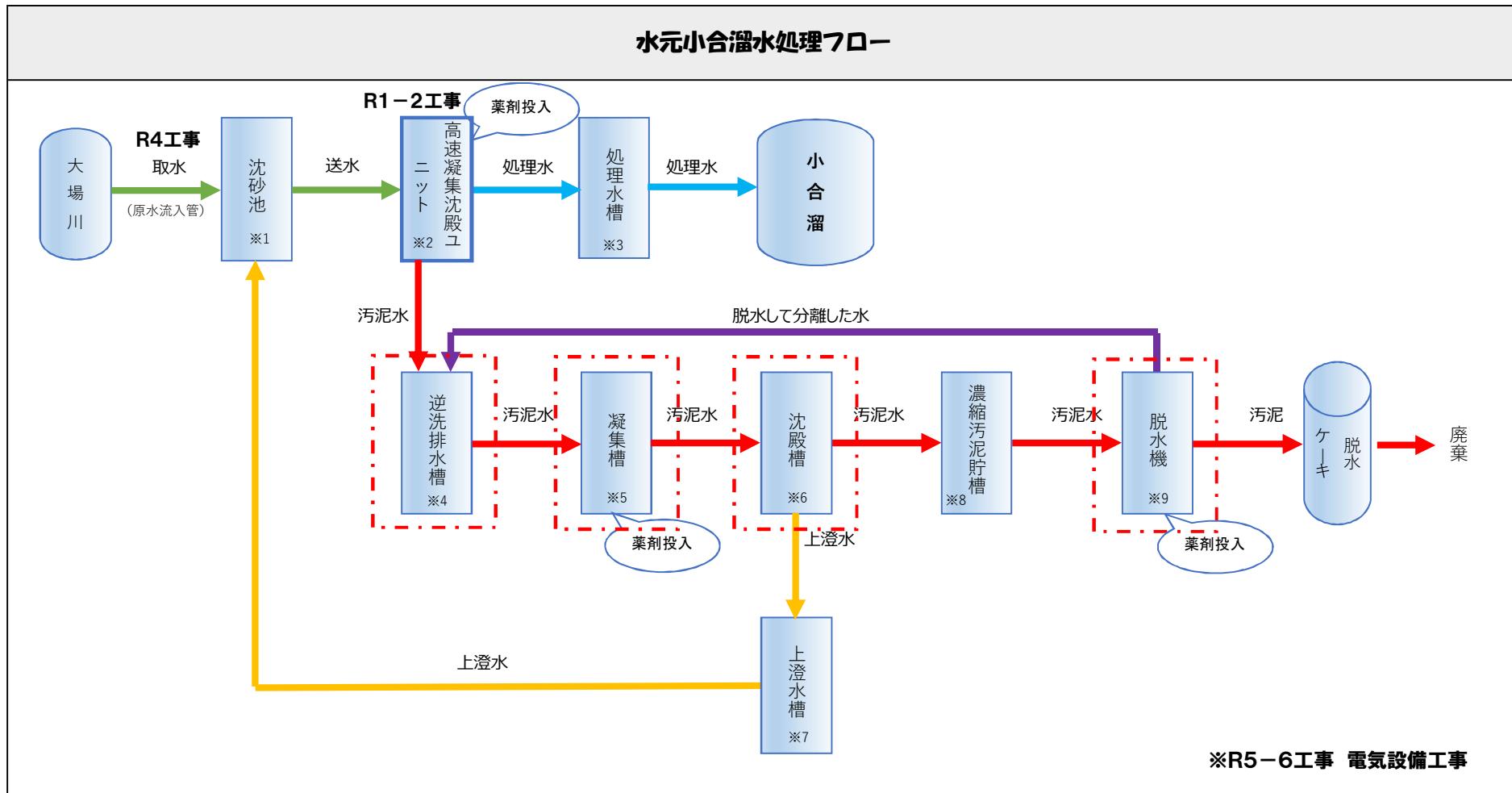


水質浄化センター

主な工種

- ・汚泥脱水機 2基
- ・沈殿槽汚泥掻き機 1基
- ・逆洗排水槽攪拌装置 1台
- ・高分子凝集剤溶解装置 1基
- ・凝集槽 1基
- ・汚泥引抜ポンプ 2台
- ・給泥ポンプ 2台
- ・汚泥濃度計 2基

□は改修範囲を示す。



※1 沈砂池：大場川の水から砂等の不純物を取り除く設備

※2 高速凝集沈殿ユーニット：新しく導入した水質浄化システム。取水した水に凝集剤を用いて処理水と汚泥水に分離させる設備

※3 処理水槽：処理水を一時的にためておく設備

※4 逆洗排水槽：汚泥水を一時的にためておく設備。脱水機から出た分離した水もこちらに流入させている。

※5 凝集槽：汚泥水に凝集剤を注入して、さらに脱水しやすくする設備

※6 沈殿槽：上澄水と汚泥水を分ける設備

※7 上澄水槽：沈殿槽から出た上澄水を一時的にためておく設備

※8 濃縮汚泥貯槽：沈殿槽から出た汚泥水を一時的にためおく設備。通気プロワで攪拌している。

※9 脱水機：汚泥水から水分をぬき、汚泥にする設備

今回対象
※沈殿槽、逆洗排水槽は、一部更新

一般庶務報告No. 1
環 境 部
令和7年12月8日

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」改定版（素案）について

リサイクル清掃課

1 改定の進捗状況

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区市町村において定めることが義務付けられている。

本区においては、葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）を令和3年4月に策定した。本計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、策定後5年経過時に見直しを図ることとしているため、今年度見直しを実施しているところである。これまでに、現計画策定後の本区の状況や施策の達成状況を分析し、国や東京都の政策等の変化を踏まえて、現状に対する課題を抽出した。今般、その課題に対応した具体的な施策を再構築し、改定の素案として作成した。

2 素案の概要

（1）基本理念

「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」

（2）基本方針

「I ごみの発生抑制・再使用の推進」

「II 多様な資源循環の推進」

「III 適正なごみ処理の推進」

※基本理念及び基本方針は現計画を踏襲する。

（3）計画目標の達成状況

ア 区民一人一日当たりの家庭ごみ量

減少傾向は続いているが、概ね順調に推移している。

イ 事業系ごみ年間総排出量

減少傾向は続いているが、計画目標は達成している。

ウ 資源回収率

増加傾向にはあるが、増加幅が緩やかである。

(4) 今後の施策の主な方針

現行の取組を継続的に実施し、特に資源化に関する取組を強化していく。

3 資源化に関する今後の主な取組内容

- (1) オンラインコンテンツを積極的に活用し、資源とごみの分別に関する内容や食品ロスの削減に関する内容等について、より広く啓発を行っていく。
- (2) 「繊維 to 繊維」の取組や製品プラスチックの集積所回収といった新たな資源化への取組について、引き続き推進することで区民の理解の定着を図りつつ、新たな資源化品目を増やすことも検討していく。

4 素案及び概要版

【資料1、2】のとおり

5 今後の予定

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和7年12月 | 区民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施 |
| ～令和8年1月 | |
| 令和8年3月 | 建設環境委員会へ庶務報告
一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定 |

6 区民意見提出手続（パブリック・コメント）の閲覧場所

(1) 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、
清掃事務所、リサイクル清掃課

(2) その他

区ホームページに掲載

【資料 1】

葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次) 改定版 概要版 素案

1 計画の概要

葛飾区は、令和 3 年 4 月に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第 4 次）」（以下、「第 4 次計画」という。）を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」の基本理念のもと、ごみの発生抑制と資源の有効活用を進めてきました。この度、目標達成状況や施策の実施状況、国・東京都・23 区の最新動向を踏まえ、第 4 次計画の改定版を取りまとめました。

改定に当たっては、国の第五次循環型社会形成推進基本計画やプラスチック資源循環促進法との整合を図りつつ、食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化、災害対応力の強化等を重点化します。今後は、国際目標であるSDGsを踏まえつつ、「ゼロエミッションかつしか」を念頭に、資源循環型地域社会の形成を一層推進していきます。

1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び区条例第 32 条に基づく計画で、「葛飾区基本構想」「葛飾区基本計画」「葛飾区中期実施計画」「葛飾区環境基本計画」を上位計画とする「環境基本計画」の部門別計画です。区内の一般廃棄物処理に関する中期的な指針として、清掃一組の計画や東京都の関連計画と調和を図りつつ策定します。

2 計画期間

本計画は、第 4 次計画の改定版であることから、目標年度は変えず、令和 12 年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、2001 年の MDGs の後継として 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「2030 アジェンダ」に盛り込まれた、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を掲げ、途上国だけでなく先進国も対象とする普遍的な目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。



ゼロエミッションかつしか宣言

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響が身近に及び、世界は危機的状況にあります。国連報告は、深刻な被害を防ぐには 2050 年頃までに CO₂ 排出を実質ゼロにする必要があると示しています。これを踏まえ本区は、都内に先駆けて「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050 年までの区内実質ゼロを目指します。

2 基本理念

本計画では、第4次計画に引き続き、以下のとおり基本理念・基本方針を定め、本区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり資源循環型社会を目指します。

1 基本理念

**持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！**

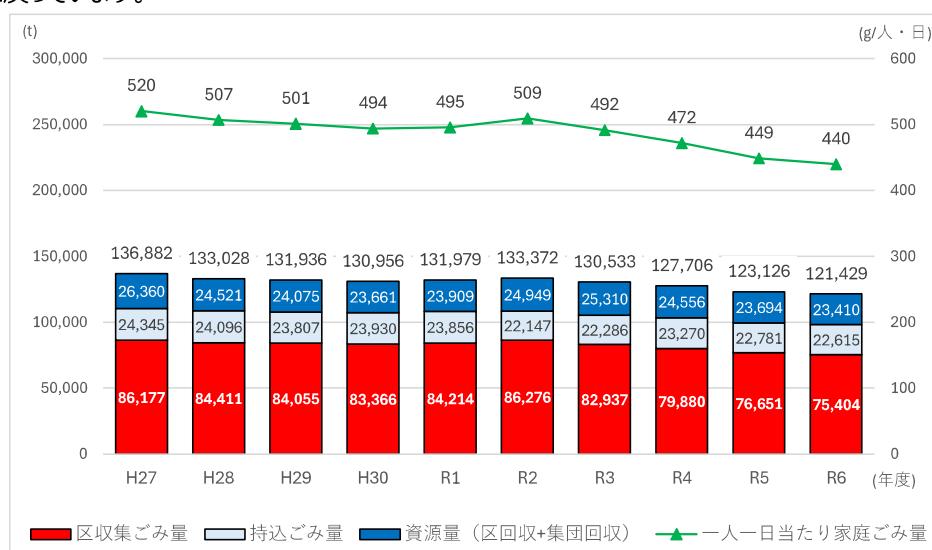
2 基本方針

基本方針Ⅰ	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針Ⅱ	多様な資源循環の推進
基本方針Ⅲ	適正なごみ処理の推進

3 ごみと資源の現状

1 ごみと資源の排出量

近年、葛飾区のごみ排出量は全体として減少傾向にあります。家庭系・事業系ともに抑制が進み、一人一日当たりの排出量も着実に低下しています。令和2年度には新型コロナの影響で一時的な増加が見られましたが、その後は再び減少基調に戻っています。



2 資源回収量と資源回収率

資源回収量は近年、概ね横ばい～緩やかな減少傾向にあります。行政回収はおおむね高水準を維持している一方、集団回収は古紙発生量の変化などの影響で縮小傾向が続いている。行政回収は安定的に推移する一方、集団回収は縮小が続き、資源回収量全体は横ばいからやや減少の範囲で推移しています。資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和2年度以降24%近くまで上昇しています。



4 ごみ処理の課題

1 ごみの発生抑制の課題

葛飾区は、家庭ごみ1人当たり排出量を令和12年度までに425gへ削減する目標を掲げております。令和6年度は440gまで減少しましたが、目標との差が15g残っています。また、区の情報提供が不十分との意見もあり、デジタル発信を含む周知の強化が課題です。

事業系ごみは令和6年度に22,615tへと減少していますが、業種・規模による取組の格差が残り、食品や容器包装の排出抑制が十分でない場合があります。今後は、区民・事業者双方の行動変容を促す働きかけを強めるとともに、事業者への支援や情報提供を一層充実させることで、発生抑制の実効性を高めていく必要があります。

2 資源化に関する課題

葛飾区の資源回収率は上昇傾向にありますが、目標には達しておりません。家庭ごみに雑紙や紙パック、古紙類が混入している状況が残っており、分別ルールの定着が課題です。地域の集団回収は量が減少しており、活動の維持に向けた支援が必要です。プラスチック製容器包装は適正分別率が向上している一方で、依然として混入物が見られ、資源化率の向上とプラスチック削減の両立が求められます。情報提供は紙媒体を中心となっているため、デジタル媒体の活用を強化し、分別の重要性を具体的に示す工夫が必要です。これらを踏まえ、家庭におけるごみの発生抑制や再使用の推進につながる広報・周知を一層強化していく必要があります。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

地域コミュニティの縮小やライフスタイルの多様化により、集積所の管理負担や排出マナーに関する課題が顕在化しています。さらに、使用済み注射針・小型充電式電池・スプレー缶などの危険物混入が発火・火災のリスクを高めており、適正な排出方法の周知徹底、分別ルールの再周知といった安全確保策を一体的に強化する必要があります。

一方で、清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置でもあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

5 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

6 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」など整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成します。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、隨時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

7 体系図

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！



8 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成 100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 净化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

9 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や 3 R の取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和 7 年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行い、令和 8 年度に改定版を策定することで計画の実効性を高めています。

10 葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 目指すべき姿

かつしかルールの目標を達成し、2030 年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

2 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

- ① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底
- ② 家庭における食品ロス削減
- ③ 事業者における食品ロス削減

(2) 適正な再生利用

- ① 未利用食品の有効活用
- ② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

(3) 推進体制の整備

- ① 情報収集・発信
- ② 庁内連携

3 各主体の役割

区民 (消費者)	食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。
事業者	事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。
区 (行政)	区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版 概要版



発行日：令和8年4月

発 行：葛飾区 環境部 リサイクル清掃課

電 話：03-3695-1111（代表）

ホームページ：<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

【資料 2】

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次） 改定版 素案

令和8年4月

葛飾区

本計画書の下部に印刷されている記号は「音声コード」です。また、そのページの端にある半円の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。

音声コードは、紙の情報を「読む」ものから、専用の読み取り装置を使用し「聞く」ものにする記号です。

視覚障害のある方や高齢の方なども、同じ紙媒体から情報を得ることが出来ます。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画期間	1
3 計画の対象	2
第2章 計画の基本理念・基本方針	2
1 基本理念	2
2 基本方針	3
第3章 ごみ処理の現状	4
1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢	4
2 葛飾区の現状	10
3 区のごみ処理の現状	11
4 区のごみと資源の排出量	14
5 区の資源回収量と資源回収率	14
6 区のごみの組成分析結果(令和元年度と令和6年度の比較)	15
7 ごみ処理事業に要する経費	19
8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度	20
第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理	21
1 ごみの発生抑制の課題	21
2 資源化の課題	22
3 収集・運搬・処理・処分の課題	23
第5章 計画の体系	24
第6章 計画の目標	26
第7章 施策の展開	26
基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進	26
1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発	26
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	29
基本方針 II 多様な資源循環の推進	32
1 家庭から出る資源の循環	32
2 事業所から出る資源の循環	34

基本方針III 適正なごみ処理の推進.....	35
1 効率的・効果的な清掃事業の推進.....	35
2 ごみの適正排出に向けた取組.....	35
3 中間処理.....	36
4 最終処分.....	37
第8章 災害対策	38
第9章 生活排水処理基本計画	38
1 基本方針	38
2 し尿の処理.....	38
3 凝化槽の清掃	39
第10章 計画の推進体制	39
1 計画の推進体制.....	39
2 計画の進行管理	39
葛飾区食品ロス削減アクションプラン	40
1 策定の趣旨	40
2 位置付け	40
3 期間	41
4 葛飾区の食品ロスの現状	41
5 目指すべき姿	41
6 施策の展開	42
7 各主体の役割	44
8 推進体制	44

計画改定の目的

本区では、令和3年度に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「第4次計画」という。）を策定し、令和12年度の目標に向けて、様々な施策に取り組んできました。この度、計画策定から5年を経過したことから、現状の目標達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、国や東京都、23区における最新の施策動向を踏まえて、計画内容を改定することとしました。

改定に当たっては、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環促進法」、さらには東京都や23区の広域的な取組との整合を図りつつ、本区の特性や課題を踏まえた施策の方向性を再整理しました。特に、近年顕著となっている食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化や災害対応力の強化など、新たに重視すべき課題を反映させています。

この改定を通じて、本区の取組を「ごみの発生抑制・資源化の推進」と「持続可能な循環型地域社会の形成」へつなげ、引き続き第4次計画の基本理念及び基本方針のもと、将来を見据えた実効性のある計画に再構築することを目的としています。

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版」（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づき策定しています。

また、本計画は「葛飾区基本構想」「葛飾区基本計画」「葛飾区中期実施計画」及び「葛飾区環境基本計画」を上位計画と位置付け、「葛飾区環境基本計画」の部門別計画として、本区で発生する一般廃棄物の処理に関して、中期的な対応を図るための指針となります。

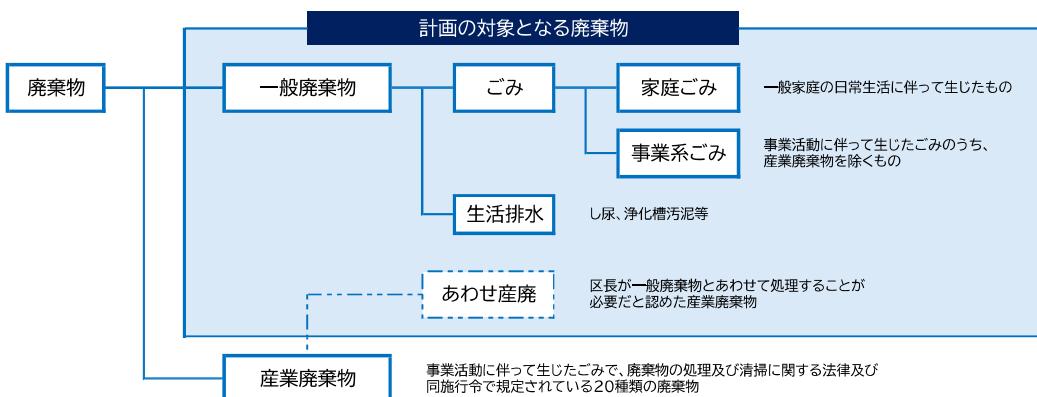
なお、中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画」や、最終処分を管理する東京都の廃棄物処理に関する計画など、関係を有する計画と調和を図りながら策定しています。

2 計画期間

本計画は、第4次計画の改定版であることから、目標年度は変えず、令和12年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

本計画は、区内で発生する一般廃棄物と、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めた産業廃棄物（あわせ産廃）を対象とします。



第2章 計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

本区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。

基本理念	持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！
------	--------------------------------------

本計画に関連する S D G s の目標



2 基本方針

本計画では、前項の基本理念のもと、基本方針を以下の3つに定め、資源循環型地域社会を目指します。

基本方針 I	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針 II	多様な資源循環の推進
基本方針 III	適正なごみ処理の推進

【コラム】：2030 年に向けて

持続可能な開発目標（S D G s）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



第3章 ごみ処理の現状

1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢

(1) 国・東京都・清掃一組の動向

① 国の動向

近年、地球温暖化や気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチック問題など、環境をめぐる課題は地球規模で深刻化しており、持続可能な社会の実現に向けた国際的な取組が加速しています。日本においても、国際的な枠組みやSDGsを踏まえ、脱炭素化や循環型社会の形成を柱とした政策展開が進められています。

国では、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第5次計画」という。）が策定されており、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付けています。本計画では、今後の取組の柱として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と適正処理・環境再生の確実な実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つの方向性が示されました。

また、第5次計画では令和12年度までに食品ロス半減といった具体的な数値を含めた方向性も示され、3R推進と気候変動対策を統合的に進める「資源循環によるカーボンニュートラル」の考え方方が強調されています。さらに、令和4年施行のプラスチック資源循環促進法により、事業者や自治体に対してプラごみ削減とリサイクル強化が求められるなど、法制度面でも循環型社会への転換が後押しされています。

一方で、ごみ排出量や資源化率といった全国共通の数値目標については、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に以下のように整理されています。地方自治体の計画は、第5次計画が示す方向性を踏まえつつ、この基本方針で示された目標とも整合を図りながら策定・改定を行うことが求められています。

指標	目標値 (令和12年度)
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減 ※40百万t(令和4年度)→約37百万t(令和12年度)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g ※令和4年度は496g

② 東京都の動向

東京都は環境基本計画のもと個別計画として「資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、直近では令和3年9月に新計画を公表しています。この計画は、廃棄物処理法に基づいて東京都の廃棄物行政の基本的方向性を示すものであり、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の3本の柱を掲げて、持続可能な社会の構築を目指しています。さらに「ゼロエミッション東京戦略」の中で、令和32年度までに東京におけるCO₂排出実質ゼロを目指す

という目標を掲げており、資源循環分野においても、脱炭素との両立を追求する取組を展開しています。

指標	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
排出量	440万t	410万t
再生利用率	31%	37%
最終処分量	82万t	77万t

③ 清掃一組の動向

清掃一組でも、令和2年度の一般廃棄物処理基本計画の改定後、令和4年度、令和5年度において一部変更しながら、「循環型ごみ処理システムの推進」の目標達成のために、「効果的で安定した全量処理体制の確保」、「環境負荷の低減」、「地球温暖化対策の推進」、「最終処分場の延命化」、「災害対策の強化」の5つの大きな施策に基づく取組を引き続き実施しています。

(2) 葛飾区の動向

本区では、令和3年4月に第4次計画を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」を基本理念に掲げ、一般廃棄物処理に関する施策を進めてきました。第4次計画では、「ごみの発生抑制・再使用の推進」、「多様な資源循環の推進」、「適正なごみ処理の推進」の3つを基本方針とし、家庭ごみの減量や雑紙の分別徹底をはじめ、多様な資源回収の拡充や普及啓発活動の強化など、区民や事業者と協働した取組を展開してきました。

さらに、本区はSDGs（目標11・12・13）を指針に、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向け、食品ロス削減・脱プラ・再生利用拡大・災害廃棄物対策を総合的に推進しています。

① ごみの発生抑制・再使用の推進

区民への普及啓発を継続的に行い、資源とごみの収集カレンダーやパンフレット、区公式サイトなどを通じてかつしかルールや3Rについての情報を発信しました。

また、食品ロス削減に向けて「食べきり」「使いきり」運動の周知や、イベントで啓発活動の実施、レジ袋有料化やマイバッグ利用の定着を後押ししました。さらに、リユース促進としてフリーマーケットやリユース家具展示・販売などの普及啓発にも取り組みました。

② 多様な資源循環の推進

この5年間においては、製品プラスチックの集積所回収を新規に開始し、資源の日に回収したものを見直す取組を進めました。あわせて、古布の拠点回収を区施設の他に、民間拠点にも拡大しました。さらに、「燃やさないごみ」として収集したものの資源化を推進し、金属類や小型家電、スプレー缶等を選別して適正に資源化しています。加えて、粗大ごみについても、金属製品や衣装ケースなどのプラスチック製品の選別・資源化を進め、布団は一時保管のうえ再資源化事業者へ引き渡すなど、資源回収の範囲を着実に拡大してきました。

③ 適正なごみ処理の推進

ルールを守らずに出したごみに対しては排出指導を行うとともに、不法投棄防止協力員と協力した不法投棄防止対策を進めてきました。

さらに、事業系ごみの適正排出を促すために手数料の改定を行い、受益者負担の適正化を図るとともに、ごみ排出抑制の動機付けを強化しました。

④ 施策の実施状況

第4次計画では上の3つの基本方針の下に、各種施策を定めています。各種施策の取組項目に関する実施内容は次のとおりです。

●基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1) 食品ロス削減に向けた取組 ①葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発	<ul style="list-style-type: none">フードドライブの実施と提供先への引渡し連携家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成と使い方の周知「かつしか食べきり協力店」の登録・周知（少量提供・持ち帰り等の推奨）食べきり・使いきりレシピ等の作成・発信
(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実 ①子どもを対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none">模擬ごみを用いた分別体験の提供清掃車を使った積み込み体験の実施学校での環境学習の展開
②大人を対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none">自治町会・PTA等向けの説明会の開催清掃工場・リサイクル施設・埋立処分場の見学会の実施環境問題懇談会・清掃懇談会の開催
③ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">広報紙・FM・区ホームページ・区公式SNSによる周知エコライフプラザの図書・DVDの提供（環境・3R情報コーナー）普及啓発パンフレット等の作成・配布
④普及啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none">発生抑制やリサイクルのPRコーナー設置（パネル・再生品展示）模擬ごみを用いた分別体験の実施清掃車を使った積み込み体験の実施区内イベント会場での啓発ブース展開（例：環境・緑化関連フェア等）
⑤キャラクター（葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター りー（R ee）ちゃん）を活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none">各種イベントでの本キャラクターを用いた呼びかけ・PR普及啓発グッズの配布（パズル、筆記具、水切り袋、シールブック、雑紙回収袋、バイオマスプラ袋など）エコライフプラザ等の催しへの参加・周知
⑥区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none">清掃協力会・自治町会と連携した環境問題懇談会・清掃懇談会の実施関係部署・施設と連携したイベント会場での「ごみの分別」の呼びかけ等の啓発イベントへの出展・掲示による周知
⑦3R推進パートナーによる3R活動の推進	<ul style="list-style-type: none">養成講座修了者による環境学習・講座の企画・運営区施設でのリユースイベント（子ども服・マタニティ服の交換会等）の実施区主催イベントでのボランティア参加・運営支援
⑧かつしかエコライフプラザの機能の充実	<ul style="list-style-type: none">「環境・3R情報コーナー」での図書閲覧・DVD貸出「エコライフプラザ通信」の定期発行普及啓発用印刷物の作成・送付による情報提供

取組項目	実施内容
(3) 再使用の推進 ①不用品利用の促進	・リユースイベント（子ども服・マタニティ服の交換会）の実施
②不用品の展示・販売	・リユース家具展示・販売・不用品交換情報の実施 ・ごみ減量・清掃フェアなどでのフリーマーケットの開催
③グリーンバンク事業の推進	・伐採樹木の引取り・引渡しの実施 ・「ほしい木／あげたい木」の登録仲介
④自転車のリサイクル	・放置自転車の再生販売の実施 ・放置・不用自転車の売却処分の実施
(4) 経済的手法によるごみ減量の推進 ①3Rエコポイント制度の検討	・経済的インセンティブを活用した制度設計の検討
②家庭ごみ減量のための経済的手法の導入	・処理手数料等の制度見直しの検討・周知

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発 ①区の率先した取組	・環境配慮調達や府内での再使用等を実践・周知
②事業者への啓発活動	・事業者向けリーフレット・ハンドブックを作成、配布
(2) ごみの適正排出に向けた取組 ①区収集を利用する事業者に対する適正排出指導	・処理券貼付や分別の遵守を指導
②説明・相談体制の確立	・排出方法や分別に関する相談・説明の機会を提供
③大規模事業所等に対する適正排出指導	・廃棄物管理責任者の選任、再利用保管場所の設置、計画書提出等を指導 ・管理責任者向け講習会を開催
(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援 ①取組への動機づけ	・引き続き事業者を支援
②業種ごとのガイドライン作成	・引き続き事業者を支援
(4) 許可業者収集への移行促進 ①区収集排出基準の見直し	・区収集受入基準の周知と自己処理（許可業者収集）への転換促進 ・個別の排出削減指導と移行支援

●基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環 ①プラスチック製容器包装の分別徹底	・容器包装プラの分別排出を周知徹底
②マイボックス運動の推進	・引き続き検討
③環境学習へのメニュー追加	・環境学習の充実
④事業者との協働による使用量削減の推進	・「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を通じ、啓発を実施
⑤ボトル to ボトルの推進	・民間事業者と協働し、啓発を実施
⑥バイオマスプラスチックに関する普及啓発	・普及啓発物品の配布

取組項目	実施内容
⑦バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	・引き続き検討
(2) 雑紙の資源化に向けた取組 ①かつしかルールの普及啓発の徹底	・「かつしかルール」に基づく雑紙の出し方の周知徹底
②雑紙回収チャレンジの実施	・家庭での分別・回収促進の企画を実施
③事業者向け環境学習	・分別・資源化に関する学習機会を提供
(3) 新たな資源化の推進 ①燃やさないごみの資源化	・金属類やスプレー缶等の選別・資源化
②粗大ごみの資源化の検討	・金属製品、布団、プラスチック製の衣装ケース等の選別・資源化
③製品プラスチックの集積所回収の検討	・令和7年度から集積所回収を開始
④区による資源回収の推進	・区回収の対象拡大・周知を推進
(4) 集団回収の取組支援 ①集団回収の取組支援	・奨励金制度による団体支援 ・地域団体・資源回収業者との連携支援
(5) 資源持ち去り防止対策 ①資源持ち去り防止対策	・早朝回収を実施（古紙・缶等の先行回収） ・清掃職員の早朝パトロールを実施 ・持ち去り禁止条例・罰則を運用し現場指導

2 事業所から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 事業者による資源の自主回収の促進 ①事業者による資源の自主回収の促進	・引き続き事業者を支援

●基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

取組項目	実施内容
(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施 ①ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	・実施方法を含めて検討
(2) 収集・運搬サービスの充実 ①収集・運搬サービスの充実	・高齢者等訪問収集を実施 ・駅周辺・商店街のクリーンアップ収集を実施 ・排出マナーの徹底

2 ごみの適正排出に向けた取組

取組項目	実施内容
(1) ごみの適正排出に向けた取組 ①誰もが適正に排出できる環境整備	・分別ルールの周知、分かりやすい案内の整備
②不法投棄防止対策	・不法投棄防止協力員による監視 ・不法投棄防止看板の提供 ・関係協力機関との協力体制
③一般廃棄物処理業者の指導	・安全・適正処理のための指導・連携
④適正なごみ処理手数料の設定	・手数料制度の適正化に向けた見直し・周知

【コラム】：地球にやさしい葛飾区

「ゼロエミッションかつしか宣言」とは？

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。国連の報告によれば、気候変動による深刻な被害を食い止めるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

このことを踏まえ、本区は、都内の区市町村に先駆け、「ゼロエミッションかつしか」として、2050年までに区内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

【コラム】：みんなで取り組むかつしかルール

「かつしかルール」とは？

区民・事業者・区の協働で葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なリサイクルにつなげるための取組です。令和6年4月より、新たに古布の資源化が加わり、取組内容が3つになりました。

【かつしかルールの取組】

1 生ごみの減量

使わないで捨ててしまう食材をなくす、三角コーナーなどで水を切った生ごみをさらに絞ることで、生ごみの大幅な減量につながります。

2 雑紙を徹底して分別し、資源にする

お菓子やティッシュペーパーの箱、トイレットペーパーの芯など、身の回りにある多くの紙類は資源として出すことでリサイクルできます。

3 古布は資源です ごみに出さず拠点回収へ

葛飾区で、毎年約2,000tの古布が「燃やすごみ」として処分されている状況に対し、区内で実施している拠点回収や集団回収の取組を強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減を目指します。

【かつしかルールの目標】

- 1 生ごみの減量、雑紙の分別を実践している割合が80%以上
- 2 燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類を10%以下
- 3 古布を「燃やすごみの日」に出している割合が20%以下

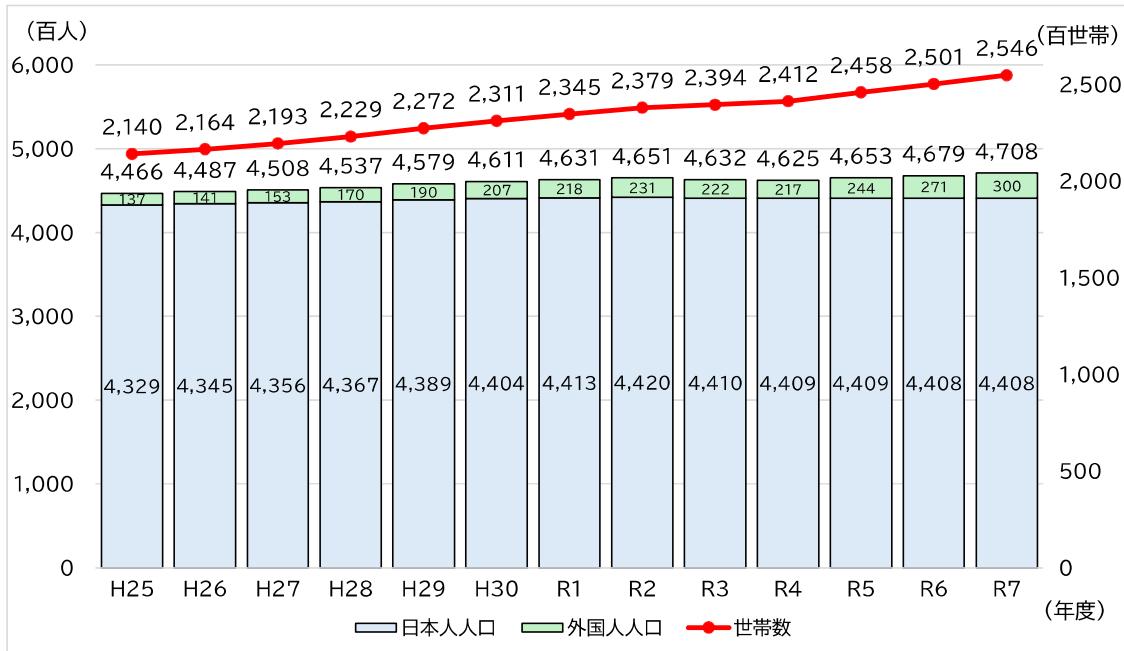
※雑紙：段ボール、新聞、雑誌、紙パック以外のリサイクルできる紙類全般のこと。
(雑紙の例) パンフレット、コピー用紙、はがきなど。

2 葛飾区の現状

(1) 人口及び世帯数

本区の人口は令和7年4月1日現在470,812人で、平成25年度以降増加傾向にあります。外国人人口は約2倍に増え、日本人は横ばいから微減です。

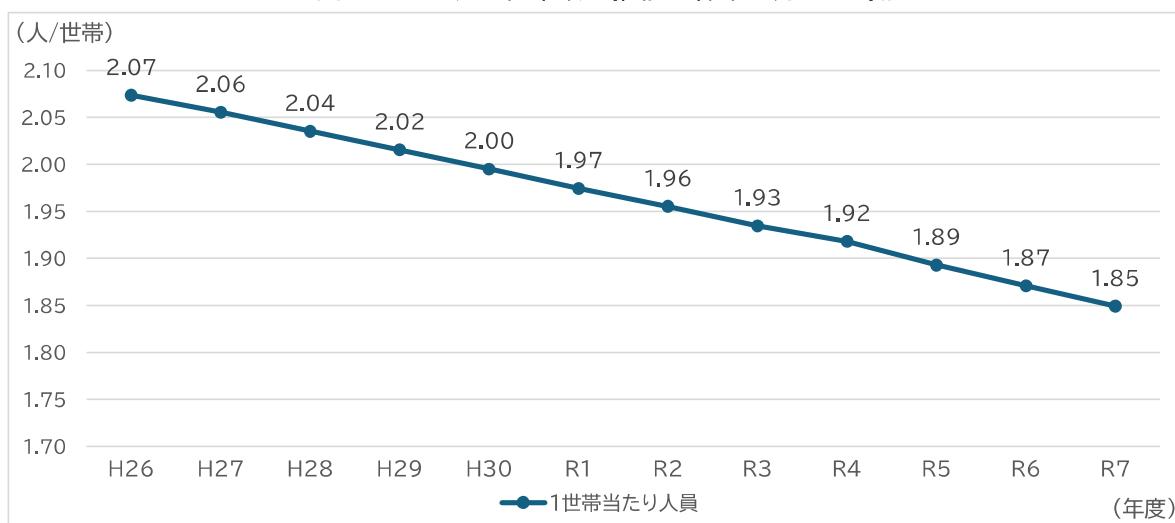
世帯数は254,618世帯に増加する一方、一世帯当たりの人員は1.85人まで減少しています。単身や少人数世帯の増加が顕著です。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

資料：住民基本台帳より作成

図-1 人口及び世帯数の推移 各年4月1日時点



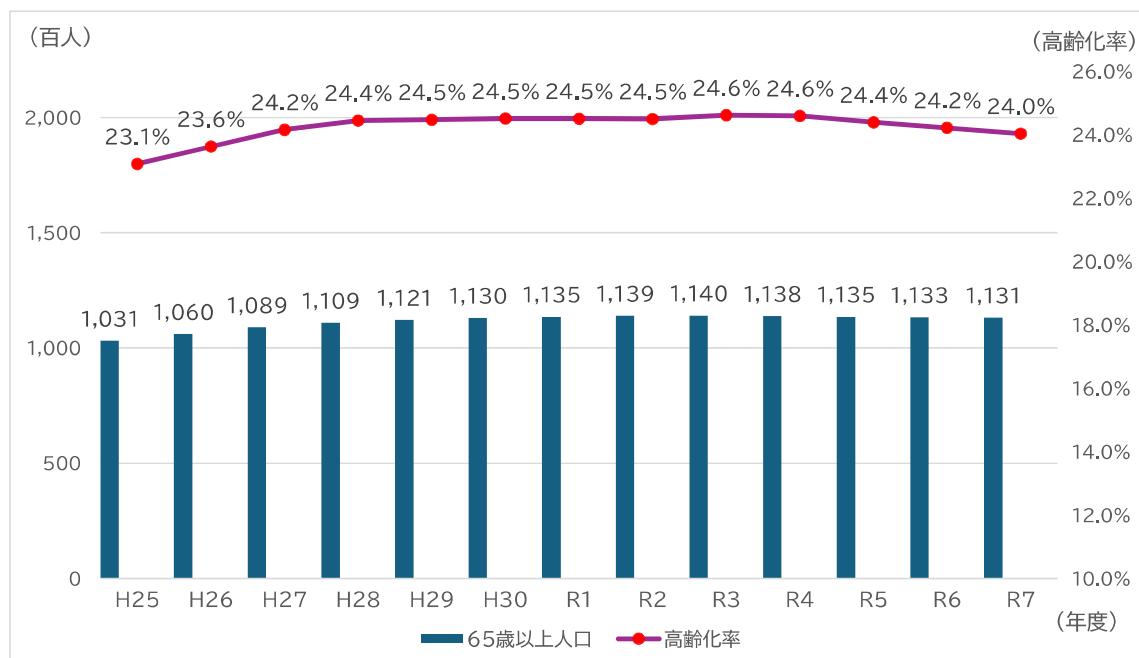
資料：住民基本台帳より作成

図-2 一世帯当たりの人員の推移 各年4月1日時点

(2) 高齢者的人口推移

本区の高齢者人口（65歳以上の人口）は令和7年4月1日現在113,146人で、高齢化率は24.0%です。高齢化率は平成25年度の23.1%から上昇を続け、令和2～3年度に24.6%でピークを迎えた後、近年はわずかに減少しています。

高齢者人口（65歳以上の人口）は平成25年度の103,080人から増加してきましたが、令和3年度以降は横ばいまたはやや減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳より作成

図-3 高齢者人口（65歳以上の人口）及び高齢化率の推移 各年4月1日時点

3 区のごみ処理の現状

(1) 分別区分

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは月2回、集積所で収集しています。粗大ごみは申込制の指定日収集や持込で処理されています。

資源は、プラスチック製容器包装を週1回、製品プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル、食品トレイを資源の日に週1回回収しています。（令和7年度から製品プラスチックの集積所回収を開始しました。）

また、このほかにも拠点回収や集団回収による回収も行っています。

<ごみ・資源の区分と排出方法>

区分	品目	行政回収		集団回収
		集積所回収	拠点回収	
ご み	燃やすごみ	○		
	燃やさないごみ	○		
	粗大ごみ	あらかじめ指定した場所で収集		
資源	プラスチック製容器包装	○		
	製品プラスチック ^{※1}	○		
	新聞・雑誌・段ボール・雑紙	○		○
	紙パック	○	○	○
	びん・缶	○		○
	ペットボトル	○	○	
	食品トレイ	○	○	
	古布		○	○
	乾電池		○	
	プリンターインクカートリッジ ^{※2}		○	
	使用済小型電子機器等(30cm以下) ^{※3}		○	
	廃食用油		○	

※1 令和7年度より資源の日に製品プラスチックの集積所回収を開始した。

※2 インクカートリッジ里帰りプロジェクトによるメーカー回収。

※3 携帯電話やデジタルカメラなどの金、銀、銅などの希少金属を含む家電類のこと。

一辺の長さが30 cmを超える家電類については、粗大ごみとして収集し、選別回収を行っている。

また、令和元年10月1日から環境省認定事業者のリネットジャパン(株)と協定を締結し、平成15年9月以前に販売されたパソコンや自作のパソコンの無料回収をしている。

●資源回収の方法

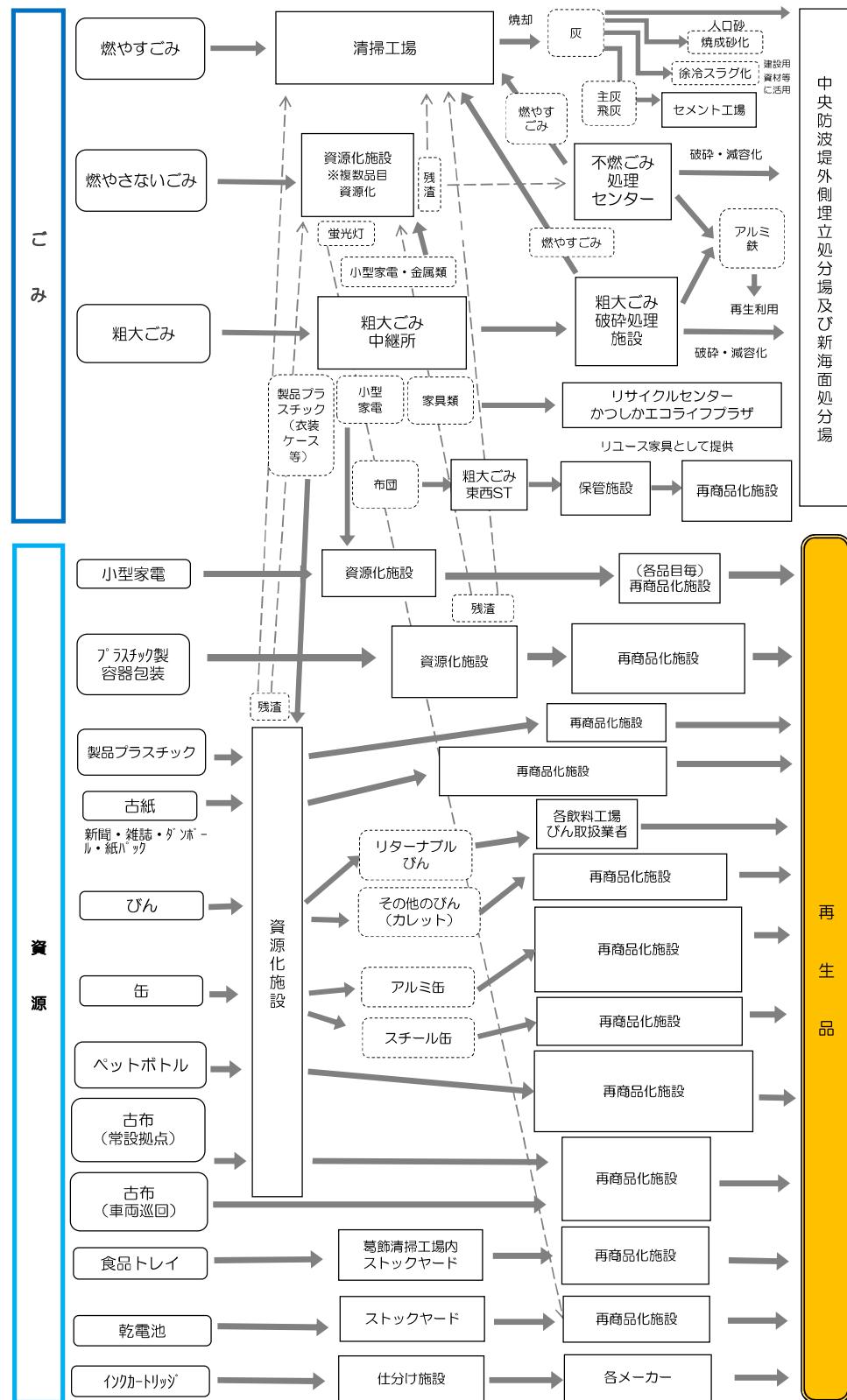
集積所回収：家庭あるいは事業所から集積所に排出された資源を区が回収すること。

拠点回収：家庭から地区センターや図書館等へ持ち込まれた資源を区が回収すること。

集団回収：自治町会・PTA・子ども会等地域団体が自主的に行う資源回収のこと。

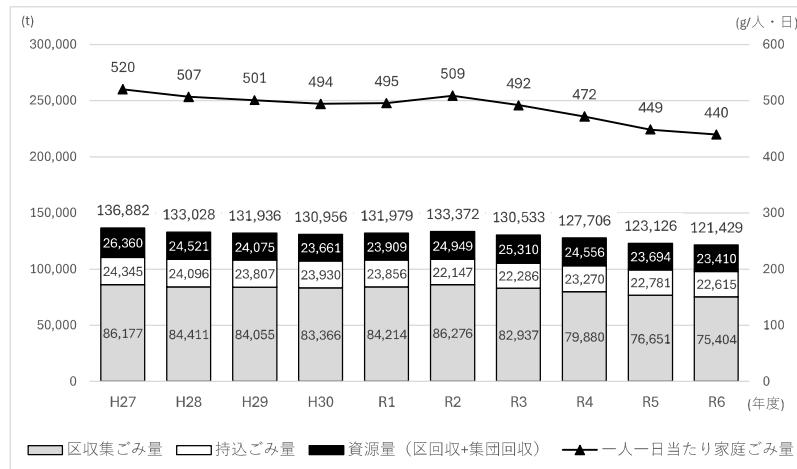
(2) ごみと資源の処理の流れ

ごみの収集・運搬は本区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は東京都が、それぞれ分担・連携して行っています。



4 区のごみと資源の排出量

葛飾区のごみの年間総排出量は平成 27 年度の 136,882t から令和 6 年度には 121,429t へ減少し、10 年間で約 1 割削減されました。家庭系ごみは 86,177t から 75,404t へ減り、一人一日当たりの排出量も 520g から 440g に減少しています。事業系ごみも 24,345t から 22,615t に減少し、いずれも着実にごみ排出抑制が進んでいます。なお、令和 2 年度はコロナ禍の影響で家庭ごみが一時的に増加しましたが、その後は再び減少傾向にあります。

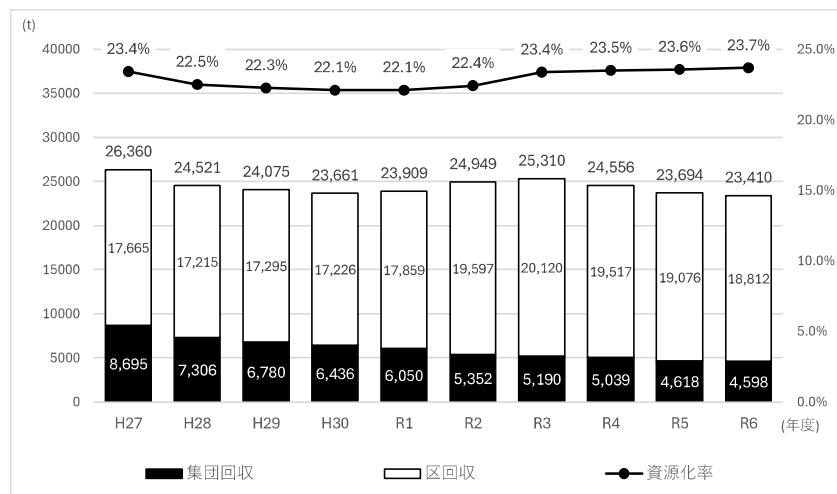


※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-4 区のごみと資源の排出量の推移

5 区の資源回収量と資源回収率

資源回収量は全体として横ばいまたは微減で、平成 27 年度 26,360t から令和 6 年度 23,410t となっています。行政回収は令和 2 年度以降増加し令和 3 年度には 2 万 t を超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成 27 年度の約 8,700t をピークに減少し、令和 6 年度には 4,598t 台まで半減しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和 2 年度以降 24% 近くまで上昇しています。



※資源化率=資源量／(区收集量合計+資源量)

※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-5 区の資源回収量と資源回収率の推移

6 区のごみの組成分析結果（令和元年度と令和6年度の比較）

（1）燃やすごみ

家庭ごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、紙類が25.5%から29.3%へ増加し最大割合となり、厨芥は38.2%から32.0%へ減少しました。繊維類・プラスチック類・その他可燃物は増加し、草木類は10.5%から6.4%へ減少しています。

事業系ごみでは、厨芥が48.9%から51.1%へ増加し中心的要素となっています。紙類はやや減少し、ゴム・皮革類は0.3%から15.1%へ増加、プラスチック類は17.2%から6.5%へ減少しました。

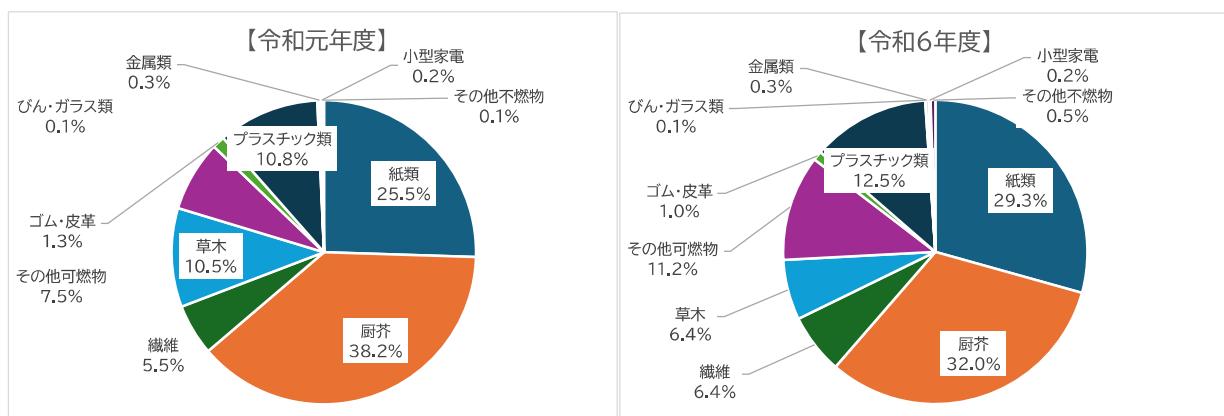


図-6 燃やすごみの組成（家庭ごみ）

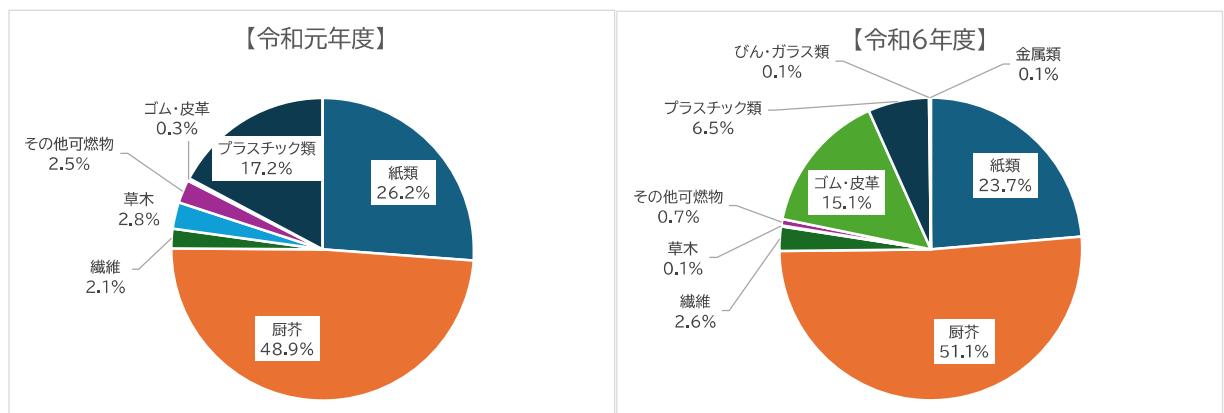


図-7 燃やすごみの組成（事業系ごみ）

令和6年度の燃やさごみ不適正排出率は20.5%で、前回（令和元年度は20.3%）とほぼ横ばいでした。不適正物の最多は紙類（資源）で10.9%と依然高く、プラスチック製容器包装も7.0%から8.1%へ増加しています。一方、PETボトルや缶は微減するなど改善も見られますが、びんや燃やさないごみの混入は増加しました。結果として不適正排出の約5分の1は資源ごみであり、特に紙類とプラスチック容器包装の混入が課題となっています。

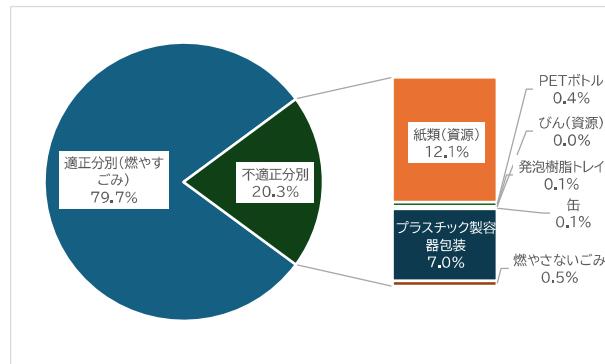


図-8 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ＋事業系ごみ）【令和元年度】

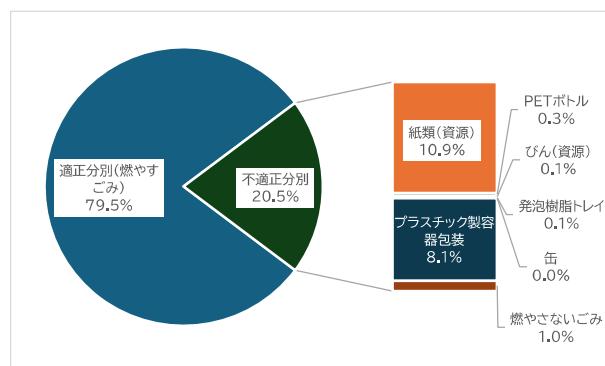


図-9 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ＋事業系ごみ）【令和6年度】

(2) 燃やさないごみ

家庭系の燃やさないごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、金属類が35.6%から28.2%へ減少し、逆に小型家電は9.3%から16.1%、びん・ガラス類は12.9%から17.7%へ増加しました。プラスチック類は11.2%から7.1%へ減少し、分別改善が進んだ可能性があります。その他、紙類やゴム・皮革類はやや増加しています。生ごみは4.2%から0%となり、混入が改善されました。

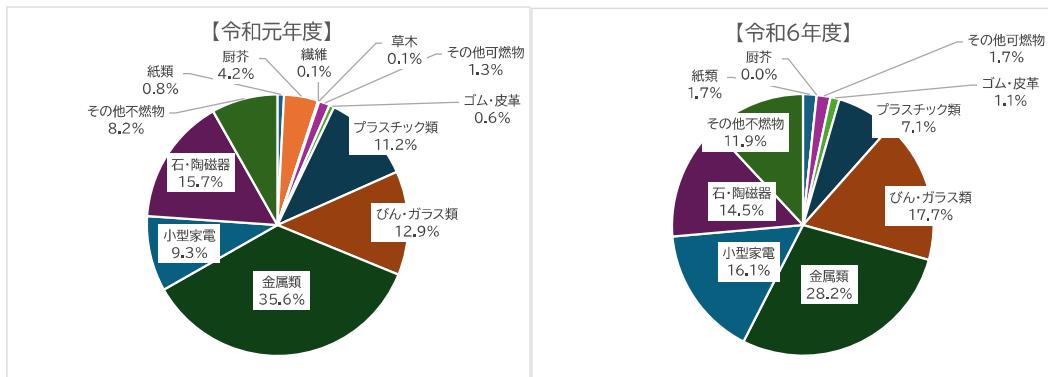


図-10 燃やさないごみの組成（家庭ごみ）

燃やさないごみの不適正排出率の調査結果も同様に比較すると、27.0%から20.7%へ改善し、令和6年度の調査結果では、適正分別率が79.3%となりました。不適正物の内訳は燃やすごみ10.0%、資源ごみではびん7.2%、缶1.8%、プラスチック製容器包装0.6%が含まれています。

全体的に分別精度は向上しているものの、燃やすごみや資源ごみの混入は依然存在しています。今後は分別の徹底と回収体制の強化により、不適正排出の抑制と資源化の促進が課題です。

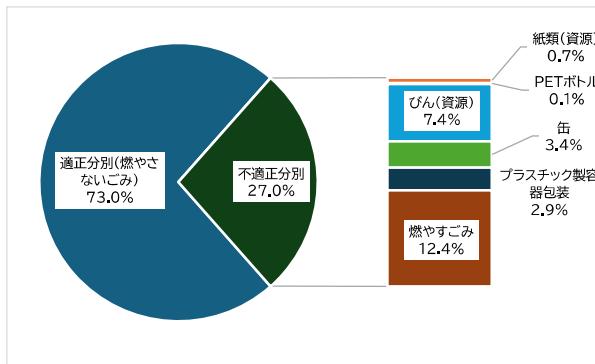


図-11 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

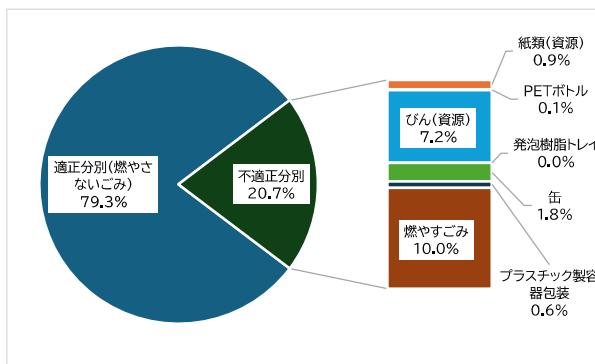


図-12 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

(3) プラスチック製容器包装

令和6年度のプラスチック製容器包装の組成では、プラスチック類が94.8%を占め、分別の精度が高まっています。異物混入は全体的に減少し、紙類は3.8%から0.8%、厨芥は1.7%から0.4%に改善しました。一方、その他可燃物は2.7%と増加し、汚れたプラやスポンジなど分類が曖昧な素材が目立ちます。金属やびん類もわずかに増加しており、複合素材の分別判断の難しさが示されています。

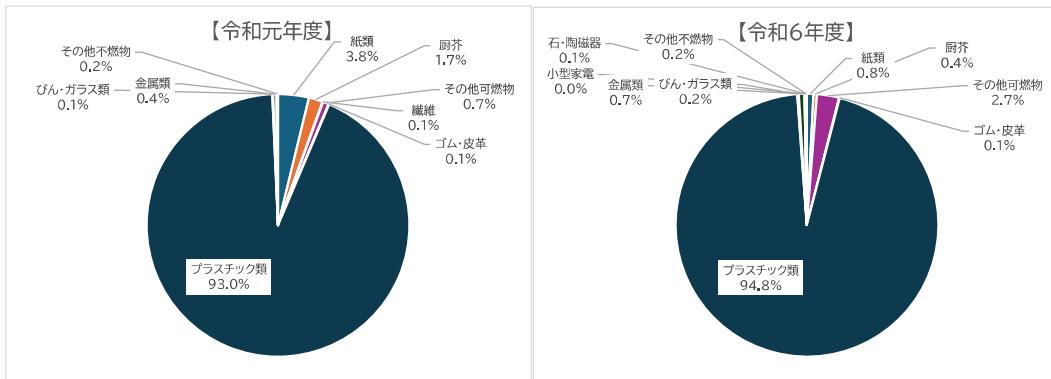


図-13 プラスチック製容器包装の組成（家庭ごみ）

令和6年度のプラスチック製容器包装ごみの適正分別率は80.5%で、令和元年度から5.8ポイント上昇しました。PETボトルの混入も7.6%から2.0%へ改善し、紙類・びん・缶など資源物の混入も減少しています。一方、燃やすごみの混入は12.8%から14.0%へ増加し、汚れたプラやシール付き包装材などの誤排出が課題です。

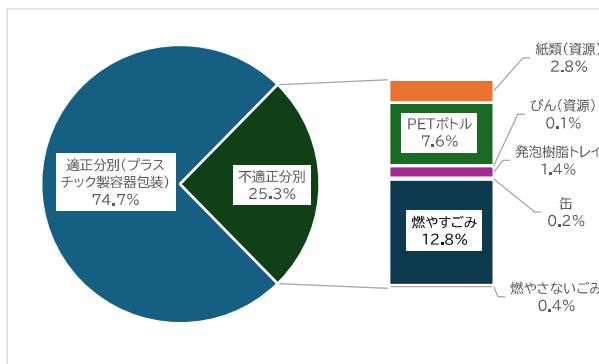


図-14 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

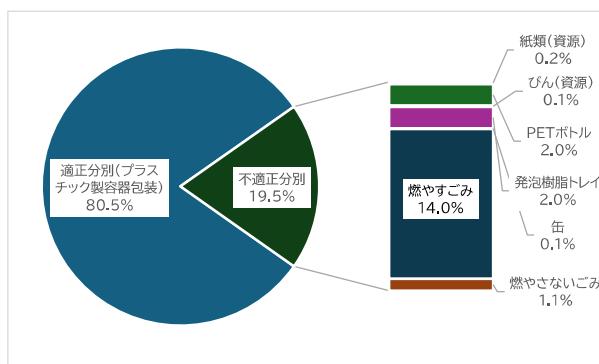
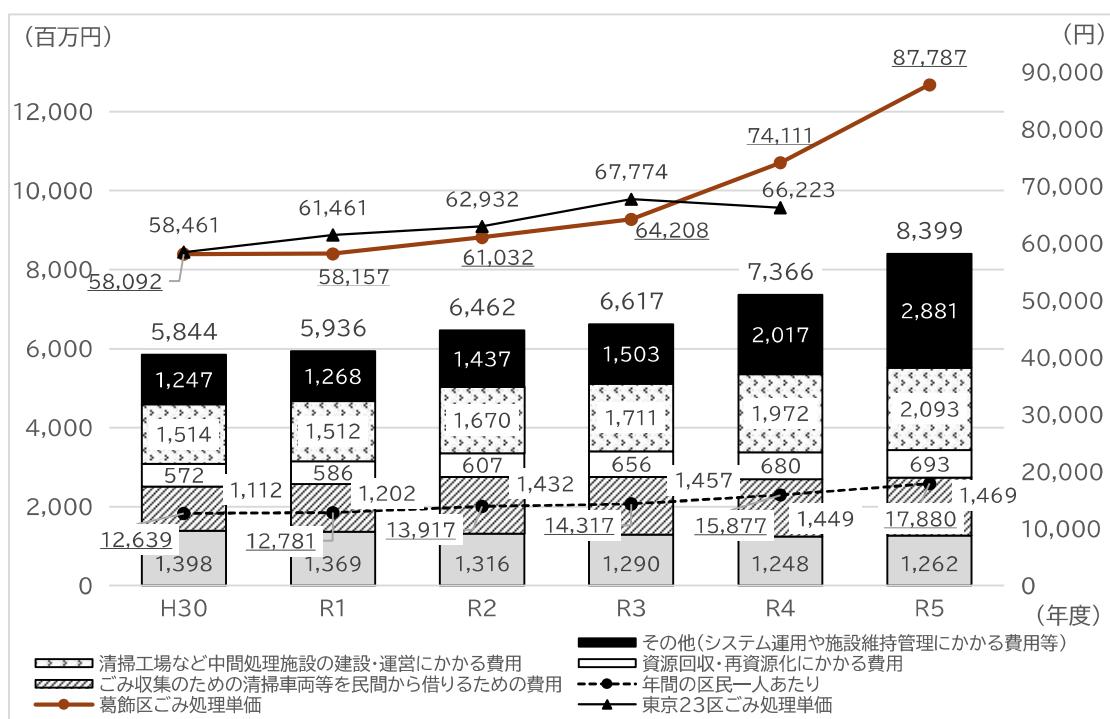


図-15 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

7 ごみ処理事業に要する経費

清掃事業経費は平成 30 年度の約 58 億円を底に増加し、令和 5 年度には約 83 億 9 千万円に達しました。特に「その他経費」が 5 年間で 2.3 倍に拡大し、中間処理施設費や資源回収費なども上昇しましたが、清掃事務所の移転による一時的な要因も含まれ、令和 7 年度以降は縮小見込みです。その結果、ごみ処理単価は令和 3 年度以降急騰し、令和 5 年度は 87,787 円/t と 23 区平均を上回りました。区民一人当たり経費も平成 30 年度の 12,639 円から令和 5 年度には 17,994 円へ約 4 割増加し、排出量減少ではコスト増を吸収できていません。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-16 葛飾区の清掃事業経費の推移

8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度

第4次一般廃棄物処理基本計画で設定された主要指標と、現時点での進捗状況は以下のとおりです。

・区民一人一日当たり家庭ごみ排出量

令和元年度実績 495g を基準値とし、令和12年度までに 425g まで削減する目標ですが、令和2年度はコロナ禍の影響で一時増加したものの、その後減少傾向に転じており、令和6年度は 440g と基準年度から 55g 減少しました。目標値に向けて順調に削減が進んでいます。

・事業系ごみ年間総排出量

令和元年度 23,856t を基準に、令和12年度までに 23,805t に抑制する目標です。令和2～3年度はコロナ禍による経済活動縮小で目標以上の大幅な減量が一時的に生じ、現状も目標値を下回る水準で推移しています。ただし、経済・人流の回復度合いによっては変動が大きくなる可能性があるため、引き続き動向を注視しつつ、発生抑制や分別徹底などの取組を継続・強化して目標水準の維持を図ります。

・資源回収率

令和元年度実績 22.1%を基準に、令和12年度までに 27%に引き上げる目標です。しかし、資源回収率は 22～23%前後で横ばい傾向が続いている、直近の令和6年度実績は 23.7%となっています。目標達成には更なる上積みが必要な状況です。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	元年度→6年度の変化
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495g	440g	425g	-55g(-11.2%)
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t	-1,241t(-5.2%)
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%	+1.6ポイント

第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理

1 ごみの発生抑制の課題

(1) 家庭系ごみの課題

本区では、令和12年度までに区民一人一日当たりの家庭ごみ排出量を425gに削減する目標を掲げています。

令和元年度495gから、令和6年度には440gまで減少し、約55g(11.1%)の削減を達成しました。減少傾向は区民の協力やレジ袋有料化の影響も反映していますが、依然として目標との差は15g残っています。

令和6年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しにかかる基礎調査報告書の中の区民アンケート（以下、「区民アンケート」という。）からは、日常のごみ減量の行動について、「マイバッグ持参」の実施率が87.3%と高く、令和元年度調査時(67.0%)と比べて顕著に上昇しました。背景には、令和2年度に実施されたレジ袋の有料化が行動変容を後押ししたことがうかがえます。

一方、区の情報提供・PRについては、区民アンケートで「十分に行われている」46.6%に対し「まだ不十分である」49.8%がやや上回り、内容面でも「わかりづらい」が40.5%にのぼりました。今後は、区の情報提供・PRをより分かりやすく丁寧に行う必要があります。情報の入手先は「資源とごみの収集カレンダー」86.3%、「正しい分け方・出し方(保存版)」47.8%が中心である一方、デジタル媒体では区ホームページ12.1%、区公式LINE1.0%にとどまっています。紙媒体の充実に加え、デジタルでの分かりやすい発信の強化が課題です。

こうした資源を可能な限り長く維持し、効率的な利用を促進していくことは、循環経済(サーキュラーエコノミー)へ転換の観点からも重要です。

(2) 事業系ごみの課題

事業系ごみの年間排出量は、令和元年度の23,856tから令和6年度では22,615tへと約1,200t減少しました。事業者によるリデュースの取組や処理手数料改定(40円/kg→46円/kg)など経済的誘導策の効果が一定程度反映されています。

しかし、業種や規模による取組格差は依然として存在し、食品廃棄や容器包装廃棄の抑制は十分とは言えません。今後は、事業者への情報提供や相談体制の充実、持続的な排出抑制を促す支援が求められます。

現状は目標値を下回っていますが、景気や人流の変動で増加に転じる可能性もあるため、動向の丁寧なモニタリングと、業種別の助言・伴走支援、食品廃棄・容器包装の発生抑制策の継続・強化が求められます。

2 資源化の課題

(1) 分別の課題

資源回収率は令和元年度 22.1%から令和 6 年度 23.7%へ上昇しましたが、依然として目標の 27%には届いていません。家庭ごみに資源物が混入している実態は、雑紙や紙パック、古紙類などで顕著です。区民アンケートでは、雑紙を「分別せず燃やすごみに出している」と回答した人が 2 割台に達し、分別ルールの定着に課題が残っています。

組成分析でも、燃やすごみに多量の雑紙が含まれていることが確認されており、資源化率を高めるためには紙類資源化の徹底が不可欠です。雑紙専用回収袋の配布、イベントなどでの啓発活動、学校や町会を活用した集団回収との連携など、多角的な仕組みづくりが求められます。

(2) 集団回収・拠点回収の課題

集団回収量は平成 27 年度の約 8,700t をピークに減少傾向にあり、令和 6 年度には 4,500t 台と半減しました。背景には新聞・雑誌の購読減少による古紙発生量の減少があります。発生源自体が減少する中でも、地域ぐるみの資源回収活動は住民交流や環境教育の場として意義が大きく、区として維持・支援策を講じる必要があります。

拠点回収については、区施設やスーパーマーケット等にボックスを設置し、古布や小型家電、乾電池、廃食油など多様な資源を回収しています。今後は利便性の向上により利用促進を図るとともに、拠点回収品目の追加や民間事業者との連携強化も検討すべき課題です。

(3) プラスチックの資源化の課題

令和 6 年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しに係る基礎調査報告書によると、プラスチック製容器包装の適正分別率は 74.7%（令和元年度）から 80.5%（令和 6 年度）へ上昇し、一定の成果が得られていることがわかります。しかし、燃やすごみの中には、なお製品プラスチックや複合素材が混入しており、適正な分別を妨げる要因となっています。

令和元年度と令和 6 年度を比較したデータでは、家庭系燃やすごみに占める廃プラスチックの割合が 10.8%から 12.5%へ増加 (+1.7 ポイント)、事業系では 17.2%から 6.5%へ減少 (-10.7 ポイント) しています。

それにより、プラスチック焼却量は年間約 12,512t から約 10,460t へと削減され、CO₂排出量ベースでは年間約 34,533t-CO₂から 28,871t-CO₂へ、5,662t-CO₂の削減効果が確認されています。（表-1）

のことから、プラスチックごみの資源回収・適正分別は、単なるごみ減量や循環利用の観点にとどまらず、脱炭素・気候変動対策の視点からも重要な施策であることが分かります。

資源化率のさらなる向上と、燃やすごみに残ってしまうプラスチックの削減は、CO₂排出抑制という観点でも喫緊の課題です。

今後は、分別対象外プラ（製品プラや汚れ付き複合素材など）を減らす回収体制の整備と、住民の誤排出を防ぐ分別誘導策を「ごみ減量+CO₂削減」という観点でも強化していく必要があります。

表-1 温室効果ガス排出量算定の根拠

項目	単位	R1	R6	R6-R1
家庭系燃やすごみ排出量	t/年	77,860	71,923	-5,937
持込ごみ(事業系)	t/年	23,856	22,615	-1,241
組成による廃プラの割合				
家庭系	%	10.8%	12.5%	1.7%
事業系	%	17.2%	6.5%	-10.7%
プラ焼却量	t/年	12,512	10,460	-2,052
排出係数	t-CO ₂ /t	2.76	2.76	
CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	34,533	28,871	-5,663

※1 算定式：CO₂排出量 (t-CO₂/年) = 可燃ごみ量 (t/年) × プラスチック組成割合 (%) × 排出係数 (2.76 t-CO₂/t)

※2 排出係数 (プラ焼却起因) は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0) (令和7年3月) (環境省) より

(4) 情報提供・啓発の課題

区民の多くは「資源とごみの収集カレンダー」やパンフレットなどの紙媒体を主な情報源として活用しており、分別ルールの浸透には一定の効果を上げています。一方で、若年層を中心にデジタル媒体の利用が拡大していることから、ホームページやSNS等を活用した情報提供を強化し、媒体特性に応じて見やすさ・探しやすさ・更新の機動性を高めることが重要です。

情報発信は単なるルール周知にとどまらず、「なぜその分別が必要か」「それが環境負荷や処理コストにどう影響するか」を具体的に示すなど、内容の分かりやすさと丁寧さを高め、区民の理解と共感を得て行動変容につなげる工夫が求められます。

こうした課題を踏まえ、次節「家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進」では、学校・地域・デジタルを連動させた双方向・参加型の広報により、家庭での具体的実践につながる3Rの普及啓発を横断的に強化します。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

(1) 収集体制の課題

近年、地域コミュニティの縮小や多様化するライフスタイルの影響を受け、集積所の管理や排出マナーに関する課題が顕在化しています。

さらに、使用済み注射針や小型充電式電池、スプレー缶など危険物の混入事例が見られ、とりわけ小型充電式電池の混入が、清掃車や清掃工場の発火・火災を招いており、深刻な課題です。適正な排出方法の周知徹底と分別の徹底を一層進めます。

(2) 経費・財源の課題

清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置もあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

第5章 計画の体系

本計画（改定）では、以下の体系に基づき施策を展開します。

基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進	1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発														
	(1) 食品ロス削減に向けた取組														
	① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発														
	(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実														
	① 子どもを対象とした環境学習の充実					② 大人を対象とした環境学習の充実									
	③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実					④ 普及啓発イベントの実施									
	⑤ キャラクター（りー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発					⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進									
	⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進					⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実									
	(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発														
	① 不用品利用の促進					② 不用品の展示・販売									
	③ グリーンバンク事業の推進					④ 自転車のリサイクル									
	(4) 経済的手法によるごみ減量の推進														
	① 3Rエコポイント制度の検討					② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入									
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進															
(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発															
① 区の率先した取組					② 事業者への啓発活動										
(2) ごみの適正排出に向けた取組															
① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導					② 説明・相談体制の確立										
③ 大規模事業所等に対する適正排出指導															
(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援															
① 取組への動機づけ					② 業種ごとのガイドライン作成										
(4) 許可業者収集への移行促進															
① 区収集排出基準の見直し															

1 家庭から出る資源の循環	
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環	
① プラスチック製容器包装の分別徹底	② マイボックス運動の推進
③ 環境学習へのメニュー追加	④ 事業者との協働による使用量削減の推進
⑤ ボトル to ボトルの推進	⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発
⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化
(2) 雑紙の資源化に向けた取組	
① かつしかルールの普及啓発の徹底	② 雑紙回収チャレンジの実施
③ 事業者向け環境学習	
(3) 新たな資源化の推進	
① 燃やさないごみの資源化	② 粗大ごみの資源化の検討
③ 区による資源回収の推進	④ 繊維 to 繊維
(4) 集団回収の取組支援	
① 集団回収の取組支援	
(5) 資源持ち去り防止対策	
① 資源持ち去り防止対策	
2 事業所から出る資源の循環	
(1) 事業者による資源の自主回収の促進	
① 事業者による資源の自主回収の促進	

1 効率的・効果的な清掃事業の推進	
(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
(2) 収集・運搬サービスの充実	
① 収集・運搬サービスの充実	
2 ごみの適正排出に向けた取組	
(1) ごみの適正排出に向けた取組	
① 誰もが適正に排出できる環境整備	② 不法投棄防止対策
③ 一般廃棄物処理業者の指導	④ 適正なごみ処理手数料の設定
3 中間処理	
① 効率的に安定した全量処理体制の確保	② 環境負荷の低減
③ 地球温暖化防止対策の推進	④ 最終処分場の延命化
⑤ 災害対策の強化	
4 最終処分	
① 最終処分場の延命化	

第6章 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

第7章 施策の展開

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発

(1) 食品ロス削減に向けた取組

① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発

葛飾区では、「葛飾区食品ロス削減アクションプラン」に基づき、2030年までに区内の食品ロス量を半減するという目標に向けた取組を進めています。区民・事業者・区が協働して、発生抑制を最優先とした食品ロスの削減を図り、家庭における食品ロスの削減や適正な再生利用の推進を目指します。また、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減の推進役を担っていきます。

今後は、まとめ買い後の使い残しや期限切れによる食品の廃棄を減らすため、適量購入や少量調理の実践を呼びかける情報発信を一層強化します。さらに、小売店等における「てまえどり」の実践を促進するため、SNSなどを活用した啓発キャンペーンを展開し、区民への認知度向上を図っていきます。あわせて、地域全体での食品ロスの削減につながる新たな仕組みづくりについて、研究・検討を進めていきます。

(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実

① 子どもを対象とした環境学習の充実

保育園や幼稚園、小・中学校において、学齢に応じた環境学習を実施するほか、紙芝居や学習用DVDの貸出、リサイクル関連施設の見学なども行っています。また、環境学習内において、カード教材の活用や、ワークシートの配布なども行い、子どもと保護者が一緒にごみ減量・3Rを考える機会の創出にも努めています。

今後も、子ども一人一人の行動がごみ減量・3Rの促進に結び付くよう、内容の充実を図るとともに、実施園・実施校を拡大していきます。

② 大人を対象とした環境学習の充実

集積所を利用する方々を対象とした排出指導や、清掃協力会などとの連携による地域における清掃研修会の実施など、地域の大人に向けた環境学習に取り組んでいます。今後も、より身近な学びの機会として、ごみ減量・3Rを実践するきっかけとなるよう、リサイクル関連施設や清掃工場などを活用した環境学習の実施を検討していきます。

また、区民・事業者との協働により、地域における分別排出ルールの周知・啓発にも引き続き取り組んでいきます。

③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実

ごみ減量の必要性や具体的な取組方法については、広報紙、かつしかFM、ホームページ、「資源とごみの収集カレンダー」、区公式SNSなど、多様な媒体を活用して情報提供を行っています。

今後は、幅広い世代が主体的にごみ減量・3Rに取り組めるよう、動画や多言語対応コンテンツ等の充実を図り、誰もがアクセスしやすく、行動につながる情報提供体制の整備を進めていきます。

④ 普及啓発イベントの実施

区と葛飾清掃工場共催の「ごみ減量・清掃フェアかつしか」などの各種イベントを通じて普及啓発活動を実施しています。また、区主催のイベントに限らず、区内大学の学園祭等に積極的に参加し、幅広い世代に向けた普及啓発活動を展開しています。

今後は、来場者がごみ減量・3Rの取組を身近に感じ、実践につなげられるよう、食ロス削減クッキングの紹介動画の周知を強化するとともに、体験的な学習機会の充実を図っていきます。

⑤ キャラクター（りー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発

葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター「りー（R e e）ちゃん」は、これまで配布物やDVD、イベントでの着ぐるみ活用、オリジナル再生品の販売などを通じてPRに活用してきました。今後は、オンラインコンテンツの充実を図り、若年層を含めた幅広い世代に親しみやすい広報展開を推進します。

⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進

区民・事業者・区で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」では、区民や事業者が容易に実践できる具体的な取組として「かつしかルール」を検討・決定し、ごみ減量キャンペーンにおけるマイバッグの普及・利用促進などの活動を行っています。今後は、レジ袋に加えてストロー・スプーン・フォークなどの使い捨てプラスチック製品の削減について、既存のイベント等を活用して周知を図っていきます。

⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進

地域の中で3R活動に積極的に取り組んでいく人材を育成するため、3R推進パートナー養成講座を実施し、人材を育成してきました。今後も、3R推進パートナーが活躍できる場の環境づくりに継続して取り組むとともに、幅広い活動の機会を提供するなど、活動しやすい仕組みや支援の充実に努めます。

⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実

平成23年6月に、ごみ減量・3Rに関する情報提供や学習、実践、活動、人材育成の拠点として、かつしかエコライフプラザを開設しました。開設後は、図書館との複合施設である利点を活かした情報提供や学習の場とするほか、各種講座の実施、環境・3Rに関するパネルや模擬ごみ等による体験型展示、リユース家具や日用不用品等の展示・販売、エコ講座の開催など様々な催しで活用し、普及啓発の一翼を担ってきました。

今後は、区民や事業者に対する情報提供と交流の場としての機能をさらに高めるため、一部講座についてはオンライン配信を取り入れ、来館が難しい方にも学習機会を広げられるように検討していきます。また、リユース家具や不用品の展示・販売については、区のホームページを活用した情報発信の充実を図るなど、利便性の向上に努めます。

(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発

① 不用品利用の促進

家庭で不用になった生活用品の情報を区に登録し、譲りたい人と譲ってほしい人が直接交渉を行う「不用品交換情報」の制度により、物品の有効利用を図っています。特に利用期間が限られるマタニティ服や乳幼児・子ども用品については、再使用の促進を目的に洋服交換会をかつしかエコライフプラザや児童館などで実施しています。今後も、他自治体や民間事業者の動向を注視しつつ、引き続き、より多くの方がリユースに参加しやすい環境づくりについて、研究・検討を進めています。

② 不用品の展示・販売

かつしかエコライフプラザと消費生活センターでは、家庭で不用になった生活用品の展示・販売を行っています。また、かつしかエコライフプラザとリサイクルセンターでは、粗大ごみとして出された家具などのうち、使用可能なものをリユース家具として展示・販売しています。今後は、区ホームページでの掲載内容の充実など、来館前に在庫状況を把握しやすくする仕組みの整備や、区主催イベントにあわせた展示・提供の機会拡大などを通じて、不用品やリユース家具の活用促進に取り組みます。

③ グリーンバンク事業の推進

引き続き、不用となった樹木を有効活用するため、住宅の増改築などにより、やむを得ず伐採される庭の樹木を区が引き取り、必要な方へ提供するグリーンバンク事業を実施します。

④ 自転車のリサイクル

引き続き、駅周辺に放置・撤去され、保管期間の過ぎた引き取り手のない自転車を、東京都自転車商協同組合本田支部及び東京都自転車商協同組合亀有支部の指導を受けながら、障害のある方が車体洗浄、整備及び修理を行い、リサイクル自転車として葛飾自転車商協同組合を通じて販売します。

(4) 経済的手法によるごみ減量の推進

① 3Rエコポイント制度の検討

一部の商店会において、レジ袋の削減を啓発するために、マイバッグの利用者にポイントを付与する「スタンプカード事業」を実施してきました。今後は、こうした取り組みの効果や課題を検証しつつ、店舗や地域の協力を得ながら、3R行動の促進につながる工夫や仕組みづくりについて検討を進めます。あわせて、世代を問わず参加しやすい周知・啓発のあり方も引き続き検討していきます。

② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入

家庭ごみの有料化は、ごみ排出抑制と費用負担の公平化を同時に図る代表的な経済的手法です。環境省の最新調査（令和6年度〈令和5年度実績〉一般廃棄物処理事業実態調査）によれば、粗大ごみを含まない家庭ごみの処理手数料については、67.1%の自治体が導入済みです。（粗大ごみを含む家庭ごみ処理手数料の有料化については、82.0%の自治体が実施しています。）

一方、23区ではこれまで無料収集が続いてきましたが、最終処分場の延命の必要性の観点から、特別区長会でも、今後の資源循環施策として、家庭ごみ有料化について、引き続き、実現に向けた検討を進めています。

葛飾区において有料化を検討する際は、こうした都・23区の議論の行方を注視しつつ、①最終処分場残余容量と清掃事業経費の見通し、②減量効果とリバウンド防止策、③不法投棄・持ち去り対策などを総合的に検証することが不可欠です。また、先行の自治体が実施するスキームのメリット・デメリットを比較し、段階的・試行的な導入も選択肢として検討することも必要です。

なお、経済的インセンティブはあくまで手段であり、区民の分別意識向上やリデュース行動を促す既存施策（かつしかルール・食品ロス削減アクションプラン等）と一体的に進めることで、効果を最大化できる点にも留意が必要です。

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発

① 区の率先した取組

区内最大規模の事業者でもある区は、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚し、引き続き、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全般的に取り組み、ごみ減量を一層進めています。また、庁内のプリンターにセキュアプリント機能※を導入し、職員の庁内プリンター利用の低減を促すなど、庁内のDX化を進め、職員一人ひとりの行動変容を促進します。

（※機密情報を含む文書を印刷する際に、情報漏えいを防ぐためのセキュリティ機能）

② 事業者への啓発活動

事業活動によって生じる廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが法により定められています。また、リサイクル等を行い、ごみ減量に努めることはもとより、製品や容器が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難にならないような開発を行うことも求められています。

これらの事業者の役割や、適正な処理及びごみ減量の方法について、広報紙やパンフレットの配布、廃棄物管理責任者講習会、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の参加団体等への説明など、様々な方法により周知の徹底を図ります。

また、商工会等との連携を図り、ごみ減量に取り組む事業所間で意見交換を行いながら、事業者の自発的なごみ減量に向けた取組をより一層促進します。

加えて、近年、民泊施設の増加に伴い、事業者責任の明確化や排出マナーの徹底が課題となっています。条例制定の動向も注視しつつ、事業者が適正に処理できるよう周知していきます。

(2) ごみの適正排出に向けた取組

① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導

区収集を利用する事業者に対しては、適正な有料ごみ処理券の貼付や分別について、引き続き丁寧な指導を行い、資源循環を促進できるような適正排出を促していきます。

② 説明・相談体制の確立

事業系ごみを排出する事業所等からの廃棄物の処理委託や適正排出に関する相談及び問い合わせに、引き続き対応していきます。

③ 大規模事業所等に対する適正排出指導

大規模事業所や食品関連事業所、店舗といった、ごみと資源を多量に排出する事業所に対し、廃棄物管理責任者講習会や条例に基づく立入検査などを実施することで、ごみ減量の取組や適正処理についてより一層指導していきます。

(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援

① 取組への動機づけ

事業者がごみ減量・3Rに積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、これまで「エコチャレンジ（事業者部門）」「エコマスター（事業者部門）」の認定制度を通じて、優良事業者を表彰し、区ホームページ等で広報することで、事業者の自主的な取組を促進してきました。（「エコチャレンジ」「エコマスター」認証制度　令和5年度をもって事業終了）

今後は、ごみの減量を含めた環境に配慮した経営の推進を目的として、「エコアクション21」「グリーン経営認証」に基づく取組を行う事業者を引き続き支援し、持続可能な経営と資源循環の両立に向けた環境行動の裾野拡大を目指します。

② 業種ごとのガイドライン作成

事業系ごみは、業種によってごみの排出割合に特徴があります。今後は、紙類の多いオフィスや工場では、紙類のリサイクルの徹底を行い、生ごみの多い飲食店や小売店では、生ごみのリサイクルルートの案内など、業種ごとの特性に合わせたごみ減量・3Rの方法を、ガイドラインにまとめて多様な媒体

で情報提供することで、より効果的な事業系ごみの減量を引き続き進めています。

(4) 許可業者収集への移行促進

① 区収集排出基準の見直し

排出基準量（日量 10 kg）を超える事業者に対して、許可業者による委託収集への転換を引き続き指導します。排出基準量を超えない事業者についても、必要に応じて排出基準量を見直すことで、さらなる許可業者収集への移行を促します。

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

(1) 徹底的なプラスチックの資源循環

① プラスチック製容器包装の分別徹底

プラスチック製容器包装については、「資源とごみの正しい分け方・出し方」等の冊子配布や啓発活動を通して分別排出ルールの周知徹底を図るとともに、集積所を利用される方への排出指導体制について検討し、適正な分別を推進していきます。

② マイボックス運動の推進

商店会と協働し、飲食店等で食品をテイクアウトする際に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器ではなく、繰り返し利用できる容器に詰めて持ち帰る取組を引き続き検討していきます。

③ 環境学習へのメニュー追加

環境への負荷の低減を図るうえで、天然資源の持続可能な利用が求められており、特に海洋プラスチックや化石資源への依存度が国際的な課題となっています。こうした状況を踏まえ、生ごみの減量や資源の適正な分別に加えて、プラスチックの3Rや脱炭素など最新の資源課題にも触れた内容を、小学生向けの環境学習メニューに順次盛り込んでいきます。児童が身近な行動変容につなげられるよう、3Rパートナーの協力を得ながら、分かりやすく工夫したプログラムを実施していきます。

④ 事業者との協働による使用量削減の推進

「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」と連携し、レジ袋やプラスチック製ストロー・カトラリー等のワンウェイプラスチック提供を原則“オプトイン方式（希望者のみ提供）”とする店舗拡大を働きかけます。

⑤ ボトル to ボトルの推進

環境負荷の低減に向け、プラスチックを循環利用する（水平リサイクル）ため、民間事業者との協働により、環境学習やパネル展示等による啓発を実施し、引き続きボトル to ボトルを推進します。

⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発

国や都の動向を注視しつつ、プラスチックの使用が避けられないものに関し、再生材や再生可能資源であるバイオマスプラスチックを用いたものを選択いただき、長く使用いただくよう啓発を行います。特に、焼却せざるを得ないプラスチックへのバイオマス素材の導入を促進します。

例えば、バイオマスプラスチックの袋を配布し、焼却せざるを得ない場合は化石資源由来ではないプラスチックを使用することの必要性についての啓発を区民に行うことにより、バイオマスプラスチックへの理解を深めます。

⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援

代替素材（バイオマスプラスチック等）の販売や使用を行う小売店（商店会）に対するインセンティブの検討を引き続き行います。

⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化

令和7年4月に開始した製品プラスチック（ハンガーや歯ブラシ、玩具など）の行政回収を定着させるため、「資源とごみの正しい分け方・出し方」や区公式SNS、集積所掲示物を改訂し、対象品目や排出方法を写真とイラストで分かりやすく周知しています。さらに、製品プラスチックを再生原料として活用している事例を広報紙やホームページで紹介するなどして、分別への理解と協力を一層促進していきます。

（2） 雑紙の資源化に向けた取組

① かつしかルールの普及啓発の徹底

集積所に出されるごみの中には、依然として再生可能な雑紙が混入している状況が見られます。雑紙の適正な分別をより一層促進するため、現在実施しているイベントや出前講座での「雑紙回収袋」の配布、資源とごみの収集カレンダーでのイラストによるわかりやすい周知など、既存の取組を継続・充実させていきます。さらに、学校や地区センター等で実施している環境学習を通じて、家庭内での分別意識を高める啓発を進めることで、地域全体での雑紙のリサイクル率向上を目指します。

② 雑紙回収チャレンジの実施

小学生を対象に、一定期間内に家庭から出る雑紙を回収するチャレンジ企画を実施し、日々どれだけの量がごみとして出されているのか、どのような紙が雑紙として資源にできるのか、家族と一緒に体験しながら雑紙の分別を図り、資源化を促進します。

③ 事業者向け環境学習

令和元年度に発行した啓発本等を活用し、3Rを意識した、さらなるごみの適正処理・減量の取組を通じて、環境への負荷を低減する「資源循環型地域社会」の形成に向け、事業者向けの環境学習に取り組みます。なお、これらの学習機会については、オンラインの活用も検討します。

（3） 新たな資源化の推進

① 燃やさないごみの資源化

収集後の選別作業において、金属類や小型家電、段ボール、割っていない食器、傘、ライター、蛍光管・水銀製品、乾電池、飲食用びん等を資源として回収し、リサイクル事業者への供給を行っています。

今後は、こうした取組をさらに拡充し、資源化が可能でありながら現在は燃やさないごみとして処理されている品目についても、資源回収ルートへの移行を段階的に検討・推進していきます。あわせて、区民に対して分別のポイントや変更内容を丁寧に周知し、さらなる資源循環の促進を図ります。

② 粗大ごみの資源化の検討

粗大ごみに含まれる布団や金属類については、引き続き資源化を実施していくことで資源化率の向上に努め、木製家具については、資源化を検討していきます。

③ 区による資源回収の推進

区は、集積所での回収に加え、図書館・地区センター・かつしかエコライフプラザなどの公共施設を活用した拠点回収を実施し、区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりを進めています。今後は、こうした拠点回収の回収量や再生利用先の情報を可視化したレポートを作成・公表し、資源循環への理解を深めます。

④ 繊維 to 繊維

焼却されてしまう古布を可能な限り繊維製品として再生する取組である繊維 to 繊維を推進し、資源化率を向上させるため、かつしかルールに「古布の資源化」を加え、啓発活動を通じ、区民・事業者に広く浸透させています。また、集団回収の取組を協働して強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減にも努めています。今後もイベントでの出展等を通じ、引き続き繊維 to 繊維を推進していきます。

(4) 集団回収の取組支援

① 集団回収の取組支援

新たに集団回収をはじめる団体の活動を促進させるとともに既存団体への情報提供として、各団体の取組事例を紹介していきます。また、団体の活動が安定して継続されるために、集団回収業者の確保と支援を行っていきます。

(5) 資源持ち去り防止対策

① 資源持ち去り防止対策

資源の持ち去りは、区民のリサイクル意識を阻害する行為であり、集積所から古紙や缶等の資源を持ち去る行為を条例で禁止しています。防止対策として、区職員による巡回パトロールでの注意指導や資源の早朝回収の実施、持ち去り古紙G P S追跡調査による古紙買取業者への聞き取りと持ち去り古紙の搬入禁止への協力依頼を実施しています。また、特に悪質な行為には行政指導や行政処分を行います。今後も引き続き、資源持ち去り防止に向けた取組を推進していきます。

2 事業所から出る資源の循環

(1) 事業者による資源の自主回収の促進

① 事業者による資源の自主回収の促進

これまで、資源の自主回収や再資源化に積極的に取り組む事業所の取組内容を、広報紙や区ホームページ等で紹介し、事業者による資源循環の取組を広げてきました。今後も、こうした取組の見える化や情報共有を通じて、区内事業者による自主的な資源循環活動を促します。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

区民が、ごみ収集の経費や減量化による経費削減効果を確認できるよう、ホームページ等で積極的に情報提供することによって、区民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。

(2) 収集・運搬サービスの充実

① 収集・運搬サービスの充実

本区の収集体系は、燃やすごみ週2回、資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・製品プラスチック）とプラスチック製容器包装週1回、燃やさないごみ月2回、粗大ごみは申込制による指定日収集又は持込制度としています。加えて、ごみ出しが困難な世帯への訪問収集や、駅前・繁華街の戸別収集など、地域事情に合わせた柔軟な対応も行っています。

今後は、①ごみ・資源回収ルートの最適化、②高齢者・障害のある方へのサポートの充実、③車両台数や稼働時間などの運行データに基づく適正配備、④低公害車両の導入拡大に加え、I C T や A I 等の新技術の導入も視野に入れながら、清掃一組「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて、収集サービスの質の向上と環境負荷のさらなる低減を図っていきます。

2 ごみの適正排出に向けた取組

(1) ごみの適正排出に向けた取組

① 誰もが適正に排出できる環境整備

ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努めるとともに、分別や排出マナーが不適切な集積所では、個別の排出指導等を通じて、適正排出の徹底に取り組んできました。また、高齢者や障害のある方など、ごみ出しが困難な方々への支援や、外国人向けの多言語表示への対応など、誰もが分かりやすく排出できる環境づくりを進めています。

今後は、体温計や乾電池、蛍光管など水銀を含む廃棄物について、水銀に関する水俣条約や関連法令に基づいた適正な処理を引き続き徹底するとともに、危険性・有害性のある廃棄物の適正処理についても、製品の製造・販売を行った事業者の役割に関する制度の周知や関係機関との連携を進めます。

② 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けては、これまで区職員の巡回パトロールや委託による夜間巡視に加え、区民協力員制度、区内郵便局との情報連携、不法投棄対策連絡協議会の運用など、多層的な取組を進めてきました。今後も、不法投棄防止看板の提供やダミーカメラの貸し出しなどを行うことで、区民・事業者と協働し、実効性のある不法投棄防止対策の強化に取り組んでいきます。

③ 一般廃棄物処理業者の指導

本区では、東京二十三区清掃協議会と連携して、一般廃棄物処理業の許可の申請受付や相談業務、許可業者への立ち入り検査などの指導に取り組んでいます。今後も許可業者による適正処理の向上を図るとともに、許可業者が排出事業者へ行う適正排出の情報提供を支援します。

④ 適正なごみ処理手数料の設定

集積所に出される事業系ごみや、家庭から排出される粗大ごみなどについては、有料で収集しています。手数料を負担することで、ごみを排出する当事者としての意識を持って自ら発生抑制に取り組むこととなり、ごみ減量につながります。ごみ処理手数料については、今後も適正な手数料の設定について23区と連携しながら進めています。

3 中間処理

23区から排出されるごみの中間処理は、清掃一組が担っています。清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に、中間処理に関する目標と施策体系を定めており、その主な内容については以下のとおりです。

① 効率的で安定した全量処理体制の確保

施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視及び適切な点検・検査・補修を行い、故障の少ない安定した施設の稼働に努めるとともに、調達困難な部品を計画的に一括購入し管理することで、故障時の早期復旧に努めます。

施設への不適正搬入防止対策として、継続して搬入物検査を実施し、悪質な場合は23区と連携して指導を強化するとともに、著しく悪質な場合は清掃一組の規定に基づき厳正に対応します。また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めます。

また、AIやビッグデータ解析のICT技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など、今後展開する可能性のある処理技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。

② 環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。

また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。

③ 地球温暖化対策の推進

清掃工場の建替えに当たり、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。また、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めるとともに、積極的

に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるための太陽光パネル等の設置や、道路洗浄のための散水等としての雨水の有効利用を図ります。

その他、地球温暖化対策への適切な対応として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守し、また、使用電力の削減や発電した電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。

④ 最終処分場の延命化

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。現在、清掃一組では、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化等の資源化処理を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場で焼却処理することで残さを減容化し、最終処分量の削減に努めています。今後稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、処理過程で発生する資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

⑤ 災害対策の強化

震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業や搬入体制の確保に努めます。また、清掃一組が所管する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の建替えに当たっては、引き続き関係法令などに基づいた工場建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や浸水対策等に取り組むとともに、大地震発生後迅速に再稼働できるよう、非常用発電装置を設置し、施設を強靭化します。

その他、区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、23区とともに検討を進めます。東京都と協定を結んでいる救急救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。また、災害時に区等が所有するEV車への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討を進めます。

4 最終処分

① 最終処分場の延命化

清掃工場などのごみ処理施設で中間処理をした後の焼却灰などは、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立て処分を行っています。この最終処分場は23区の最後の埋立処分場と言われており、今後新たな処分場を確保することは極めて困難です。したがって、最終処分場の延命化を行い、貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみ減量や資源化に取り組むことが非常に重要です。

本区においては、埋立処分場の現状について正しく理解されるよう情報提供するとともに、区民・事業者と協働してごみ減量や3Rに一層取り組み、最終処分されるごみをできる限り減らしていく必要があります。

また、中間処理の段階では、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」で定められている内容に23区が協力して取り組むことで延命化を実現します。

第8章 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成しています。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、隨時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

第9章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 净化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などをを行うよう働きかけます。

第10章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や3Rの取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和7年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行っており、その結果を踏まえて計画の実効性を高めています。

葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を指し、生産・製造、流通、消費の各段階で発生します。日本の食品ロスは直近の令和5年度推計で年間約464万t、内訳は家庭系約233万t、事業系約231万tでした。国は経済損失や温室効果ガス排出量の推計も併せて公表し、削減の必要性が一層明確になっています。

世界的に見ても、飢餓や栄養不良に苦しむ人々は依然として多数に上り、食料の生産・廃棄に伴う環境負荷も無視できません。SDGs（目標12）では、「2030年までに小売・消費段階の一人当たりの食料廃棄を半減」の国際目標が設定され、日本でもこの国際目標と歩調を合わせた取組が進められてきました。

国内では、令和元年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、官民が連携した削減の枠組みが整備されています。「第一次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第一次方針」という。）では、2000年度比で2030年度までに食品ロス半減という中長期目標を示すとともに、国・地方公共団体・事業者・消費者それぞれの役割、教育・普及啓発、需要と供給のミスマッチの是正、フードバンク等による食品寄附の推進、見える化（実態把握・統計整備）や事業系の排出抑制の推進など、基本的な方向性が整理されました。

その上で、令和7年3月25日に閣議決定された「第二次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第二次方針」という。）では、令和7～11年度の5か年を対象として、教育・普及啓発、事業者の取組支援、食品寄附の推進等の重点施策が改めて整理されました。第一次方針で掲げた「2000年度比で2030年度までに半減」の目標に対しては、事業系は2022年度時点で前倒し達成に至った一方、今後の社会情勢の変化を見据え、引き続き削減を加速する方針が示されています。

本区では、「かつしかルール」による生ごみ減量などの取組を積み重ねてきました。今回のアクションプラン改定では、最新の全国動向（令和5年度推計値）と第二次方針を踏まえ、家庭・事業者・地域団体・行政が一体となって、食品ロスの発生抑制、適切な活用（提供等）、リサイクルの各段階で実効性の高い取組を進め、環境負荷の低減と暮らしの質の向上の両立を目指します。

2 位置付け

本アクションプランは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に基づき策定するものです。あわせて、第二次方針や、東京都の「資源循環・廃棄物処理計画」の方向性を踏まえ、一般廃棄物処理計画との調和に努めるという国の考え方にも沿って構成しています。

3 期間

本アクションプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。今回の改定は、令和8年度から令和12年度までの後期5年間に適用します。

あわせて、社会情勢の変化や関係法令の改正、第二次方針等の動きを踏まえ、必要に応じて機動的に見直しを行います。原則として計画期間の途中でもフォローアップを実施し、取組の効果を確かめながら施策の磨き上げを進めます。

4 葛飾区の食品ロスの現状

本区の燃やすごみに含まれる厨芥（生ごみ）類は33.3%あり、燃やすごみの組成で最もも多い割合を占めています。さらに、未使用及び未開封のまま廃棄されたもの（直接廃棄）は19.5%、食べ残しが7.8%であり、削減できる食品ロスが約27%あります（令和6年度調査）。

また、調理くずの中には、過剰除去も含まれているため、食材の早めの使用や調理技術の向上などが必要です。

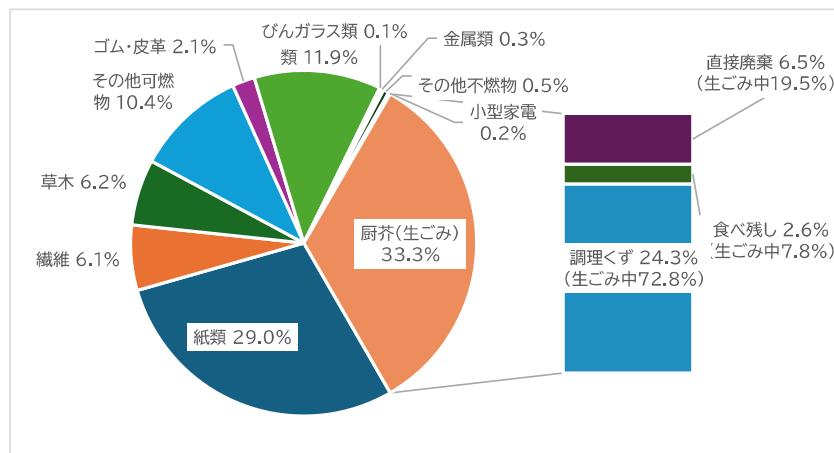


図-1-7 燃やすごみの組成（令和6年度）

5 目指すべき姿

本アクションプランでは、区民・事業者・区の各主体が一つになって、かつしかルールの目標を達成することで、2030年に食品ロス量を半減させることを目指します。

**かつしかルールの目標を達成し、2030年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～**

6 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底

(生ごみの減量を意識する区民の割合 80%以上を目指します。)

①-1 子どもを中心とした若い世代への普及啓発

日々の給食や「葛飾教育の日」といった場を活用し、子ども向けに S D G s も絡めながら、食品ロスについて教育し、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育成します。

①-2 高齢者を中心とした大人への普及啓発

介護施設における講座の実施や広報紙を活用した普及啓発を行います。

①-3 各種イベントやキャンペーン、オンライン等の活用による普及啓発

3つの「きり」体験イベントや食べきり・使いきりメニューコンテストといったイベントを実施するほか、区公式 S N S の内容を充実するなどして、さらなる普及啓発を検討します。

② 家庭における食品ロス削減

②-1 「食べきり」「使いきり」の徹底

区民に対して、「食べられる分だけ料理する」「食べられる部分は使いきる」などの呼びかけを行うことで、食材の有効活用を促進します。

②-2 計画的な買い物の実践

「家にある食材をチェックしてから買い物に行く」「使いきれる分だけ購入する」等の呼びかけにより、手つかず食品の削減を推進します。

②-3 食材を無駄にしない保存

冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。

③ 事業者における食品ロス削減

③-1 「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録

事業者に対して、「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録のほか、小盛りメニューの設定や量り売りの導入、期限が近い商品の値引きなどの販売の工夫をしていただくよう呼びかけを行います。

また、スマートフォンのアプリ等を活用したフードシェアリングサービスの導入も検討します。

③-2 宴会・外食時の食べ残し削減

利用者への少量オーダーや 3010 運動の呼びかけ、マイボックス運動の推進等をしていただくことで、

食品ロス削減を推進します。

(2) 適正な再生利用

① 未利用食品の有効活用

①-1 フードドライブ運動の推進

フードドライブ窓口の常設化のほか、子ども食堂・食品を必要とする方々等に無償で譲渡する仕組みづくり、各種イベントでのフードドライブ活動の実施等により食材を有効活用します。

①-2 災害備蓄食料の有効活用

災害備蓄食料をフードバンク等へ寄付することで、廃棄を抑制します。

② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

②-1 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成制度を引き続き実施し、家庭での生ごみ減量の取組を支援します。

(3) 推進体制の整備

① 情報収集・発信

①-1 食品ロスの実態調査

施策の効果を検証できるよう、区内の食品ロスの発生状況に関する調査の実施を検討します。また、調査実施後は結果に基づいた実効性のある対策を推進します。

①-2 先進的取組の情報収集及び発信

国や都の取組のほか、本区も会員である全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などを活用し先進的取組について情報収集を行います。また、区の先進的取組事例を広報紙、かつしかFM、ホームページ等の各種広報媒体により情報発信することで、食品ロス削減に関する意識を啓発します。

② 庁内連携

②-1 全庁横断的な庁内連絡会の設置

全庁横断的な庁内連絡会を開催し、各部署における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、区としての課題や取組について検討を行います。

7 各主体の役割

（1）区民（消費者）

食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。

消費行動のあらゆる場面において、食べきり・使いきりを徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。

（2）事業者

事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。

「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。

（3）区（行政）

区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

区は、府内での食品ロス削減の率先取組を進めるとともに、フードドライブや「食べきり協力店」の推進、環境学習や普及啓発イベントなどを通じて、区民や事業者の取組を後押しする。これにより、地域全体で食品ロスの発生を抑制し、削減の機運を醸成していく。

8 推進体制

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに、区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行います。また、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減を牽引する役割を担い、本アクションプランを推進していきます。

一般庶務報告N o. 2
環 境 部
令和7年12月8日

東京二十三区清掃一部事務組合の財政計画について

リサイクル清掃課

家庭ごみ等の焼却、破碎等の中間処理を共同で実施するため、23区では特別地方公共団体の東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）を設置している。

清掃一組では令和7年度からの3か年を期間とした「財政計画2025」を発表した。歳入では、主な自主財源である廃棄物処理手数料収入について、持込ごみ量がコロナ禍前の水準までは戻らないものの、徐々に増加することを見込んでいる。一方で電力エネルギー売扱収入は、上昇を続けていた売電価格が令和3年度以前の水準に戻りつつあり、減収になると見込んでいる。歳出では、物価高騰及び労務単価の上昇が続く中、清掃工場の整備費や老朽化した施設の維持管理費等が増加することが見込まれる。また、23区共通の課題である最終処分量削減のため、焼却灰の資源化事業について引き続き求められており、その運搬及び処理業務委託には多額の経費が必要である。こうした状況から、令和9年度の予算規模は過去最大の財政となり、特別区分担金の増額が見込まれるとしている。

1 財政計画2025の概要（添付の【資料】財政計画 2025を抜粋）

（1）財政収支計画（資料2ページ）

ア 財政規模

	財政収支計画						(億円)	
	令和7年度		令和8年度		令和9年度			
	予算	内、特別区分担金	財政見込	内、特別区分担金	財政見込	内、特別区分担金		
歳出規模	1,046		1,265		1,459			
歳入規模	1,046	520	1,265	560	1,459	600		

（2）財政計画2025の要点（資料3～4ページ）

ア 歳入

①特別区分担金

令和7年度：520億円、令和8年度：560億円、令和9年度：600億円

- ・将来の公債費負担比率を考慮し、組合債を発行するとともに、基金残高を踏まえた繰入金を活用した上で設定

②廃棄物処理手数料

令和7年度：151億円、令和8年度：153億円、令和9年度：155億円

- ・持込みごみ等の量はコロナ禍前の水準までは戻らないものの、増加傾向を見込む

③電力エネルギー売扱収入

令和7年度：104億円、令和8年度：99億円、令和9年度：100億円

- ・燃料価格の低下に伴い売電単価が減少することから、減収を見込む

イ 歳出

①焼却灰の資源化

令和7年度：66億円、令和8年度：67億円、令和9年度：69億円

- ・東京都の最終処分量計画目標値などを踏まえ、必要な経費を計上

②施設整備費

令和7年度：270億円、令和8年度：505億円、令和9年度：671億円

- ・江戸川・北・世田谷清掃工場の建替え、新江東・渋谷工場の延命化、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備など

③公債費

令和7年度：64億円、令和8年度：76億円、令和9年度：81億円

- ・借入利率は増加傾向にあるが、令和6年度実績の1.8%で算出

(3) 各種の取組（資料5～8ページ）

ア 自主財源の確保

廃棄物処理条例に基づき、廃棄物の処理費用に対する手数料を徴収しており、徴収額はごみ量によって増減する。清掃一組では、特別区分担金に次ぐ主要な財源で、適正な徴収に努める。また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用し、作られた電気や高温水などを事業者へ売却することにより、収入を確保する。

イ 財政基盤の強化（組合債の発行）

組合債の残高は清掃工場等の建替え等に係る経費に連動し増加する。

そのため、施設整備費の経費縮減に取り組み、循環型社会形成推進交付金等を確保したうえで、施設整備計画を着実に進める財源として、また、特別区分担金の平準化を図るために組合債を活用し、財源対策を図っていく。同時に、後年度の組合債残高及び公債費負担を考慮し、発行抑制にも取り組んでいく。

ウ 計画的、安定的な財政運営

施設整備費が大幅増になることから、基金残高合計は令和9年度末には151億円まで減少する見込みである。増大する施設整備費に対応するため、積極的な経費削減と財源確保に取り組むとともに、令和6年度に新設した施設整備基金を活用し、財政運営の透明性についても高めていく。

2 葛飾区への影響

下表のとおり、清掃一組の特別区分担金は増額の推計をしている。

葛飾区の負担額を抑制するために、今後もごみ減量に取り組んでいく。

特別区 分担金	実績			推計(※3)	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
23区全体(億円)	450.0	480.0	520.0	560.0	600.0
葛飾区(億円)※1	20.9	20.8	22.2	24.2	26.4
ごみ量割合 概算時(※2)	区収集相当分	4.72%	4.69%	4.67%	4.65%
	持込相当分	2.91%	2.82%	2.73%	2.64%
					2.55%

※1 清掃一組の分担金は各区のごみ搬入量等に応じて按分・調整している。

※2 各年度の分担金は概算で算定し、ごみ量が確定する2年後に清算している。

※3 23区全体を除く令和8、9年度の推計は葛飾区独自の推計である。

財政計画 2025

令和 7 年 8 月

»23» 東京二十三区清掃一部事務組合

東京二十三区清掃一部事務組合「財政計画 2025」

1 財政計画 2025について	1
2 財政計画 2025 作成に当たっての基本的な考え方	1
3 令和 7 年度～令和 9 年度財政収支計画	2
4 財政計画 2025 の要点	3
5 各種の取組	5
(1) 自主財源の確保	5
① 廃棄物処理手数料	5
② 電力エネルギー売扱収入等	5
(2) 財政基盤の強化(組合債の発行)	6
(3) 計画的、安定的な財政運営	7
① 一般財源所要額の増減	7
② 基金の活用	8
6 おわりに	9

注 1) グラフ・表中等の年度表記については、「H○年度」は「平成○年度」、「R○年度」は「令和○年度」を表します。

注 2) 計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額などと一致しない場合があります。

1 財政計画 2025について

財政計画 2025 は、「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」という東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の経営理念のもとに策定した「基本計画・実施計画」「施設整備計画」といった基幹的な事業計画などを具体的に数値化し、令和7年度から令和9年度までの3か年の財政見込みを示すものである。

なお、財政計画 2025 については、令和6年度に改定予定であった第6次「一般廃棄物処理基本計画」（以下「一廃計画」という。）の原案と合わせて作成する予定であったが、第6次一廃計画の改定スケジュールが変更となつたため、今回は現行の第5次一廃計画における「施設整備計画」等を踏まえ作成した。

2 財政計画 2025 作成に当たつての基本的な考え方

財政計画 2025 における計画額は、令和7年2月時点での物価等を基に算出している。

歳入では、主な自主財源である廃棄物処理手数料収入について、持込ごみ量がコロナ禍前の水準までは戻らないものの、徐々に増加することを見込んでいる。一方で電力エネルギー売扱収入は、上昇を続けていた売電価格が令和3年度以前の水準に戻りつつあり、減収になると見込んでいる。

歳出では、物価高騰及び労務単価の上昇が続く中、清掃工場の整備費や老朽化した施設の維持管理費等が増加することが見込まれる。また、23区共通の課題である最終処分量削減のため、焼却灰の資源化事業について引き続き求められており、その運搬及び処理業務委託には多額の経費が必要である。こうした状況から、令和9年度の予算規模は過去最大の1,459億円になると見込んでいる。

大きく変化する社会経済状況に的確に対応し、「安全で安定的な中間処理」を持続可能なものとするために、「基本計画・実施計画」における分野別の事業計画や方針等を反映し、中長期的な視点をもって3か年の財政収支を見込む。

3 令和7年度～令和9年度財政収支計画

	財 政 収 支 計 画					
	R7年度		R8年度		R9年度	
	予 算	伸率	財政見込	伸率	財政見込	伸率
職員費	114	△ 1.3	118	3.9	115	△ 2.9
工場等運営費	558	11.4	550	△ 1.6	556	1.2
施設整備費	270	△ 13.3	505	87.1	671	32.8
公債費	64	18.0	76	17.3	81	8.0
その他	40	168.9	16	△ 58.7	36	117.9
歳出規模 A	1,046	4.9	1,265	20.9	1,459	15.3
使用料及び手数料	151	△ 1.7	153	1.6	156	1.5
国庫支出金	82	33.0	131	60.6	176	34.6
施設整備基金繰入金	43	皆増	75	73.7	74	△ 0.3
組合債	93	△ 32.0	219	134.4	340	55.7
諸収入等	115	△ 10.7	110	△ 4.3	113	1.3
特定財源 B	484	0.6	688	42.1	859	24.8
特別区分担金	520	8.3	560	7.7	600	7.1
財政調整基金繰入金	42	17.7	17	△ 60.6	0	皆減
一般財源 A-B	562	9.0	577	2.6	600	4.1
歳入規模	1,046	4.9	1,265	20.9	1,459	15.3

※表の増減率は、千円単位の数値をもとに算出したものである。

【財政規模】

令和7年度:1,046億円、令和8年度:1,265億円、令和9年度:1,459億円

【歳出】

- ① 職員費は、職員数及び退職手当等により見込んだ。
- ② 工場等運営費は、委託内容を精査したほか、施設整備計画を踏まえ、機器の更新時期を見直すなどの歳出削減努力の継続実施を前提に、維持補修費、運営費等を見込んだ。また、最終処分量の削減を図ることを目的として、焼却灰の資源化に係る経費も見込んだ。
- ③ 施設整備費は、既に契約済みの江戸川、北清掃工場の建替え、新江東清掃工場の延命化、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備に要する経費のほか、令和7年度当初予算において債務負担行為限度額を設定した世田谷清掃工場の建替えに要する経費等を計上した。また、渋谷清掃工場の未取得用地の取得等に係る経費を見込んだ。
- ④ 公債費は、過去の組合債発行状況を鑑み、今後発行予定の組合債償還額等を見込んだ。

【歳入】

- ① 使用料及び手数料は、主に廃棄物処理手数料を中心に見込んだ。
- ② 国庫支出金は、江戸川、北及び世田谷清掃工場の建替え、新江東及び渋谷清掃工場の延命化、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備等に対する国庫補助金等を見込んだ。
- ③ 施設整備基金繰入金は、施設整備費における一般財源所要額1／2の繰り入れを見込んだ。
- ④ 組合債は、江戸川、北及び世田谷清掃工場の建替え、新江東及び渋谷清掃工場の延命化、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備等に係る起債額を見込んだ。
- ⑤ 諸収入等は、主に電力や熱エネルギーの売払収入を中心に見込んだ。

4 財政計画 2025 の要点

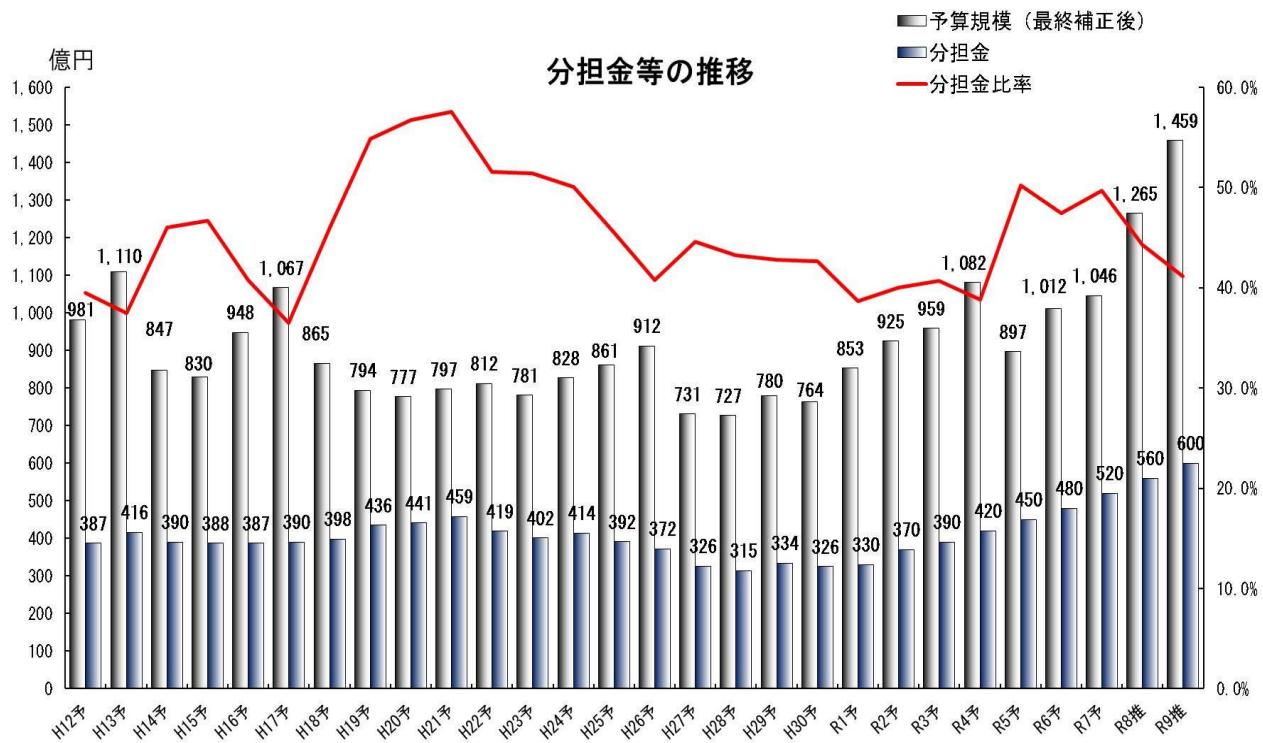
【歳 入】

① 特別区分担金

令和 7 年度:520 億円、令和 8 年度:560 億円、令和 9 年度:600 億円

- 将来の公債費負担比率を考慮し、組合債を発行するとともに、基金残高を踏まえた繰入金を活用したうえで設定した。

- 令和 9 年度には施設整備費の増により予算規模が 1,400 億円を超える一方で、自主財源である廃棄物処理手数料や電力エネルギー売扱収入の大幅な増収は見込めないことから、経営改革の取組を反映しても特別区分担金の増額が見込まれる。



② 廃棄物処理手数料

令和 7 年度:151 億円、令和 8 年度:153 億円、令和 9 年度:155 億円

- 令和 7 年度以降の持込ごみ等量はコロナ禍前の水準までは戻らないものの、増加傾向を見込んでいる。

③ 電力エネルギー売扱収入

令和 7 年度:104 億円、令和 8 年度:99 億円、令和 9 年度:100 億円

- 令和 7 年度以降は、燃料価格の低下に伴い売電単価が減少することから、減収を見込んでいる。

【歳出】

① 焼却灰の資源化

令和7年度:66億円、令和8年度:67億円、令和9年度:69億円

- 東京都の最終処分量計画目標値などを踏まえ、必要な経費を計上した。

(単位:t)

	焼却灰の資源化計画		最終処分量の計画	
	一般廃棄物処理 基本計画	資源化見込	一般廃棄物処理 基本計画	処分量見込
R7年度	112,000	112,000	228,000	194,000
R8年度	121,000	112,000	223,000	177,000
R9年度	130,000	112,000	212,000	178,000

② 施設整備費

令和7年度:270億円、令和8年度:505億円、令和9年度:671億円

事業名	期間									
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
江戸川清掃工場の建設	168.16億円	235.16億円								
墨田清掃工場のリニューアル	0.66億円	2.95億円								
北清掃工場の建設	15.33億円	265.88億円								
新江東清掃工場の延命化	4.89億円	195.65億円								
豊島清掃工場の延命化			10.14億円							
中央清掃工場の延命化	0.47億円									
渋谷清掃工場	建設	6.96億円	35億円							
	延命化		9.85億円							
板橋清掃工場の建設	1.29億円	1.34億円								
多摩川清掃工場の建設			1.17億円							
世田谷清掃工場の建設	0.04億円	103.21億円								
中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備	71.95億円	315.1億円								
合 計	269.75億円	504.86億円	670.59億円							

※計画期間は赤色、参考期間は青色の矢印で示す。

※矢印は、予算を計上する見込みの期間を示す。

③ 公債費

令和7年度:64億円、令和8年度:76億円、令和9年度:81億円

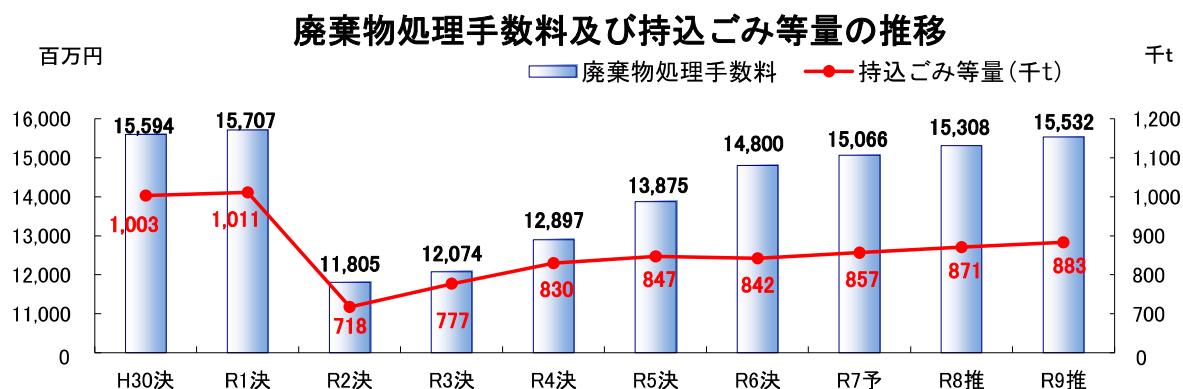
- 借入利率は増加傾向にあるが、令和6年度実績の1.8%で算出した。

5 各種の取組

(1) 自主財源の確保

① 廃棄物処理手数料

廃棄物処理条例に基づき、廃棄物の処理費用に対する手数料を徴収しており、徴収額はごみ量によって増減する。清掃一組では、特別区分担金に次ぐ主要な財源で、適正な徴収に努める。



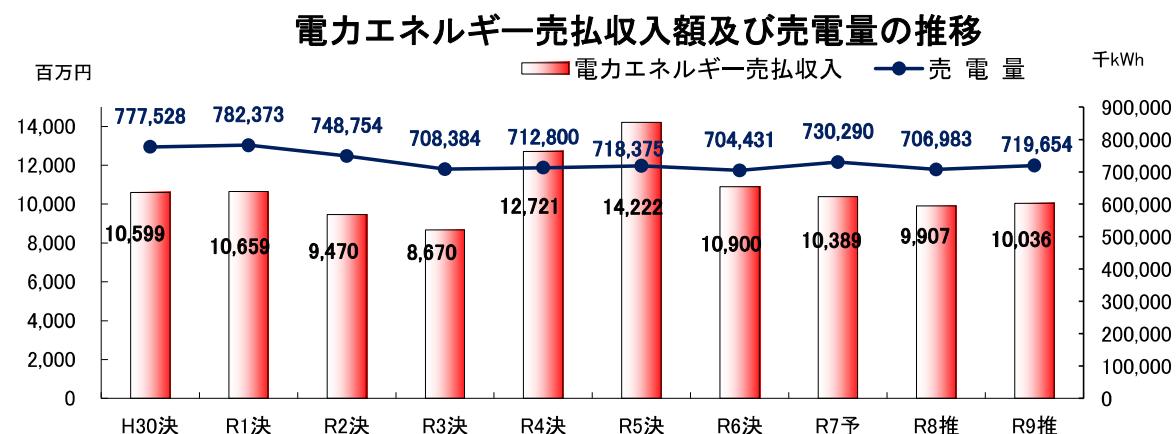
※ 手数料収入に係る持込み等量は、手数料徴収時のごみ量であり、搬入量と差が生じる。

※ 手数料単価について、持込みは17.5円/kg（令和5年10月改定）、

管路収集ごみは46.0円/kg（令和5年10月改定）

② 電力エネルギー売払収入等

ごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用し、作られた電気や高温水などを事業者へ売却することにより、収入を確保する。



【①+②】 主な自主財源の推移

(単位: 百万円)

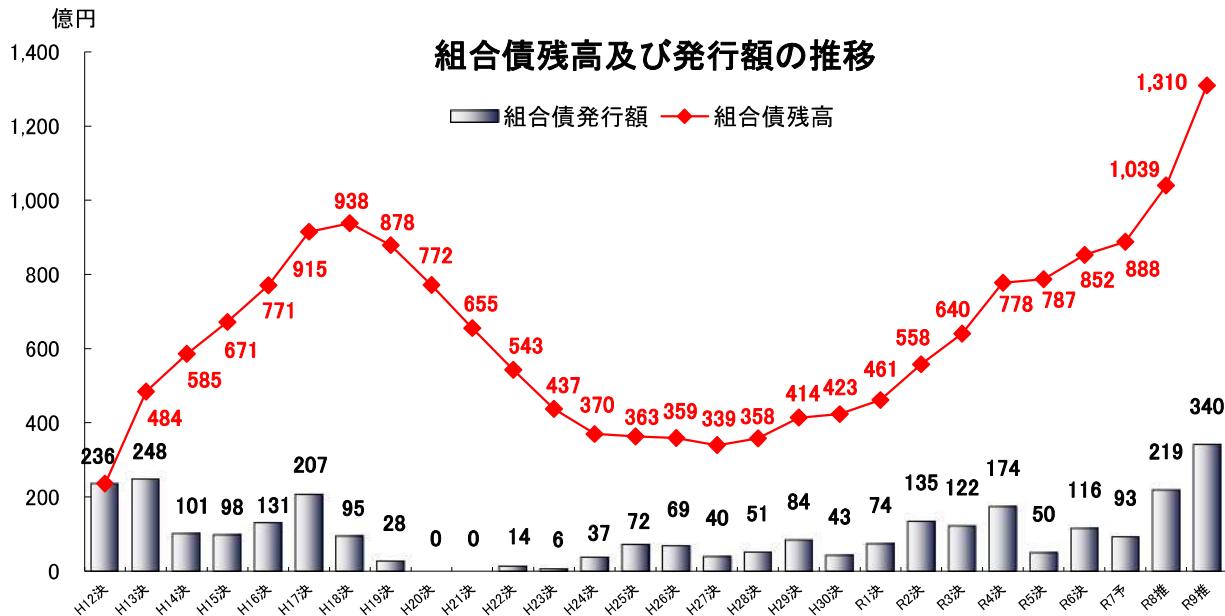
	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7当初	R8推計	R9推計
廃棄物処理手数料	15,594	15,707	11,805	12,074	12,897	13,875	14,800	15,066	15,308	15,532
電力エネルギー売払収入	10,599	10,659	9,470	8,670	12,721	14,222	10,900	10,389	9,907	10,036
合計	26,193	26,366	21,275	20,744	25,618	28,097	25,700	25,455	25,215	25,568

(2) 財政基盤の強化(組合債の発行)

今後、組合債の残高は清掃工場等の建替え、リニューアル、延命化等に係る経費に連動する形で増加していく。

そのため、施設整備費の経費縮減に取り組み、循環型社会形成推進交付金等を確保したうえで、施設整備計画を着実に進める財源として、また、特別区分担金の平準化を図るために組合債を活用し、財源対策を図っていく。

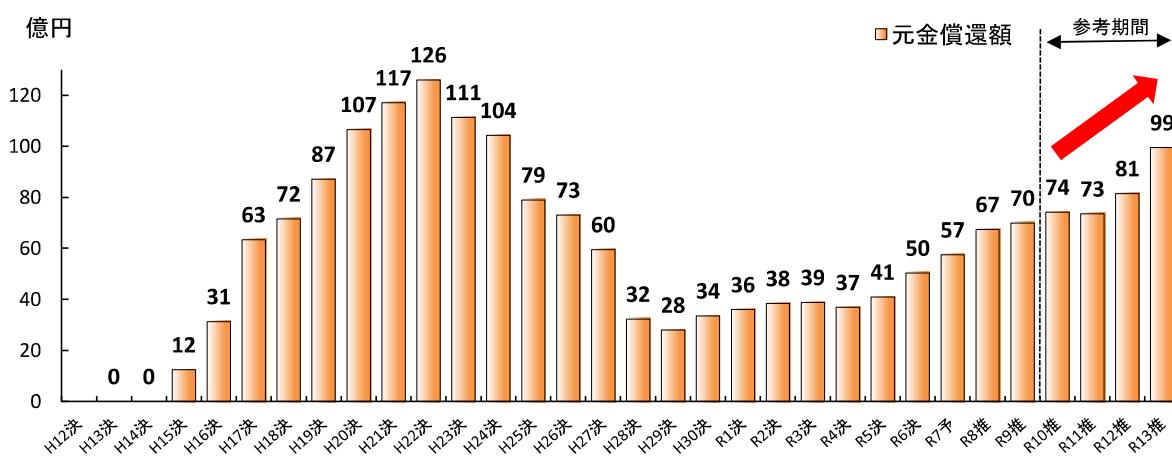
同時に、後年度の組合債残高及び公債費負担を考慮し、発行抑制にも取り組んでいく。



※ 組合債は、特定資金公共投資事業債を除く。

令和9年度の組合債残高は1,310億円程度となる見込みであり、後年度にかけ公債費負担も増加していく。また、令和3年度以降に発行した100億円超の組合債の元金償還が、令和7年度より順次開始されることなどにより、公債費が増加していく見込みである。

【参考】令和13年度までの元金償還額の推移



※ 元金償還:直近実績から借入先を財政融資資金と仮定し、据置期間を3年とする。

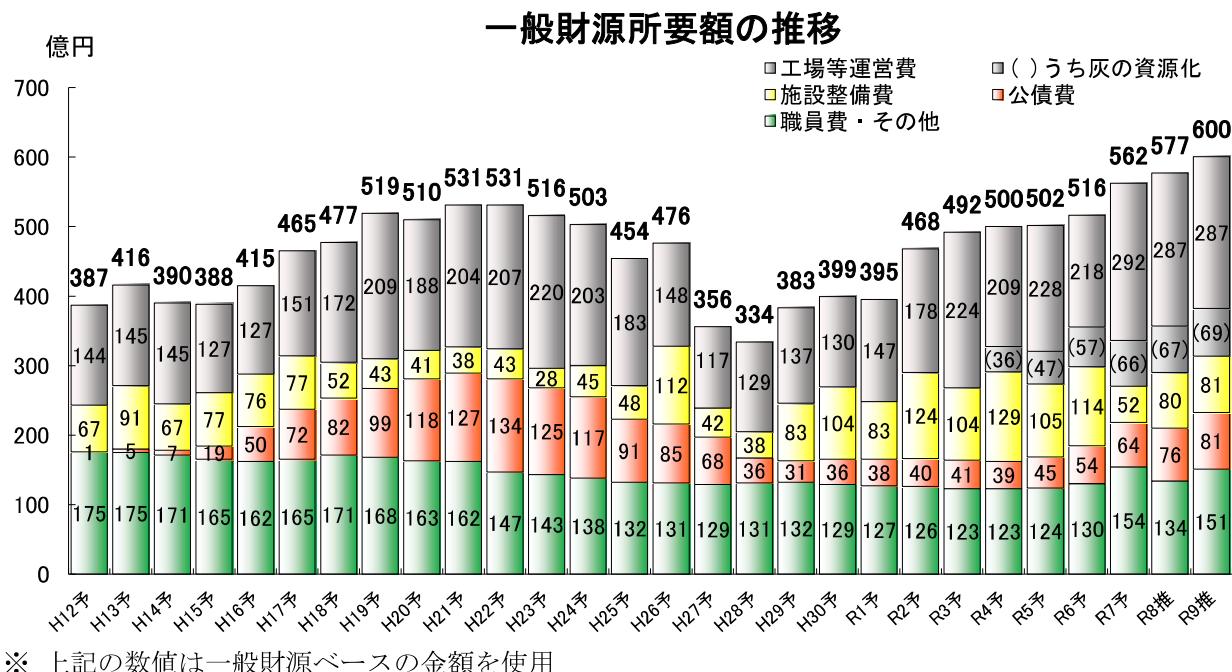
※ 特定資金公共投資事業債の償還額は除く。

(3) 計画的、安定的な財政運営

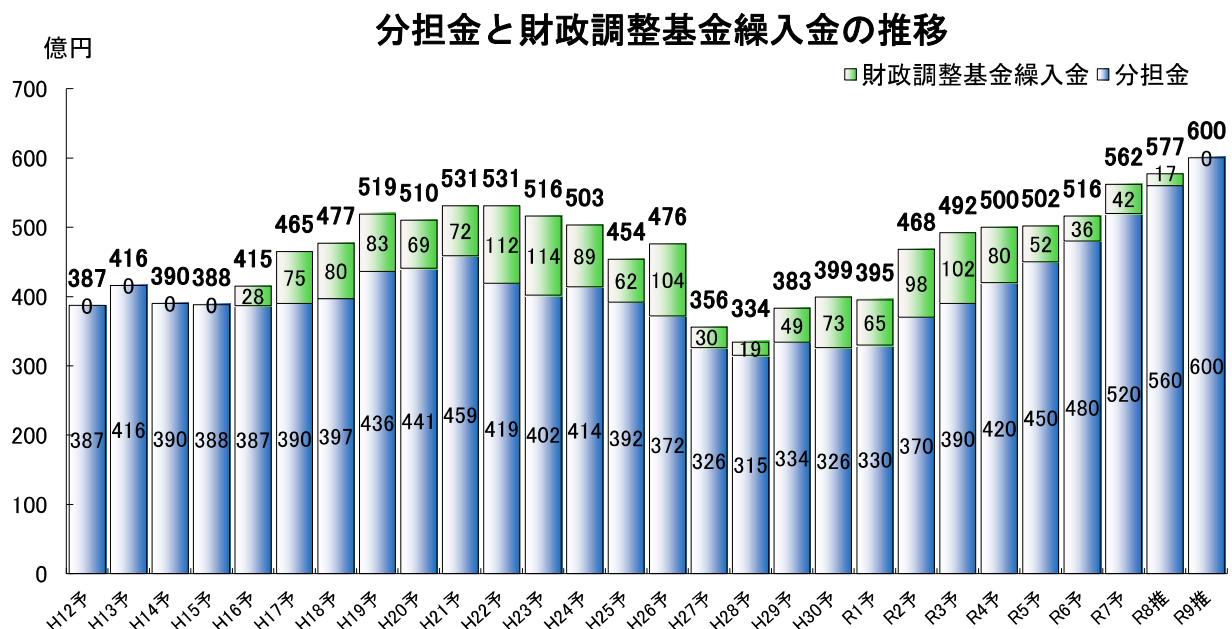
① 一般財源所要額の増減

歳出規模から、使用料及び手数料、国庫支出金、施設整備基金繰入金、組合債、諸収入等（電力エネルギー売払収入等）を減じた一般財源所要額を、年度別、経費区分別に表したもののが以下のグラフである。

施設整備費と公債費の増減により大きく影響を受ける。



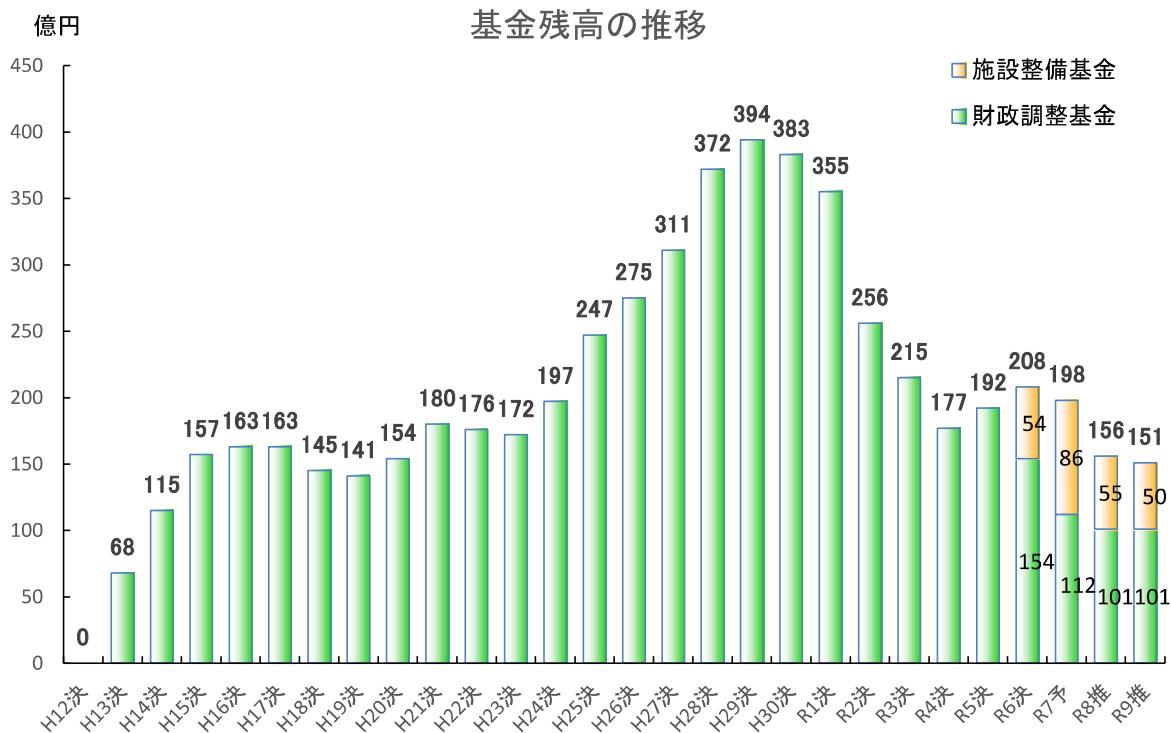
今後、老朽化が進む清掃工場の維持管理や建替え等に要する経費の増大により、予算規模も拡大傾向となるが、令和6年度に新たに設置した施設整備基金を活用して一般財源所要額の平準化を図っている。一般財源の大半を占める分担金の年度間変動を最小限に抑えるため、基金を活用しながら中長期的な視点を持って財政運営を行う。



② 基金の活用

電力エネルギー売扱収入の減少や老朽化が進む清掃工場の維持管理に要する経費の増の影響等により、令和7年度末の基金残高合計は令和6年度末から10億円の減となる198億円の見込みである。また、令和8年度以降は施設整備費が大幅な増となることから令和9年度末には151億円まで減少する見込みとなっている。

増大する施設整備費に対応するため、積極的な経費削減と財源確保に取り組むとともに、施設整備基金を活用し、財政運営の透明性についても高めていく。



	H12決算	H13決算	H14決算	H15決算	H16決算	H17決算	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算
繰入額	0	0	0	0	28	75	80	83	69	72										
積立額	0	68	47	41	35	75	62	79	82	99										
年度末残高	0	68	115	157	163	163	145	141	154	176	172	180	197	247	275	311	372	394	383	355
	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算										
繰入額	112	115	89	62	104	30	19	49	73	88										
積立額	108	110	114	113	132	66	80	71	62	60										
年度末残高	176	172	197	247	275	311	372	394	383	355										
	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7当初	R8推計	R9推計												
繰入額	110	102	94	52	38	85	92	74												
積立額	10	61	55	66	54	75	50	69												
年度末残高	256	215	177	192	208	198	156	151												

【基金の内訳】

財政調整 基金	R6決算	R7当初	R8推計	R9推計
	38	42	16	0
	0	0	5	0
施設整備 基金	年度末残高	154	112	101
	R6決算	43	75	74
	積立額	54	75	69
	年度末残高	54	86	55

※令和6年12月に施設整備基金を設置

6 おわりに

物価高騰及び労務単価の上昇が続く中、平成初頭に建設された多くの清掃工場が、順次建替え等の更新時期を迎えており、施設整備費が大幅に増加しているとともに、施設の老朽化に伴う維持補修などの工場等運営費も減少を見込むことができない。また、23区共通の課題である最終処分量の削減は、引き続き求められており、焼却灰の資源化事業に係る運搬・処理業務委託には多額の経費が必要となっている。さらに、令和7年度より始まる令和3年度以降の組合債の元金償還や借入利率の上昇傾向により、公債費が増加していくことは明らかである。

一方で、自主財源である廃棄物処理手数料収入については、持込ごみ量がコロナ禍前の水準に徐々に戻りつつあることから、增收を見込んではいるものの、ごみ減量施策の効果によっては、減収となることも想定され、また、売電単価に大きく左右される電力エネルギー売払収入についても先行きは不透明である。

そのため、基金残高の減少を抑制することは難しく、また、組合債残高は令和9年度には過去最高額の1,310億円程度となることが見込まれ、大変厳しい財政状況にある。

こうした状況下にあっても、23区民の生活環境の維持に欠かせないごみの中間処理を、安全で安定的に行っていくためには、経費縮減と自主財源確保の取組を着実に進めていくことが重要である。また、前例に捉われることなく事業を徹底して見直していくとともに、清掃工場の整備手法や管理運営のあり方についても検討を進めるなど、抜本的な対策にも取り組んでいかなければならない。

今後も23区民からの理解と信頼のもと、清掃一組の財政運営を持続可能なものとしていくために、引き続き23区と強固な連携を図りながら、不断の経営努力を継続していく。

一般庶務報告No.3
環境部
令和7年12月8日

清掃事務所の省エネルギーの実績について

清掃事務所

1 概要

令和6年10月に清掃事務所が移転してから1年が経過した。本施設は、区の施設として初めてZEB Ready認証を取得し、その設計に基づいて建設されたことから、運用開始後の省エネルギー実績について算出した。

2 省エネルギーの実績

(1) 算出結果

	基準値*	設計値*	実績値
年間消費エネルギー	4,976G J	2,490G J	2,857G J
年間光熱費	14.6百万円	7.3百万円	8.4百万円
年間CO ₂ 排出量	198 t	99 t	113 t

(2) 分析

基準値と比較すると、年間光熱費は約6.2百万円の削減、年間CO₂排出量は約85 t の削減ができた。

一方で、年間消費エネルギーの実績値は設計値より高くなっている。これは、設計値では夏季の空調の設定温度が27°Cとなっているが、清掃事務所では熱中症

* 「基準値」 「設計値」とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」に定められた方法により、清掃事務所の省エネ性能を算定したもの。「基準値」は、法律上建物が満たすべき性能を、「設計値」は、実際に設計した建物の性能（ZEB Ready認証）を示している。

表中の「基準値」及び「設計値」の数値は、「実績値」と比較するため、法定上の計算方法との勤務日数の差などによる補正を加えたものを記している。

対策のために、空調の設定温度を一部低めに設定している等の事情によるものである。

(3) 今後の取組

今回の分析の結果、執務室や休憩室の空調が最大出力で稼働する時間帯が長くなっていることから、今後は、職員の体調など安全衛生に気を配りつつ、消費エネルギーを抑えるための工夫を行っていく。

東立石自転車置場の廃止について

交通政策課

1 趣旨

東立石自転車置場は、かわばたコミュニティ通り上に設置されている無料の自転車置場である。

無料の自転車置場については、民営自転車駐車場への民業圧迫を防ぐとともに、受益者負担の原則を踏まえ、有料の自転車駐車場へ転換を行っており、本置場についても、当該コミュニティ通りの改修工事に合わせて廃止するもの

2 自転車置場及び自転車駐車場位置図



3 東立石自転車置場の概要

収納台数 約130台

駐輪台数 約111台（令和7年11月12日時点）

4 今後の予定

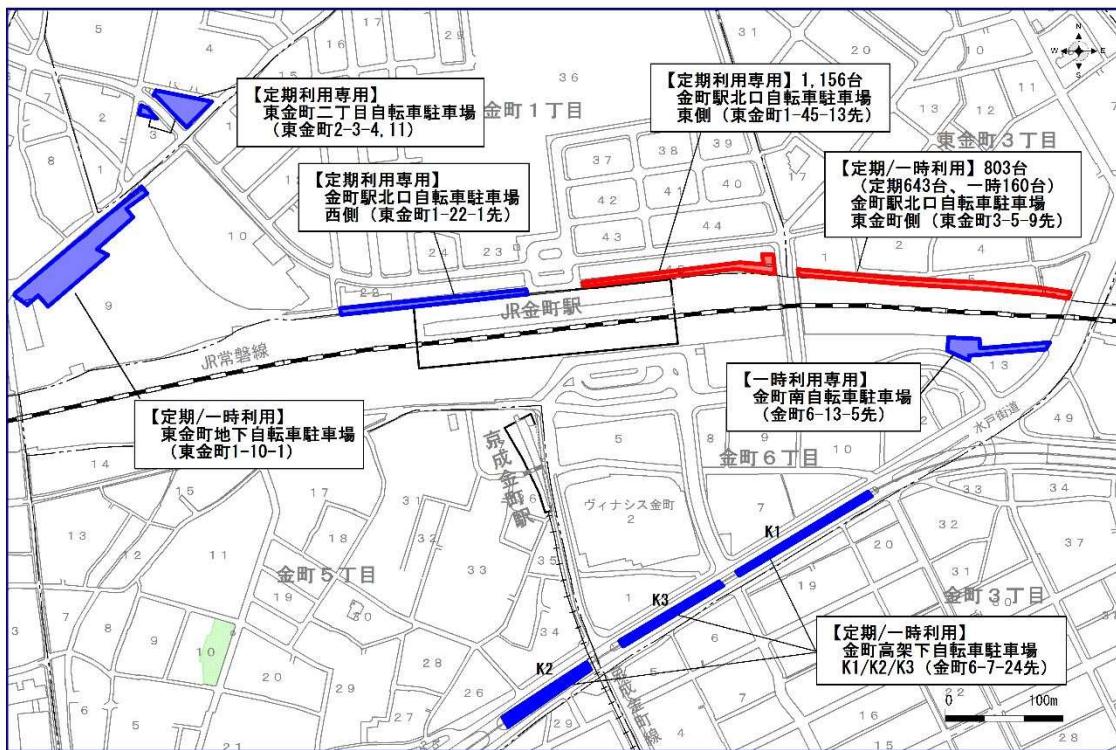
- | | |
|---------|--|
| 令和8年3月 | 令和8年第1回区議会定例会
葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の改正 |
| 令和8年4月～ | 廃止について利用者へお知らせ
代替自転車駐車場の紹介、誘導 |
| 令和8年度 | 一部閉鎖予定 |
| 令和9年度 | 閉鎖予定 |

金町駅北口自転車駐車場の設備更新について

交通政策課

1 趣旨

金町駅北口自転車駐車場（東側）・金町駅北口自転車駐車場（東金町側）における自転車ラック等の設備は、設置から約30年が経過し老朽化が進んでおり、更新を検討している。

2 自転車駐車場位置図**3 設置予定の設備概要**

定期利用部分については、垂直二段式縦型ラックとスライド式ラックを設置し、スペースを有効活用することにより収納台数の確保を図る。

一時利用部分については、個別ロック式電磁ラックを設置し、現金だけでなく、キャッシュレス決済（交通系IC）に対応することで、利便性向上と運営の効率化を図る。また、引き続き子乗せ自転車にも対応可能な平置きスペースを整備する。

イメージ（参考）



垂直二段式縦型ラック



スライド式ラック



個別ロック式電磁ラック

4 ラックの撤去及び設置

更新箇所が広範囲にわたることから、施工箇所を区切って撤去及び設置を繰り返すことで、自転車駐車場を運営しながらの設備更新を行う。施工中は周辺区営自転車駐車場を代替施設として案内する。

ラックの調達、定期利用者への事前のお知らせ、一時利用者への現地での案内などの工程管理を適切に行うため、日常の管理運営業務と合わせて、入札により広く受託事業者を募る予定である。

5 今後の予定

令和8年度 金町駅北口自転車駐車場（東金町側）ラックの入替工事

令和8～9年度 金町駅北口自転車駐車場（東側）ラックの入替工事

新小岩駅周辺の街づくりについて

新小岩街づくり担当課

1 新小岩駅南口地区の街づくりについて

新小岩駅南口地区第一種市街地再開発事業のA街区については、令和7年8月の工事着手を目指して解体工事を進めていたところであるが、地下構造物（地下ピット等）を撤去したところ、新たに発見された基礎杭が新築工事の支障となるため、工事スケジュールが変更となった。

市街地再開発事業の区域



1) A街区工事スケジュール

- | | |
|--------|------------------------------|
| ア 解体工事 | 変更前 令和6年4月～令和7年7月 |
| | 変更後 令和6年4月～令和7年11月30日 |
| イ 新築工事 | 変更前 令和7年8月～令和10年1月 |
| | 変更後 令和7年12月1日～令和10年5月31日（予定） |

2) 今後の予定

B街区については、昨今の物価高騰や人手不足などの社会情勢を踏まえながら、施工計画の精査及び施工業者の選定方法の検討を慎重に行い、準備を進めていく予定である。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ア B街区解体工事の工期 | 検討中 |
| イ B街区新築工事（事業計画の工期） | 令和9年10月～令和14年4月 |

一般庶務報告N o. 4
都 市 整 備 部
令和7年12月8日

義務付け等請求事件の判決及び控訴の提起について

立石駅北街づくり担当課

令和6年4月11日に訴えを提起された義務付け等請求事件について、令和7年9月19日に判決の言渡しがあったため、判決の内容を報告するとともに、同年10月2日付で控訴の提起があったことについて報告するもの

1 原告の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 義務付け等請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
別紙1原告目録のとおり
- (4) 被告
葛飾区長
- (5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。
イ 原告らのその余の請求を棄却する。
ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。
イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を超過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。
ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 義務付け等請求控訴事件
(2) 裁判所 東京高等裁判所
(3) 控訴人
別紙2控訴人目録のとおり
(4) 被控訴人
葛飾区長

(5) 控訴の趣旨

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- ウ 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

(6) 控訴の理由

- 原判決につき、次のとおり、法解釈の誤り及び審理不尽があるため
- ア 監査請求期間の起算点は、組合の総会の開催日である令和4年12月24日ではなく、権利変換期日である令和5年6月30日とすべきであるから法解釈を誤っている。
- イ 地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるので本件監査請求は適法であるから法解釈を誤っている。
- ウ 地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」について十分に審理しておらず証明義務違反が認められる。
- エ 権利変換に対する同意書の提出は財務会計行為と判断すべきであり、法解釈を誤っている。
- オ 権利床価格の違法性について判断しておらず審理不尽の違法がある。

4 事件の経過

- (1) 令和6年4月11日訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日）
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日
- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日

- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）
- (9) 令和8年1月20日 口頭弁論期日

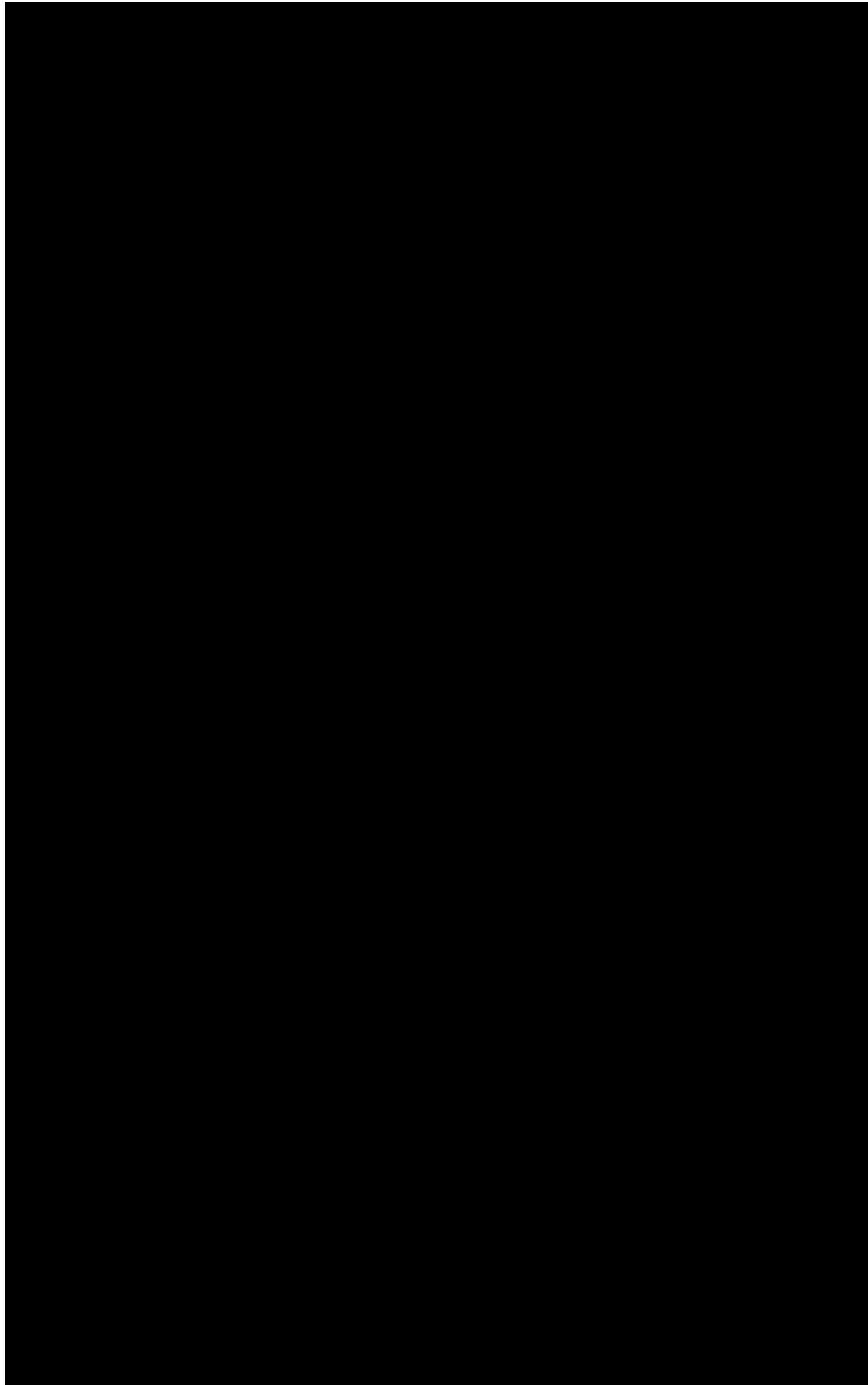
5 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

原 告 目 錄

原告番号

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38



39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79

80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120

121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161

162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202

203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237

控訴人目錄

立石エリアまちづくり協議会について

立石駅南街づくり担当課

1 立石エリアまちづくり協議会の設立

立石地域における課題の検討や情報共有の場となる「まちづくり組織」の設立を望む地域の方々の声を受け、自治町会や商店会等の代表の方々と令和5年度から取組を開始した。令和6年度にはまちづくり協議会の準備会が設立され、目指すべきまちの姿や活動目的、協議会の体制など具体的な検討を重ねてきた。

この度、令和7年11月21日に第1回立石エリアまちづくり協議会が開催され、その名称は「おっと！立石」に決定された。

【資料 1】

今後のスケジュール

令和8（2026）年度 未来ビジョン策定・アクションプランの検討

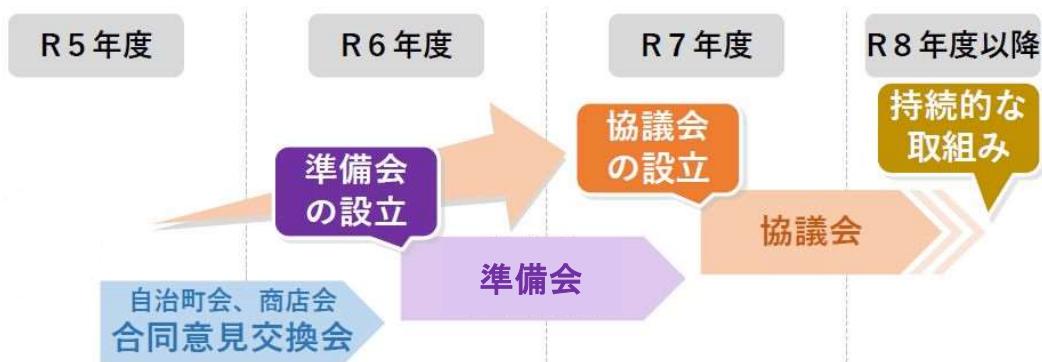
令和9（2027）年度 アクションプランの検討・取組の実践等

立石エリアまちづくり協議会の範囲



立石エリアまちづくり協議会の設立

1 設立までの経緯



年度	これまでの取組内容
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり組織設立に向けた概要説明（各団体）：10回 ■ 意見交換会（各団体）：4回 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃感じている課題、魅力について
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見交換会（各団体）：4回 <ul style="list-style-type: none"> ・立石エリアで取り組みたいこと ■ 第1回 準備会（R6.11.18 準備会設立） <ul style="list-style-type: none"> ・準備会の活動趣旨等について ・まちのあり方について ・「まちづくり協議会」の体制（メンバー）について ■ 第2回 準備会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の体制（メンバー）について ・準備会参加者の関心ごとの深掘り
令和7年度 (2025年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3回 準備会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の体制（メンバー）について ・協議会の名称検討 ■ 第4回 準備会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の名称検討 ・協議会の設立に向けて

令和7年11月21日 第1回まちづくり協議会を開催、設立
名称：「おっと！立石」

2 協議会の概要・構成

1) 概要

【名称】

立石エリアまちづくり協議会『おっと！立石』

【目的】

当エリアの多様な関係団体等が一体となってまちづくりについて協議・調整を行い、地域力の維持と魅力向上に資することを目的とする。

【活動内容】

- ・ビジョンの策定及び改定、実現に向けた検討
- ・会員間の情報共有や意見交換 ほか

2) 構成

【会員】

- ・立石エリア内の自治町会
- ・立石駅周辺の商店会
- ・その他、協議会において特に必要があると認める者

※第1回時点の会員は29名

【事務局】

葛飾区都市整備部都市計画課

3 今後の展望

令和7～8年度
ビジョン期

令和9～10年度
パイロット期

令和11年度以降
ランニング期

立石エリア
まちづくり協議会

立石エリア
まちづくり協議会

立石エリア
まちづくり協議会

プランディング
部会（仮） 立石駅前
部会（仮）

防災部会
(仮) その他の
部会

エリアマネジメント団体??
(一般社団法人)

防災部会
(仮) その他の
部会

一般庶務報告No.6
都市整備部
令和7年12月8日

密集住宅市街地整備促進事業の進捗状況について

密集地域整備担当課

1 密集事業の進捗状況

東立石、堀切、西新小岩の各地域の一部地区では、密集住宅市街地整備促進事業により、幅員6mの主要生活道路等の整備を行い、地区内の防災性・住環境の向上を図っている。

令和6年度から事業着手した西新小岩五丁目地区では、現在、建物等調査・補償算定を進めており、順次、契約に向けた折衝を行っている。なお、事業の進捗状況を鑑み、令和6年度までとしていた事業期間を東立石四丁目地区については令和10年度、堀切二丁目周辺及び四丁目地区については令和11年度まで延伸した。

- ・道路用地取得及び整備状況【表1】
- ・主要生活道路拡幅等整備の状況【資料1】

表1 道路用地取得及び整備状況

令和8年3月末見込

地区	事業期間 (年度)	道路用地取得		道路整備	
		面積(m ²)	率(%)	延長(m)	率(%)
東立石 四丁目	H20～R10	2,266	89	1,104	100
堀切二丁目周 辺及び四丁目	H27～R11	370	38	245	26
西新小岩 五丁目	R6～R15	0	0	0	0

※用地取得基金からの取得面積及び率を記載。

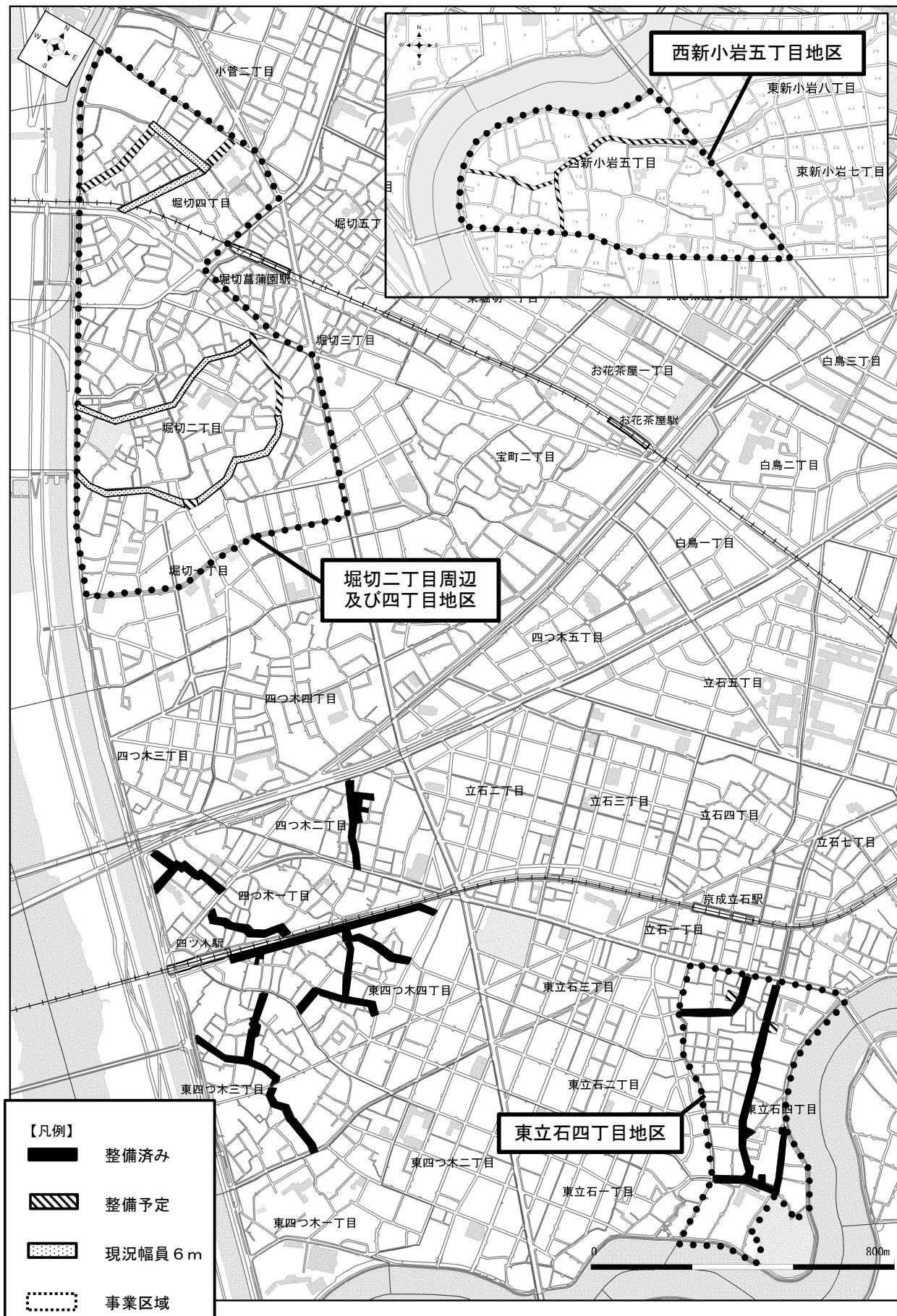
※堀切二丁目周辺及び四丁目地区は、敷地後退後のL形側溝整備延長及び率を記載。

※この表に示した面積のほか、東立石四丁目地区においては公園用地として216m²を取得している。

主要生活道路拡幅等整備の状況

資料1

密集住宅市街地整備促進事業（3地区）



2 不燃化特区の進捗状況

本区では、木造住宅密集地域において、特に改善を必要としている4地区について、東京都から不燃化特区の指定を受け、燃えにくい住宅への建替えと老朽建築物の除却などを支援することで災害に強く安全・安心なまちづくりを推進している。

令和7年3月に東京都が改定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」において、不燃化特区制度が令和12年度まで継続されることが示された。今後、区として都の支援制度を活用しながらこれまで以上に効果的な取組を進め、引き続き不燃化特区4地区の不燃化を推進していく。

- ・老朽建築物建替え助成の状況【表2】
- ・老朽建築物等除去助成の状況【表3】
- ・不燃領域率の状況【表4】
- ・不燃化特区4地区【資料2】

表2 老朽建築物建替え助成の状況

地区 \ 年度	※H25～H30	令和8年3月末見込							
		R1	R2	R3	R4	※R5	R6	R7	計
四つ木一・二 (H25.4～)	16件	5件	4件	6件	2件	0件	0件	5件	38件
東四つ木三・四 (H25.12～)	28件	7件	8件	4件	2件	1件	4件	6件	60件
東立石四 (H26.4～)	22件	6件	1件	2件	2件	0件	0件	1件	34件
堀切二・四 (H26.4～)	42件	8件	3件	3件	9件	3件	5件	11件	84件
計	108件 (平均年間18件)	26件	16件	15件	15件	4件	9件	23件	216件

※H26年度より、不燃化特区内建替え助成限度額 200万円に拡充。

※H29年度より、旧耐震基準外で耐用年数2/3を経過した住宅を対象とする不燃化建替え助成を制度化。

※R5年度より、新築建物の規模と構造に応じて建築工事費の一部を助成するよう制度を拡充。

表3 老朽建築物等除却助成の状況

令和8年3月末見込									
地区 \ 年度	※H25～H30	R1	R2	※R3	R4	R5	R6	R7	計
四つ木一・二 (H25.4～)	11件	0件	3件	6件	2件	9件	6件	3件	40件
東四つ木三・四 (H25.12～)	35件	7件	6件	10件	10件	10件	15件	8件	101件
東立石四 (H26.4～)	13件	3件	2件	6件	5件	3件	3件	5件	40件
堀切二・四 (H26.4～)	48件	22件	9件	9件	33件	15件	17件	17件	170件
計	107件 (平均年間18件)	32件	20件	31件	50件	37件	41件	33件	351件

※H28年度より、不燃化特区内除却助成限度額100万円に拡充。

※R3年度より、不燃化特区内除却助成限度額200万円に拡充。

表4 不燃領域率の状況

地区	面積 (ha)	特区指定 年次	不燃領域率(%)			
			密集着手時	※ ¹ H28	R6	上昇値
四つ木一・二	28.1	H25年 4月	42.4	61.2	68.0	6.8
東四つ木三・四	40.0	H25年12月	35.2	49.6	62.1	12.5
東立石四	19.5	H26年 4月	49.8	53.5	61.1	7.6
堀切二・四	68.5	H26年 4月	※ ² 50.0	53.5	59.8	6.3

※¹ 不燃領域率70%を目指しつつ、H28年度からR7年度までに10ポイント上昇させることを目標に掲げている。なお、目標値を達成した地区については、目標を15ポイント上昇し、さらに不燃化を推し進めていく。

※² 堀切二・四地区は不燃化特区指定時の数値を記載している。

不燃領域率について

- 不燃領域率は、市街地の「燃えにくさ」を表す指標。
- 空地率と不燃化率の二つの指標により構成される。
- 100 m²以上の広さの空地と幅員6 m以上の道路（空地率）が多く、また準耐火建築物と同等以上の燃えにくい建築物の割合（不燃化率）が増すと市街地が延焼しにくくなる。

不燃領域率と市街地の延焼性状（焼失率）について

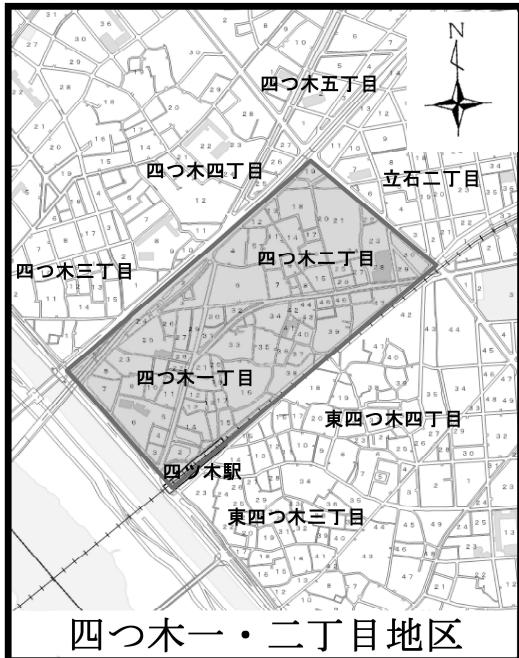
不燃領域率(%)	市街地の延焼性状・焼失率
30程度	焼失率は80%を超える
40以上	焼失率は急激に低下し、焼失率20%～25%程度にとどまる
50程度	延焼が緩やかになり、災害時の基礎的安全性が確保される
60以上	焼失率は0%に近づき、延焼が抑制される
70超	延焼による焼失率はほぼゼロとなる

※地盤条件により、市街地の延焼性状に違いが生じる

なお、令和7年3月に示された「防災都市づくり推進計画の基本方針」では、整備地域内の不燃領域率を令和12年度までに70%とすることが目標として掲げられている。

資料2

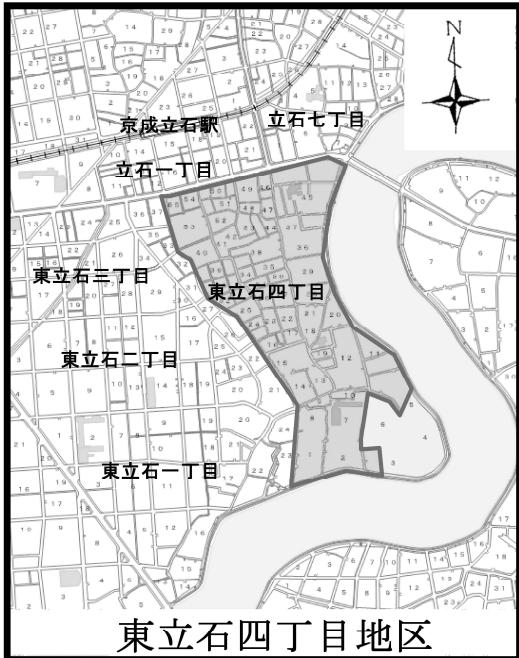
不燃化特区 4 地区



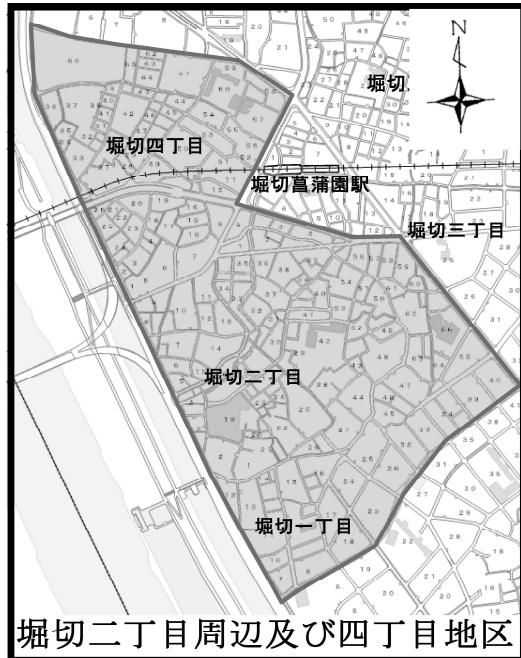
四つ木一・二丁目地区



東四つ木三・四丁目地区



東立石四丁目地区



堀切二丁目周辺及び四丁目地区

3 整備地域不燃化加速事業の進捗状況

本区は約449haが整備地域に指定されており、そのうち重点整備地域である約156haでは平成25年度から不燃化特区制度を活用し、不燃化の推進を図ってきた。

令和6年度からは不燃化特区を除いた整備地域においても、不燃化をより加速化させるために、東京都の整備地域不燃化加速事業の支援を活用して、老朽建築物の建替え支援を実施している。なお、本事業は令和7年度末までの期間限定事業であり、令和8年度以降については、木造住宅耐震助成制度の利用を促進することで整備地域における不燃化を推進していく。

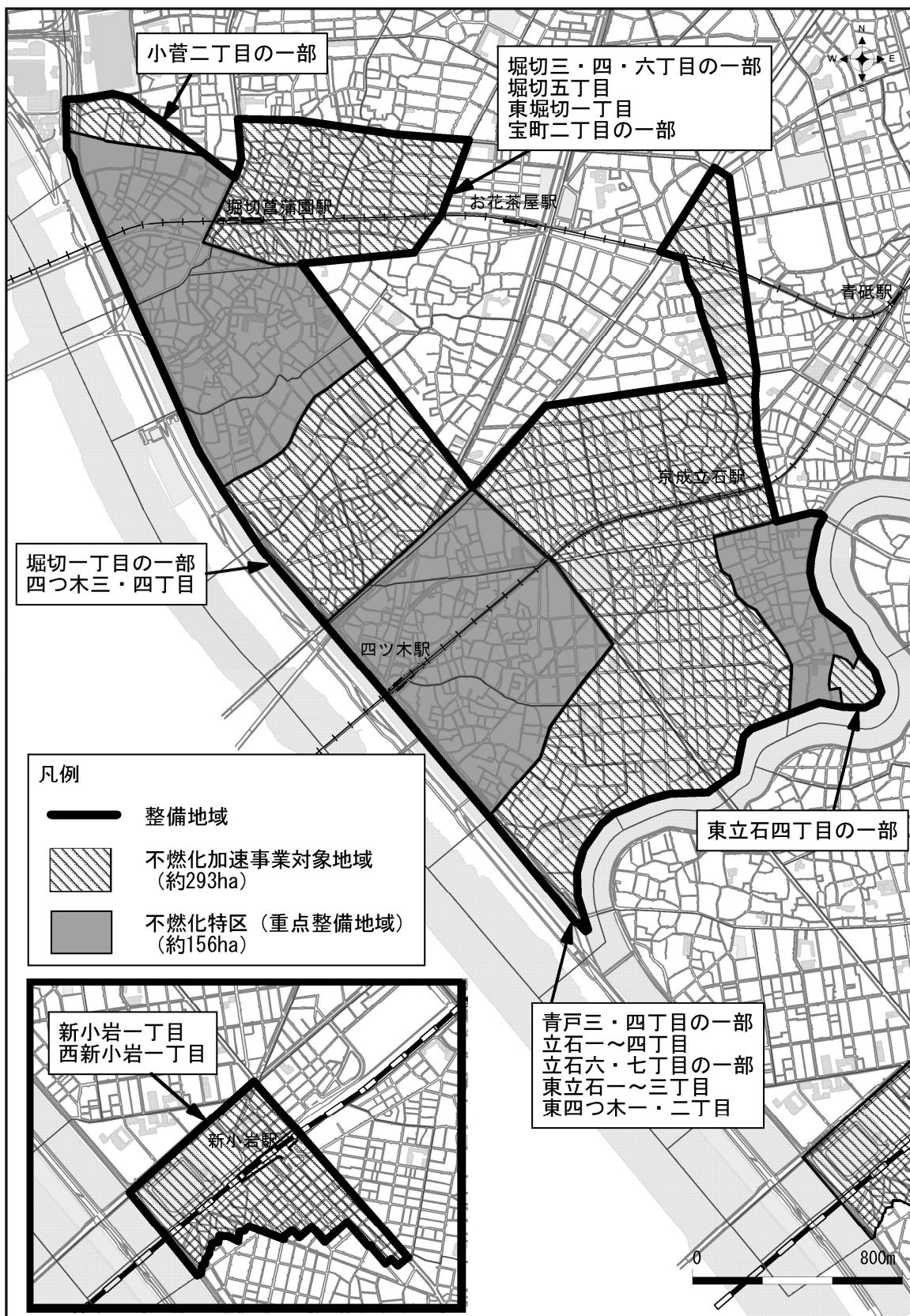
- ・整備地域位置図【資料3】

- ・整備地域建替え助成実績

R6 2件

R7 21件 (令和8年3月末見込)

整備地域位置図



一般庶務報告N o. 7
都 市 整 備 部
令和7年12月8日

建物明渡等請求事件の判決について

住環境整備課

1 原告の主張

原告は、被告らに対し、本件賃貸借契約の終了に基づき柴又二丁目アパートの1号棟105号室（以下「本件住宅」という。）の明渡しを求めるとともに、使用損害金として本件住宅の近傍同種の住宅の家賃及び共益費の合計額に相当する金員の支払を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 建物明渡等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 当事者

ア 原告 葛飾区

イ 被告

(ア)

(イ)

(ウ)

(4) 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、本件住宅を明け渡せ

イ 被告らは、原告に対し、連帶して、207万1,620円及び令和7年7月1日から本件住宅の明渡済みまで、1か月当たり6万570円を支払え

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

(5) 判決の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、本件住宅を明け渡せ。

イ 被告らは、原告に対し、連帶して、207万1,620円及び令和7年7月1日から本件住宅の明渡済みまで、1か月当たり6万570円を支払え。

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

エ この判決は仮に執行することができる。

(6) 判決の理由

請求原因事実は、当事者間に争いがない。

3 事件の経過

(1) 令和7年7月30日 訴えの提起

(2) 令和7年10月28日 第1回口頭弁論期日（弁論終結）

(3) 令和7年11月4日 第2回口頭弁論期日（判決言渡し）

一般庶務報告No.8
都市整備部
令和7年12月8日

専決処分（契約変更）の報告について

道路補修課

報告番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	八剣橋橋梁架替（その11）工事 請負契約の変更	株式会社横河ブリッジ 東京営業所	変更前契約金額 7億2,671万5,000円 変更後契約金額 6億9,622万4,100円

専決処分（契約変更）の報告について

道路補修課

1 専決処分事項

八剣橋橋梁架替（その11）工事請負契約の変更

2 件名

八剣橋橋梁架替（その11）工事請負契約

3 契約の概要

(1) 工事箇所

葛飾区奥戸八丁目6番先から奥戸九丁目15番先まで

(2) 契約の相手

千葉県船橋市山野町27番地

株式会社横河ブリッジ

代表取締役 中村 譲

代理人 東京都港区芝浦四丁目4番44号横河ビル

株式会社横河ブリッジ 東京営業所

所長 黒田 力

(3) 工期

令和6年10月11日から令和8年7月30日まで

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

7億2,671万5,000円

(2) 変更後契約金額

6億9,622万4,100円

5 変更理由

- (1) 橋桁製作の着手前に現場精査を行い、設計内容と照合した結果、強度の向上や維持管理の効率化などを図るため、製作加工の方法及び部材間の接合部を見直した。
- (2) 鋼床版の設置にあたり、施工性を高めるため、一部を溶接からボルト接合に変更した。

6 専決処分年月日

令和7年11月18日

7 今後の事業予定

引き続き、上部構造物の架設を行う。

一般庶務報告No.9
都市整備部
令和7年12月8日

葛飾区橋梁長寿命化修繕計画の更新（案）について

道路補修課

1 概要

本計画は、区民の安全・安心を確保するため、葛飾区が管理する橋梁について、長寿命化や中長期の修繕・更新費用を考慮した適切な維持管理の実現を目的に平成21年度に策定した。その後、最新の点検結果や知見を反映し、平成27年度、令和元年度、令和5年度、そして令和6年度と更新を重ねてきた。

今回、令和8年度より道路メンテナンス事業における国の補助要件が変更されることから、橋梁の集約・撤去の方針について所定の内容を記載し更新するため報告するもの

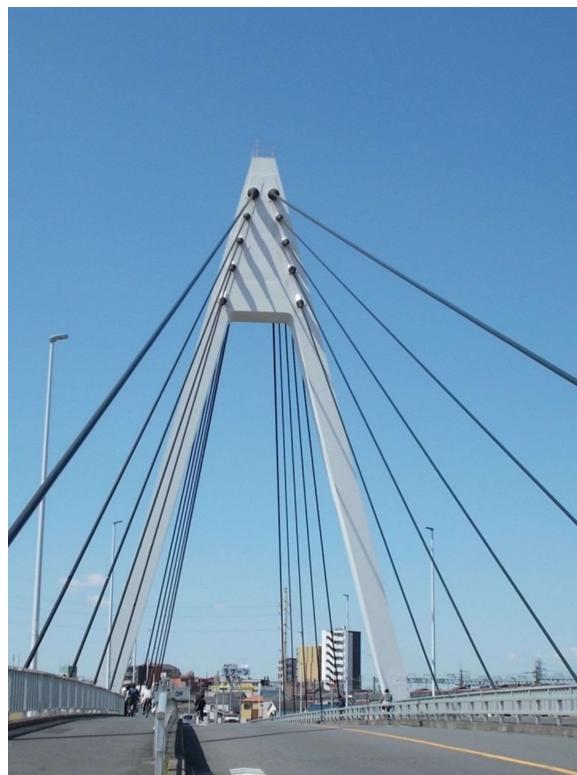
2 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画〔更新〕（案）

【資料1】葛飾区橋梁長寿命化修繕計画〔更新〕（案）

【資料 1】
(案)

葛飾区橋梁長寿命化修繕計画

[更新]



令和7年（2025年）12月

葛 飾 区

< 目 次 >

1. 長寿命化修繕計画の目的	
1) 背景	1
2) 計画更新の目的	1
2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁	
1) 計画の対象橋梁	2
2) 位置図	4
3. 計画期間	5
4. 橋梁の維持管理に関する基本的な方針	
1) 健全性の把握の基本的な方針	5
2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針	5
5. 対策の優先順位の考え方	
1) 健全性診断の判定区分による優先順位	6
2) 橋梁の重要度による優先順位	6
3) 点検結果及び対策内容と実施時期	6
6. 橋梁の長寿命化及び修繕・架替・耐震対策に関する基本的な方針	
1) 橋梁の寿命	7
2) 費用の縮減に関する基本方針	7
3) 新技術の活用方針	7
4) 集約・撤去に関する検討方針	8
5) 新中川に架かる橋梁の架替え	8
6) 耐震対策の方針	9
7. 対策費用の算出	11
8. 計画策定担当部署	12

1. 長寿命化修繕計画の目的

1) 背景

本区が管理している橋長 2m 以上の橋梁は 29 橋あります。このうち、供用 50 年を超える橋梁は、現在 17 橋あり、今後 10 年のうちに 21 橋、20 年後には 24 橋に増加します。

今後、急速に老朽化が進む管理橋梁に対して、従来の事後保全型の維持管理を継続した場合、維持管理コストが膨大となり、限りある財政状況の中で、適切な維持管理を続けることが困難となります。

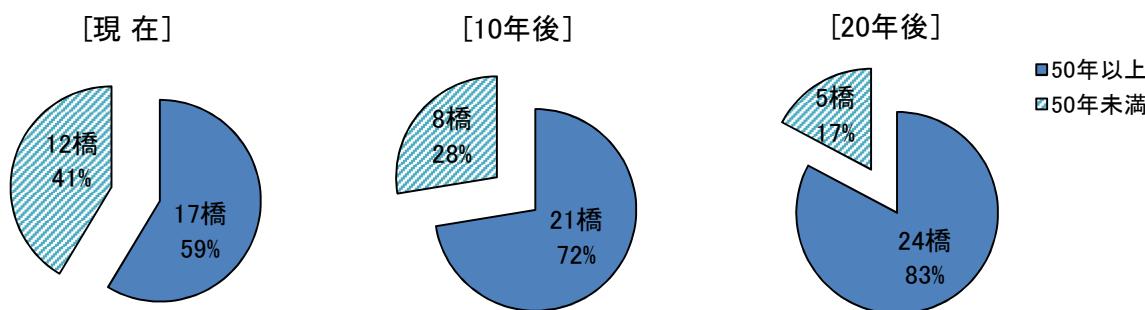


図1 供用 50 年を超える橋梁数の推移

2) 計画更新の目的

本区では、平成 21 年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の維持管理へと政策転換し、計画的な修繕や架替工事などを行ってきました。

今回の更新は、令和 8 年度より道路メンテナンス事業補助制度要綱の補助要件が変更されることから、橋梁の集約・撤去の方針における短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について記載するものです。

今後も、橋梁の長寿命化並びに修繕・架替、耐震対策に係る費用の縮減や平準化を図りつつ、地域における道路網の安全・安心を確保することを目的としています。

2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

1) 計画の対象橋梁

対象は、道路橋 26 橋、歩道橋 3 橋の合計 29 橋です。

表 2-1 道路橋(26 橋)一覧表

管理番号	橋 梁 名	橋長(m)	竣工年度	供用年数	橋の下状況
10010	うのもりばし 鵜乃森橋	12.20	1956	68	古隅田川
10020	もとみやはし 元宮橋	3.90	1958	66	水路
10030	たかさごすわはし 高砂諏訪橋	135.00	1960	64	新中川
10031	たかさごすわばしじんどうきょう 高砂諏訪橋人道橋	137.60	1977	47	新中川
10040	しらさぎばし 白鷺橋	7.60	1959	65	古隅田川
10050	ほそだはし 細田橋	119.00	1960	64	新中川
10051	ほそだばしじんどうきょう 細田橋人道橋	120.30	1978	46	新中川
10060	もとすみだはし 元隅田橋	5.60	1960	64	古隅田川
10070	りくぜんばし 陸前橋	15.50	1963	61	古隅田川
10080	さくらにはし 桜二橋	4.00	1968	56	水路
10090	にしのはし 西之橋	7.70	1968	56	水路
10091	むめいきょう 無名橋 (仮称: 新西之橋)	7.60	1989	35	水路
10100	しんこまつがどうきょう 新小松架道橋	21.30	1969	55	都道
10110	むめいきょう 無名橋 (仮称: 常磐線北側道橋)	10.80	1970	54	区道
10120	はらだはし 原田橋	11.20	1971	53	区道

管理番号	橋 梁 名	橋長 (m)	竣工年度	供用年数	橋の下状況
10130	奥戸橋	299.60	1972	52	中川等
10140	小松橋	262.70	1972	52	JR 総武線等
10150	無名橋 (仮称: 外環西人道橋)	5.40	1974	50	水路
10160	無名橋 (仮称: 外環東人道橋)	5.60	1974	50	水路
10170	堀切避難橋	61.20	1980	44	綾瀬川
10180	中の橋	47.60	1980	44	綾瀬川
10190	東四つ木避難橋	78.80	1986	38	綾瀬川等
10200	東之橋	5.70	1988	36	水路
10210	高砂橋	186.50	2002	22	中川
10220	富士見橋	10.00	2003	21	JR 新金線
10230	三和橋	119.00	2007	17	新中川

表 2-2 歩道橋(3橋)の一覧表

管理番号	橋 梁 名	橋長 (m)	竣工年度	供用年数	橋の下状況
20010	高砂跨線人道橋	73.10	1970	54	京成本線
20020	東四つ木四丁目歩道橋	47.90	1999	25	都道
20030	亀有香取歩道橋	117.60	2005	19	都道

2) 位置図

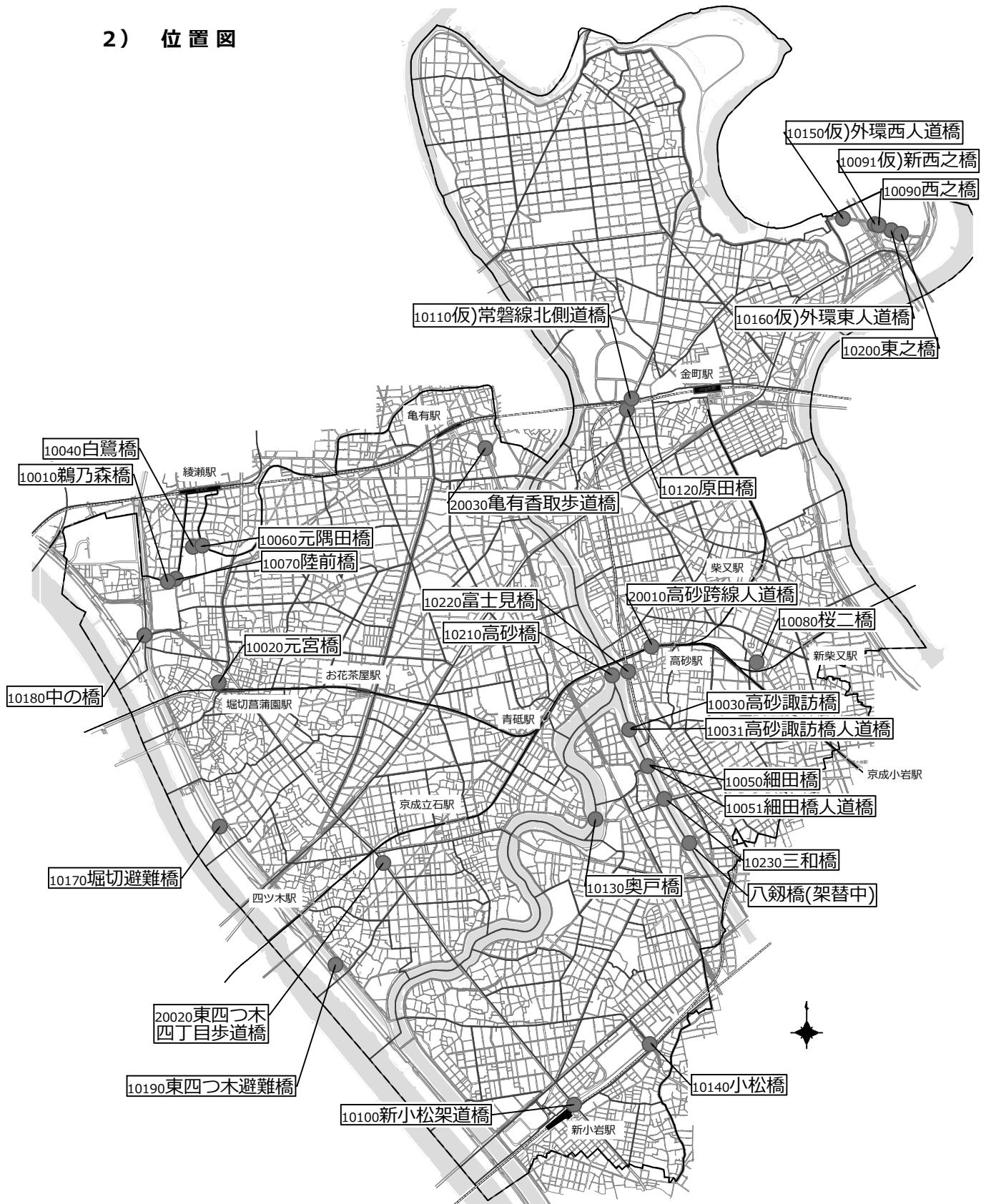


図2 橋梁位置図

3. 計画期間

計画期間については、長期計画は50年、中期計画は10年とします。

長期計画では、ライフサイクルコストが最小となる修繕等時期を劣化予測から想定し、予算を平準化した計画とします。

中期計画では定期点検の結果を踏まえ、実効性のある計画とします。

点検状況により、今後は概ね5年を目安に見直します。

4. 橋梁の維持管理に関する基本的な方針

1) 健全性の把握の基本的な方針

健全性の把握については、「葛飾区橋梁点検要領」に基づき、6ヶ月に1度実施する通常点検と5年に1度実施する定期点検の二つの点検から把握します。

定期点検においては、健全性診断の判定区分を、以下のI～IVで区分します。

表4 健全性診断の判定区分

区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急措置を講ずべき状態

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁の損傷の早期発見を目的とした通常点検を活用し、清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものは、日常的な維持作業により措置します。

5. 対策の優先順位の考え方

1) 健全性診断の判定区分による優先順位

定期点検時に、橋梁ごとの表4の健全性診断の判定区分により、以下の順位で対策します。

- ・判定区分IVの場合、通行止めなどの応急措置を含め、緊急に対策を行います。
- ・判定区分IIIの場合、概ね次回点検まで（5年）に対策を行います。
- ・判定区分IIの場合、予防保全型の対策を行います。

2) 橋梁の重要度による優先順位

跨線橋や跨道橋、緊急輸送道路など地域防災上重要な橋梁、斜張橋やアーチ橋などの特殊橋梁を重要な橋梁として優先的に対策します。なお、架替事業など他事業による架替えや撤去予定の橋梁、将来廃止予定の水路上に架かる橋梁は、健全性診断の判定区分IVの段階で対策します。

3) 点検結果及び対策内容と実施時期

資料1、2のとおり。

6. 橋梁の長寿命化及び修繕・架替・耐震対策に関する基本的な方針

1) 橋梁の寿命

架橋環境、交通量、鋼橋やコンクリート橋など、様々な要因により違いがありますが、本区では、予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、寿命 100 年以上を目指します。

2) 費用の縮減に関する基本方針

橋梁ごとにライフサイクルコストが最小となるように、最適な修繕計画を策定し、優先順位を勘案した予算の平準化を図ります。

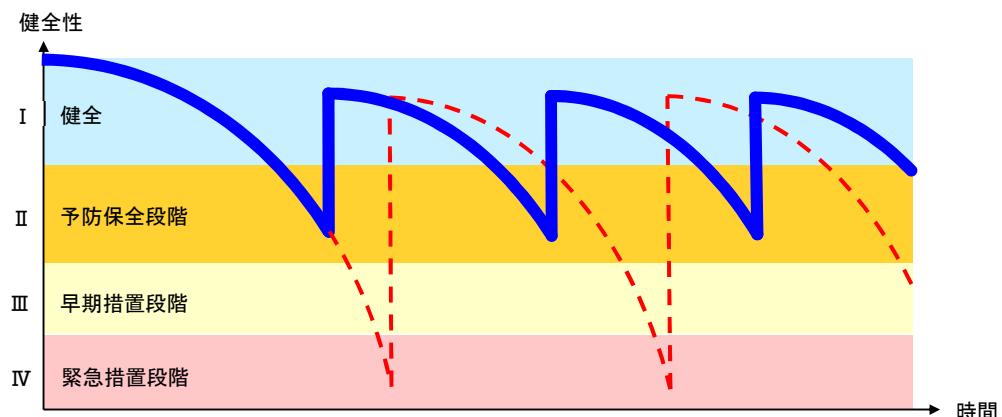


図 6 修繕サイクルイメージ

3) 新技術の活用方針

定期点検や修繕工事等において、点検支援技術性能力タログや NETIS 等を参考に新技術の活用を検討していきます。令和 11 年度までに実施する 5 橋の事業でライフサイクルコストの観点で費用の 1 割縮減を目指します。

4) 集約・撤去に関する検討方針

現状で、区の橋梁で集約・撤去については、以下の 3 ケースに分類し、検討していきます。

- a. 鉄道の連続立体交差事業や水路の廃滅により不要となる橋梁の撤去
- b. 車道橋と人道橋が並行する橋梁を架替える時期での集約
- c. 架橋時から周辺状況・社会的環境等が変わり交通量が極めて少ない橋梁の撤去

関連する事業進捗状況や橋梁の役割・性能、健全性等を踏まえて、適切な時期に検討していきます。また事業実施にあたっては、交通量や代替施設の有無等を確認したうえで、地域住民と調整を図りながら検討を進めています。

集約・撤去について、令和 11 年度までに 2 橋を目標に、維持管理費約 5 % のコスト縮減を目指します。

5) 新中川に架かる橋梁の架替え

新中川に架かる八剣橋・八剣橋人道橋、細田橋・細田橋人道橋、高砂諏訪橋・高砂諏訪橋人道橋の各橋梁については、老朽化に加え、歩行者等の安全な通行の確保や防災性の向上を図るためにも、基本計画『新中川橋梁架替事業』に基づいて、順次架替えを進めています。現在は、八剣橋の架替えを施工中です。

6) 耐震対策の方針

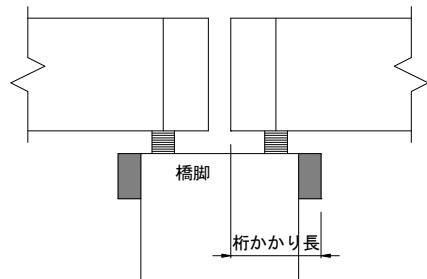
平成 7 年の兵庫県南部地震では、橋脚の倒壊など橋梁に甚大な被害が発生しました。これを受け、橋梁の耐震基準は大幅に改定されました。本区では、路線の重要度や橋梁の架設年度などから優先順位を定めて対策を講じてきました。その後も平成 23 年の東北地方太平洋沖地震、平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震といった大規模地震が発生しており、これに伴い橋梁の耐震基準は改定されています。そのため、本区でも新しい基準により対策を進める必要があります。

また、東京都では河川施設の耐震対策を進めており、河川橋梁付近でも対策が講じられています。本区においても、インフラの耐震性能の整合を図るために、橋梁の耐震対策を進める必要があります。

こうしたことから、安全・安心な暮らしを確保し、災害に強いまちづくりを実現するためには、橋梁の耐震対策を推進していきます。

■主な耐震対策例

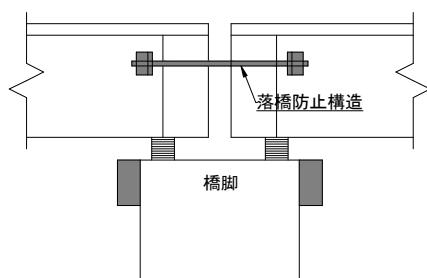
- ・落橋防止対策



桁かかり長の確保



細田橋

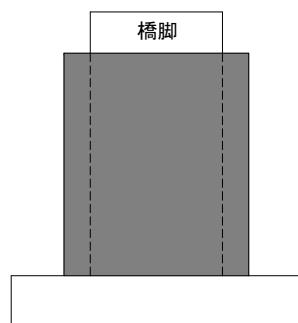


落橋防止構造の設置



小松橋

- ・橋脚の補強対策



RC 橋脚のコンクリート巻立て

7. 対策費用の算出

今後 50 年間に必要となる橋梁維持管理費用について、定期点検の結果を踏まえ予測を行いました。事後保全型（計画的な修繕によらず、劣化が進行した段階で修繕を行う手法）と予防保全型（計画的な修繕により長寿命化を図る手法）のそれぞれで概算の費用を算出しました。

なお、対策においては、補助金等を活用しながら平準化を図り、計画的に実施していきます。

内訳

- ・事後保全型の維持管理を続けた場合の橋梁の維持管理費 : 142 億円
- ・予防保全型の維持管理を実施した場合の橋梁の維持管理費 : 61 億円

(※ 耐震対策に係る費用は含まず)

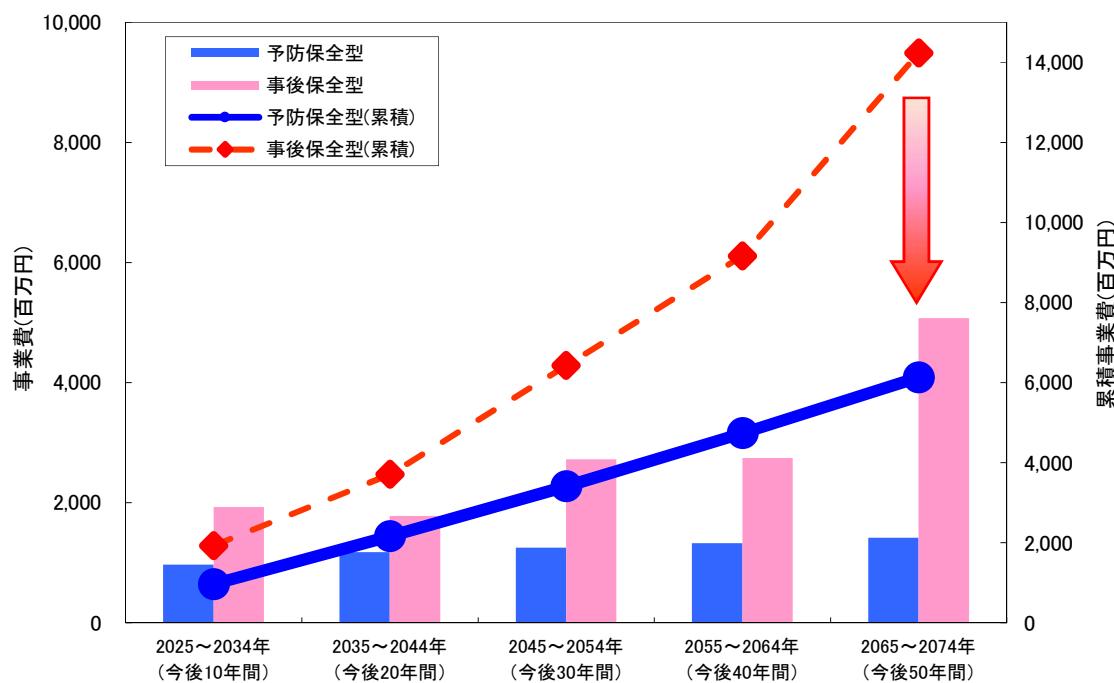


図 7 長寿命化修繕計画の概算費用

8. 計画策定担当部署

葛飾区 都市整備部 道路補修課 Tel : 03-5654-9582

■SDGsと本計画との関係について

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い社会の実現を目指すための17の国際目標（ゴール）です。

葛飾区基本計画では、基本方針の1つとして「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めることとしています。

本計画では、SDGsの目標3「保健」、目標7「エネルギー」、目標9「インフラ、産業化、イノベーション」、目標11「持続可能な都市」、目標12「持続可能な生産と消費」、目標17「実施手段」の6つのゴールを目標に取り組んでいきます。



健全性診断の判定区分

表 健全性診断の判定区分一覧表

管理番号	橋 梁 名	橋長(m)	竣工年度	判定区分			
				一巡目 点検	二巡目点検		
					2020	2022	2023
10010	鶴乃森橋	12.20	1956	I	I		
10020	元宮橋	3.90	1958	II	II		
10030	高砂諏訪橋	135.00	1959	I		II	
10031	高砂諏訪橋人道橋	137.60	1977	I		II	
10040	白鷺橋	7.60	1959	I	I		
10050	細田橋	119.00	1960	II		II	
10051	細田橋人道橋	120.30	1978	II		II	
10060	元隅田橋	5.60	1960	I	I		
10070	陸前橋	15.50	1963	I		I	
10080	桜二橋	4.00	1968	II	II		
10090	西之橋	7.70	1968	II	II		
10091	無名橋(仮称:新西之橋)	7.60	1989	I	I		
10100	新小松架道橋	21.30	1969	II			II
10110	無名橋(仮称:常磐線北側道橋)	10.80	1970	II	II		
10120	原田橋	11.20	1971	II	II		
10130	奥戸橋	299.60	1972	II		II	
10140	小松橋	262.70	1972	II			II
10150	無名橋(仮称:外環西人道橋)	5.40	1974	I	II		
10160	無名橋(仮称:外環東人道橋)	5.60	1974	III	III		
10170	堀切避難橋	61.20	1980	I		I	
10180	中の橋	47.60	1980	I		I	
10190	東四つ木避難橋	78.80	1986	I			II
10200	東之橋	5.70	1988	II	II		
10210	高砂橋	186.50	2002	I		I	
10220	富士見橋	10.00	2003	I	II		
10230	三和橋	119.00	2007	I		I	
20010	高砂跨線人道橋	73.10	1970	II			II
20020	東四つ木四丁目歩道橋	47.90	1999	II			I
20030	亀有香取歩道橋	117.60	2005	I			I

対策内容と実施時期

表 対策内容と概ねの実施時期

凡例：○点検 ★工事 ■耐震

管理番号	橋梁名	実施時期										主な対応内容
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
10010	鵜乃森橋	○					○	★				舗装等
10020	元宮橋	○					○					
10030	高砂諏訪橋			○					○			架替事業対象
10031	高砂諏訪橋人道橋			○					○			架替事業対象
10040	白鷺橋	○					○					
10050	細田橋			○					○			架替事業対象
10051	細田橋人道橋			○					○			架替事業対象
10060	元隅田橋	○					○					
10070	陸前橋			○					○			
10080	桜二橋	○					○					
10090	西之橋	○					○					
10091	無名橋 (仮称:新西之橋)	○					○					
10100	新小松架道橋				○			■		○		
10110	無名橋 (仮称: 常磐線北側道橋)	○					○	■	★			舗装, 上部工補修等
10120	原田橋	○					○	■	★	★		塗装, 舗装等
10130	奥戸橋	★		○					○		★	上部工補修等
10140	小松橋				○					○		
10150	無名橋 (仮称:外環西人道橋)	○					○					
10160	無名橋 (仮称:外環東人道橋)	○					○					
10170	堀切避難橋		■	○■					○	★		塗装等
10180	中の橋			○	■	■	★■		○			塗装等
10190	東四つ木避難橋		★	★	○				■	○■	■	塗装, 舗装等
10200	東之橋	○					○					
10210	高砂橋			○	★				○		★	舗装, 塗装等
10220	富士見橋	○					○					
10230	三和橋			○★					○			舗装等
20010	高砂跨線人道橋				○					○		
20020	東四つ木四丁目歩道橋				○	★				○		塗装等
20030	亀有香取歩道橋				○					○★		塗装等

3 新旧対照表（関連部分抜粋）

現行	更新案
<p>葛飾区橋梁長寿命化修繕計画 令和7年(2025年)3月 (略)</p> <p>1. 2) 計画更新の目的 (略) 今回の更新は、<u>令和2年度から令和5年度に全ての橋梁において定期点検を実施したため、点検結果を踏まえて計画を更新します。また、耐震対策においても、技術基準の改定や東京都で実施している河川施設の耐震対策との整合を図るため、新たに方針を定めます。</u> (略)</p> <p>6. 4) 集約・撤去に関する検討方針 (略) 集約・撤去について、令和11年度までに2橋を目標に<u>検討を行います。</u> (略)</p>	<p>葛飾区橋梁長寿命化修繕計画 令和7年(2025年)12月 (略)</p> <p>1. 2) 計画更新の目的 (略) 今回の更新は、<u>令和8年度より道路メンテナンス事業補助制度要綱の補助要件が変更されることから、橋梁の集約・撤去の方針における短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について記載するものです。</u> (略)</p> <p>6. 4) 集約・撤去に関する検討方針 (略) 集約・撤去について、令和11年度までに2橋を目標に、<u>維持管理費約5%のコスト縮減を目指します。</u> (略)</p>

4 今後の予定

本計画に基づき、予防保全型管理を基本とした計画的な修繕・更新を推進していく。

また、点検・修繕技術の進展や橋梁を取り巻く環境の変化、各種点検結果を踏まえ、本計画の見直しを継続して行う。

- ・令和7年12月 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画〔更新〕の公表

(仮称)新小岩一丁目公園の整備について

公園課

1 概要

(仮称)新小岩一丁目公園の整備事業は、旧都営アパートの土地を確保し、地域の身近な公園及び防災活動拠点として整備するため、設計を進めている。
このたび、整備計画案及び事業スケジュールを取りまとめたもの。

2 所在地

葛飾区新小岩一丁目15番

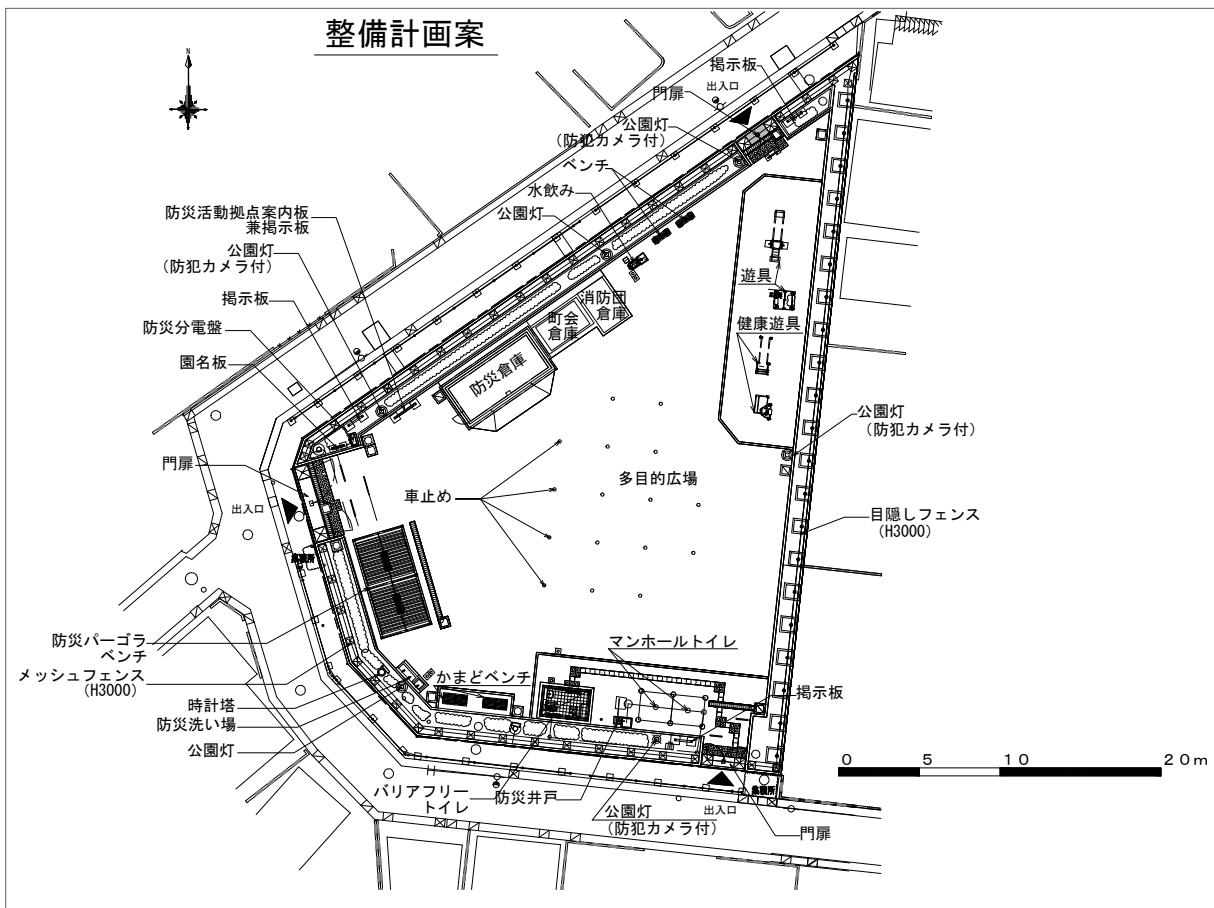
【案内図】



3 面積

約950m²

4 整備計画案



5 事業スケジュール（予定）



6 参考資料

資料1のとおり

新小岩一丁目公園（仮称）

整備事業通信

令和7年5月

日頃より公園事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

葛飾区では、葛飾区新小岩一丁目15番（旧都営平井仲町アパート跡地）において、新小岩一丁目公園（仮称）の整備を予定しております。令和6年度は公園施設の配置などを検討する基本設計を行い、周辺住民・地元自治町会の方を対象とした意見交換会及びアンケートでのご意見を踏まえて、公園の施設配置が決定しました。この通信では、施設配置や事業スケジュール等についてお知らせいたします。

公園コンセプト・整備方針

◇コンセプト◇	地域の防災活動拠点整備と憩いの場の創出		
自治会活動が行える広場整備	防災活動拠点としての防災施設の設置	幅広い年齢層が使用できる遊具の設置	治安維持のための防犯対策

公園の施設配置

遊具イメージ



インターロッキングブロック舗装



車止め



マンホールトイレ



バリアフリートイレ



かまどベンチ



【凡例】



金網フェンス



防災倉庫



公園概要

所在地：葛飾区新小岩一丁目15番（旧都営平井仲町アパート跡地）

公園面積：950.94m²

事業スケジュール

新小岩一丁目公園（仮称）は、令和9年夏の開園に向け、設計及び工事を進めてまいります。

多目的広場
消防団倉庫
町会倉庫

公園施設の仕様につきましてはあくまでイメージのため、変更が生じる場合がございます。

新小岩一丁目公園（仮称）整備概要説明会

周辺住民・地元自治町会の皆様からのご意見を踏まえて設定した公園の施設配置等についての説明会を開催し、地域の方々にご参加いただきました。ここでは、これまでにいただいたご意見等の概要と、当日いただいたご意見・ご質問について報告します。

【開催概要】

開催日：令和7年3月26日(水) 18:30～19:30

場所：新小岩南集い交流館 2F 会議室

次第：①開会挨拶

②担当職員紹介

③整備概要説明

④質疑応答

⑤閉会



(説明会の様子)

（周辺住民・地元自治町会の皆様からのご意見）

周辺住民・地元自治町会の皆様からのご意見

令和6年9月に公園整備について周辺住民の皆様との意見交換会を開催し、主に防犯対策等についてご意見をいただきました。また、周辺住民の皆様にアンケートを配布し、公園の施設配置や利用ルール等についてご意見をいただきました。

主な意見内容-1 防犯対策

- 公園での騒音・溜まり場とならないよう対策を行ってほしい。
- 公園全体が鳴るよう、防犯カメラを増設してほしい。
- トイレはフェンスの内側に設置して夜間は閉鎖してほしい。
- 公園東側の民地との境界では、目隠しとなるフェンスを設置してほしい。

主な意見内容-2 利用ルール

- 公園が溜まり場にならないよう夜間は閉鎖してほしい。
- ボール遊びは新小岩公園ができるため、本公園では制限してほしい。

周辺住民・地元自治町会の皆様からのご意見

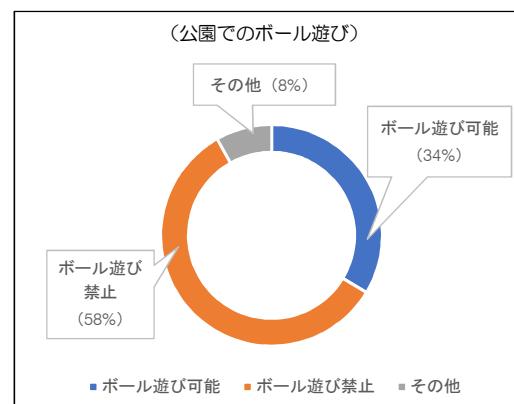
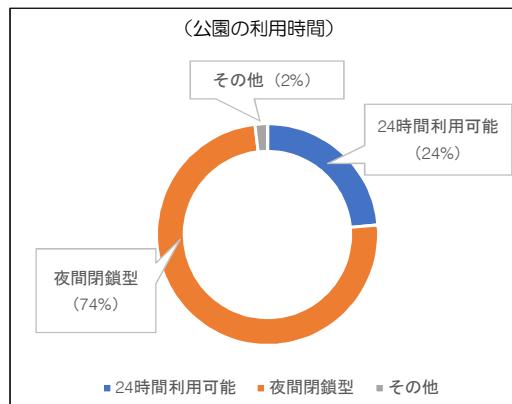
主な意見内容-3 裝置について

- 砂の飛散が発生するので、ダスト舗装はやめてもらいたい。

主な意見内容-4 公園施設について

- 幼児が遊べる遊具を増やしてほしい。
- かまどベンチの数を増やしてほしい。
- 公園の出入口を増やしてほしい。
- 公園利用者以外も駐輪する可能性があるため、公園の駐輪場は設置しないでほしい。

（公園の利用ルールについてのアンケート回答）



（周辺住民・地元自治町会の皆様からのご意見に対する区の回答）

- 公園での騒音・溜まり場とならないように夜間閉鎖する等、防犯対策を行ってほしい。
→公園は夜間閉鎖し、公園東側の民地との境界は目隠しフェンスを設置。
- 公園全体が映るように、防犯カメラを増設してほしい。
→公園内に死角ができないよう、合計4基配置。
- ボール遊びは新小岩公園ができるため、本公園では制限してほしい。
→本公園ではボール遊び禁止とし、広場には障害物として車止めを設置。
- 砂の飛散が発生するので、ダスト舗装はやめてもらいたい。
→広場の舗装をインターロッキングブロック舗装に変更。
- 幼児が遊べる遊具を増やしてほしい。
→スwing遊具と滑り台を設置。
- かまどベンチの数と公園の出入口を増やしてほしい。
→かまどベンチは2基、出入口は3箇所設置。
- 公園利用者以外も駐輪する可能性があるため、駐輪場は設置しないでほしい。
→駐輪場は設置しない。
- 公園内に日陰はあるのか。
→日除けとして防災パーゴラを設置。

整備概要説明会でいただいたご意見・ご質問のうち、当日ご回答できなかった内容に対する区の考え方を以下にお示しします。貴重なご意見・ご質問をいただきありがとうございました。

ご意見・ご質問	区の考え方
1. 公園予定地の外側にある歩道において、放置自転車が多く見受けられる。何か対策を講じられないか。	この地域の放置自転車総合対策業務を委託している事業者に情報提供を行い、駐輪指導・警告等を行っていく形で対応いたします。(担当：交通政策課)
2. 車両が通行しやすいように、公園接道部の道路をセットバックできないか。	車両の通行を考える場合、公園接道部のみならず周辺の道路も合わせて拡幅する必要があります。現時点では周辺の道路も狭いため、公園接道部をセットバックで拡幅する予定はありません。(担当：道路管理課)
3. 健康遊具は、新小岩公園にも既に設置されている。健康遊具以外にほかの種類の遊具は採用できないのか。	本公園は、面積が狭いため限られたスペースで配置可能な遊具を選定し、アンケートにて遊具に関するご意見を募りました。その結果、幼児用遊具に加えて健康遊具の設置を望む回答を多くいただいたため、アンケートにてお示しした健康遊具を配置しております。
4. 周辺には外国人も多く住んでいる。公園のルール等を掲示する際には多言語表記にできないか。	公園の利用ルールの掲示につきましては、令和7年度から行う実施設計の中で、関係部署と協議しながら検討いたします。
5. 公園内は禁煙とのことだが、ルールを守らない人もいるため、かまどベンチの付近でたばこのにおい対策はできないか。	公園内は禁煙のため、禁煙のルールを守っていただけよう、啓発活動を行うなど対策を行います。

公園整備についてご不明点等ございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

■発行：葛飾区都市整備部公園課建設係

住所：〒124-8555 葛飾区立石6-9-1

電話： 03-3695-8385（直通）

担当：新沼・青木・平澤
にいぬま あおき ひらさわ

令和7年度主要工事進捗状況 (1/2)

道路補修課

(令和7年10月31日現在)

整理番号	工事番号	工 事 件 名	工 事 箇 所	契 約 金 額	契 約 者	工 期	出 来 高	進捗状況 (単位%)			
								工 種	工種割合	工種進捗率	出来高
①	令和6年度 第01号	都市計画道路補助第276号線 (細田北) 整備 (その1) 及び排水施設 (その1) 工事	細田四丁目 12番先から 細田三丁目 30番先まで	473,220,000	尾花興業株	R6.6.24 R9.2.24	53.5 %	1) 準備・片付け工	7.3	95.8	7.0
								2) 土工	18.9	52.7	10.0
②	令和6年度 第001号	八剣橋橋梁架替 (その10) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	739,640,000	成和建設株	R6.6.24 R7.12.26	97.0 %	3) 電線共同溝工	33.0	72.4	23.9
								4) 排水施設工	39.5	31.9	12.6
③	令和6年度 第012号	八剣橋橋梁架替 (その11) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	5) 信号機施設工	1.3	0.0	0.0
								100.0			53.5
②	令和6年度 第001号	八剣橋橋梁架替 (その10) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	739,640,000	成和建設株	R6.6.24 R7.12.26	97.0 %	1) 準備・片付け工	4.0	75.0	3.0
								2) 構造物撤去工	0.5	100.0	0.5
③	令和6年度 第012号	八剣橋橋梁架替 (その11) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	3) 土留・仮締切設置工	11.0	100.0	11.0
								4) 作業土工	10.1	100.0	10.1
④	令和6年度 第013号	八剣橋橋梁架替 (その12) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	5) 橋台軸体工	13.0	100.0	13.0
								6) 土留・仮締切撤去工	3.5	100.0	3.5
⑤	令和6年度 第014号	八剣橋橋梁架替 (その13) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	7) 鋼矢板新設工	9.0	100.0	9.0
								8) 護岸復旧工	1.4	100.0	1.4
⑥	令和6年度 第015号	八剣橋橋梁架替 (その14) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	9) タイロッド・腹起設置工	1.2	100.0	1.2
								10) 高圧噴射攪拌工	36.0	100.0	36.0
⑦	令和6年度 第016号	八剣橋橋梁架替 (その15) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	11) 笠コンクリート工	8.0	100.0	8.0
								12) 集水池・排水口工	0.3	100.0	0.3
⑧	令和6年度 第017号	八剣橋橋梁架替 (その16) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	13) 転落防止柵・道路付属物工	2.0	0.0	0.0
								100.0			97.0
⑨	令和6年度 第018号	八剣橋橋梁架替 (その17) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	1) 準備・片付け等	6.3	4.8	0.3
								2) 构製作工	50.1	89.6	44.9
⑩	令和6年度 第019号	八剣橋橋梁架替 (その18) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	3) 輸送工	4.8	0.0	0.0
								4) 地組工	0.5	0.0	0.0
⑪	令和6年度 第020号	八剣橋橋梁架替 (その19) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	5) 架設工	30.4	3.3	1.0
								6) 現場継手工	4.3	0.0	0.0
⑫	令和6年度 第021号	八剣橋橋梁架替 (その20) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	7) 橋面工	1.3	0.0	0.0
								8) 現場塗装工	1.0	0.0	0.0
⑬	令和6年度 第022号	八剣橋橋梁架替 (その21) 工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	726,715,000	(株)横河 プリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	46.2 %	9) 橋梁足場工	1.3	0.0	0.0
								100.0			46.2

令和7年度主要工事進捗状況 (2/2)

道路補修課

(令和7年10月31日現在)

整理番号	工事番号	工 事 件 名	工 事 箇 所	契 約 金 額	契 約 者	工 期	出 来 高	進捗状況 (単位%)			
								工 種	工種割合	工種進捗率	出来高
④	令和7年度 第01号	柴又公園拡張部 (広場等) 整備工事	柴又七丁目19番14号 及び10番16号	246,895,000	東香園(株)	R7. 6. 24 R8. 6. 1	17.0 %	1) 準備・片付け工	4.0	50.0	2.0
								2) 土工・撤去工	9.2	28.3	2.6
								3) 植栽工	1.5	0.0	0.0
								4) 給排水設備工	5.6	16.1	0.9
								5) 電気設備工	16.7	10.8	1.8
								6) 園路広場工	8.7	0.0	0.0
								7) サービス施設工	1.9	0.0	0.0
								8) 管理施設整備工	23.1	16.5	3.8
								9) 付帯施設工	2.0	20.0	0.4
								10) 建築工	23.6	14.8	3.5
								11) 仮設工	3.7	54.1	2.0
									100.0		17.0
⑤	令和7年度 第03号	小菅西公園スケートボード場 設置工事	小菅一丁目 2 番 1 号	236,390,000	株山溪緑地	R7. 6. 24 R8. 3. 31	23.8 %	1) 準備・片付け工	5.0	60.0	3.0
								2) 土工・撤去工	3.6	91.7	3.3
								3) 給排水設備工	2.1	81.0	1.7
								4) 電気設備工	20.8	13.5	2.8
								5) 園路広場工	13.6	0.0	0.0
								6) 遊戯施設整備工	26.9	35.3	9.5
								7) 修景施設整備工	0.1	0.0	0.0
								8) サービス施設工	3.5	0.0	0.0
								9) 管理施設工	23.8	14.7	3.5
								10) サイン工	0.6	0.0	0.0
									100.0		23.8

主要工事施工箇所図

令和7年10月31日現在



令和7年度組織及び事務分掌一覧

(令和7年12月1日現在)

環境部

令和7年度環境部組織及び事務分掌一覧

(令和7年12月1日現在)



令和7年度都市整備部組織及び事務分掌一覧

(令和7年12月1日現在)

都市整備部

令和7年度都市整備部組織及び事務分掌一覧

(令和7年12月1日現在)





道路建設課長 船曳 健太 (内線2571)	事業推進係長 [課長補佐]水谷 直基 [主 査]石鍋 一晴 (内線2572)	都市計画道路等の事業計画及び進行管理、電線類の地中化に係る事業計画、都市計画道路等の事業認可・国庫補助金、都市計画道路等に係る用地の調査、課内庶務
	工事係長 高木 知英 [主 査]鎌木 悠平 (内線2574)	都市計画道路等の設計及び工事の施行、電線類の地中化工事の設計・施工、都市計画道路事業等に係る技術管理
	用地第一係長 並木 好夫 [主 査]古澤 洋平 (内線2174)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	用地第二係長 大南 孝二 (内線2175)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	用地第三係長 森川 勝 (内線2176)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	工務係長 [課長補佐]小林 昭彦 (内線2981)	道路・橋梁・公共溝渠及び公衆便所等の維持管理業務の計画及び進行管理、道路保全事務所との連絡調整、関係機関との調整、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の計画及び進行管理、道路・公共溝渠等の調査及び修繕改修計画の策定、道路・橋梁等の維持管理に係る技術管理、課内庶務
道路補修課長 山口 宣之 (内線2968)	道路照明係長 飯森 貴康 (内線2983)	街路灯の修繕改修工事の設計及び施行、街路灯の維持管理に係る業務委託、私道防犯灯に係る助成・調整・協議
	工事第一係長 中野 泰行 (内線2578)	道路・公共溝渠等の修繕改修工事の設計及び施行、受託復旧工事の設計及び施行、交通安全施設設置工事の設計及び施行、歩道勾配改善事業
	工事第二係長 平尾 靖 (内線2979)	道路・公共溝渠等の修繕改修工事の設計及び施行、受託復旧工事の設計及び施行、交通安全施設設置工事の設計及び施行、歩道勾配改善事業
	橋梁係長 橋本 雅俊 (内線2577)	橋梁の架け替え・新設・改修等の事業計画及び進行管理、橋梁の架け替え・新設・改修等の工事の設計及び施行
	街路樹係長 中村 隆治 (内線2969)	街路樹の維持管理計画・維持管理工事の設計・施工、街路樹の維持管理に係る業務委託、自然再生区域の植物の管理
	道路保全事務所長 [課長補佐]海老澤 智 [主 査]吉野 剛 (内線2976)	区内道路施設等の維持補修等、水防作業等
公園課長 大谷 幸平 (内線2988)	工務係長 大木 寛之 [主 査]大和田 佳幸 (内線2943)	公園・児童遊園・管理河川・排水場の計画・調整・進行管理、公園・児童遊園等事業の国庫補助金等、公園管理所との連絡調整、宅地開発に伴う公園整備、公園・児童遊園等事業に係る技術管理、課内庶務
	建設係長 平澤 直宏 [主 査]大石 豊 (内線2977)	公園・児童遊園・管理河川の新設改良工事の設計及び施行、排水場施設の撤去工事の設計及び施行、新設改良工事・撤去工事に伴う関係機関・区民との調整
	施設再生係長 富樫 昇 (内線2944)	公園・児童遊園・管理河川・排水場の維持更新工事の設計及び施行、維持更新工事に伴う関係機関・区民との調整
	管理運営係長 [課長補佐]竹内 浩真 (内線2982)	公園・児童遊園・金魚展示場の管理運営、管理河川・排水場の管理、公園・児童遊園・管理河川・排水場の占用・使用、静観亭、民間遊び場
	公園担当係長 [課長補佐]佐々木 勝啓 (内線2952)	全国みどりと花フェアかつしかに関する公園・児童遊園の維持更新工事の設計及び施行、維持更新工事に伴う関係機関・区民との調整、管理河川の維持更新工事の設計及び施行
	公園管理所長 中川 貴司 (内線2995)	公園施設の維持管理、水防作業等
	公園管理担当係長 中川 智之 (内線2995)	公園管理等全般